

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和6年2月28日(水)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第6号 函南町立幼稚園、こども園の園歯科医、園薬剤師の委嘱について

議案第7号 函南町立小学校薬剤師の委嘱について

議案第8号 第二期函南町スポーツ推進計画の策定について

議案第9号 第四次函南町子どもの読書活動推進計画の策定について

議案第10号 函南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第11号 函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

議案第12号 令和6年度教育課程等編成の申請について

議案第13号 令和6年度函南町教職員人事異動について

議案第14号 要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について

5 報 告

報告第3号 区域外就学の承諾について

6 そ の 他

(1) 後援申請について

ア 第61回静岡県母親大会

イ 函南町文化協会主催 第6回「函南日舞さくらの会」

ウ 函南町文化協会主催 第15回「函南フラフェスタ」

エ キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験

オ 第13回 税に関する絵はがきコンクール

カ 伊豆こどものまち「にじの子タウン」2024

キ 2024自然体験キャンプ「アドベンチャージュニア」

ク 第27回宇宙と天文の講演会 「ほうき星の謎-予測できないから面白い-」

ケ マンドリンコンサート

(2) 令和6年度の定例教育委員会及び教育委員会所管施設訪問の日程等について

次回委員会開催予定

定例会 令和6年3月22日(金) 9:00～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※同日13:10より総合教育会議を開催予定です。

教育長関係報告事項

令和6年2月28日（水）

月日	曜日	内 容
1月29日	月	・町初任者研修(15:30～)
1月30日	火	・町内校長会(13:00～) ・函南町高等学校PTA連絡協議会(19:00～)
2月1日	木	・第2回田方地区教員研修協議会委員会(9:30～) ・田方地区教育長会(11:00～)
2月5日	月	・企画会議(9:00～) ・月光天文台カレンダー贈呈式(11:00～) ・学校運営協議会(15:00～)
2月6日	火	・史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会(14:00～)
2月7日	水	・子ども・子育て会議(19:00～)
2月8日	木	・県立田方農業高等学校運営協議会(13:30～)
2月9日	金	・春光幼稚園研究発表会(9:00～)
2月11日	日	・函南町駅伝大会(9:00～)
2月14日	水	・静東教育事務所管内教育委員会教育長会(9:30～)
2月15日	木	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～)
2月16日	金	・能登半島地震災害派遣職員出発式(11:30～) ・臨時企画会議(13:15～) ・函南町就学支援委員会(14:30～) ・児童虐待防止講演会(18:00～)
2月19日	月	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～)
2月20日	火	・令和6年第1回(3月)函南町議会定例会(9:00～) ・いじめ防止等生徒指導連絡協議会(14:00～)
2月21日	水	・能登半島地震災害派遣職員報告会(16:00～)
2月22日	木	・学校保健活動優良校候補校視察(8:20～)
2月24日	土	・函南町福祉大会(13:30～)
2月26日	月	・スポーツ推進審議会答申(13:00～) ・課長等連絡会議(14:00～) ・企画会議(15:00～)
2月27日	火	・田方地区学校保健会監査(9:00～) ・町内校長会(13:00～)
2月28日	水	・定例教育委員会(13:00～)

議案第 6 号

函南町立幼稚園、こども園の園歯科医、園薬剤師の委嘱について

函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第1号）第26条の規定により、別紙の者に園歯科医、園薬剤師を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立幼稚園、こども園の園歯科医、園薬剤師から辞退の申し出があったので、後任の委嘱について承認を求めるものです。

委嘱日 令和6年4月1日

令和6年度 函南町立春光幼稚園 園歯科医（案）

1 氏 名 宮原 大地

2 住 所 函南町間宮 607 番地の 3

3 勤務先 みやはら歯科 函南町間宮 607 番地の 3

現在の園歯科医

1 氏 名 向笠 寛

2 住 所 函南町柏谷 1019 番地の 25

3 勤務先 向笠歯科医院 函南町平井 906 番地

令和6年度 函南町立自由ヶ丘幼稚園 園薬剤師（案）

1 氏 名 鈴木 和也

2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

現在の園薬剤師

1 氏 名 鈴木 真知子

2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

令和6年度 函南町立間宮幼稚園 園薬剤師（案）

1 氏 名 鈴木 和也

2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

現在の園薬剤師

1 氏 名 鈴木 真知子

2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

令和6年度 函南町立二葉こども園 園薬剤師（案）

1 氏 名 鈴木 真知子

2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

現在の園薬剤師

1 氏 名 青木 晶子

2 住 所 三島市大場 399 番地の 4

3 勤務先 めぐみ薬局 三島市大場 399 番地の 4

学校医等委嘱内申書

春光幼 第 35 号
令和 6 年 2 月 2 日

函南町教育委員会 様

春光幼稚園長 遠藤 弘美



次のとおり園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園歯科医	宮原 大地	間宮 6 0 7 番 地の 3	歯科医を新たに 委嘱するため	令和 6 年 4 月 1 日

春光幼稚園
令和 6 年 2 月 2 日
遠藤 弘美

辞 退 届

このたび、都合により函南町立春光幼稚園の園歯科医を令和6年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

住 所 函南町平井906

氏 名 向笠 寛



承 諾 書

このたび、令和6年4月1日より函南町立春光幼稚園の園歯科医として就任することを承諾いたします。

令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

住 所 函南町 間宮 607-3

氏 名 宮原 大地



学校医等委嘱内申書

第 29 号
令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

自由ヶ丘幼稚園長 杉山 恵子



次のとおり園医、~~園歯科医~~及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園薬剤師	鈴木 和也	上沢 2 3 3 番 地の 2 2	薬剤師を新たに 委嘱するため	令和 6 年 4 月 1 日



辞 退 届

このたび、都合により函南町立自由ヶ丘幼稚園の園薬剤師を令和6年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 6 年 2 月 2 / 日

函南町教育委員会 様

静岡県田方郡函南町上沢233-22
有限会社 函南 鈴木薬局

住 所 TEL<055>978-6922

氏 名 鈴木 真知子



承 諾 書

このたび、令和6年4月1日より函南町立自由ヶ丘幼稚園の園薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

静岡県田方郡函南町上沢233-22
有限会社 函南 鈴木薬局
TEL<055>978-6922

住 所

氏 名 鈴木 和也



学 校 医 等 委 嘱 内 申 書

第 36 号
令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

間宮幼稚園長 加藤 弘子



次のとおり~~園医、園歯科医及び~~園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園薬剤師	鈴木 和也	上沢 2 3 3 番 地の 2 2	薬剤師を新たに 委嘱するため	令和 6 年 4 月 1 日



辞 退 届

このたび、都合により函南町立間宮幼稚園の園薬剤師を令和6年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和6年2月21日

函南町教育委員会 様

静岡県田方郡函南町上沢233-22
有限会社 函南 鈴木 薬局

住 所 TEL<055>978-6922

氏 名 鈴木 真知子



承 諾 書

このたび、令和6年4月1日より函南町立間宮幼稚園の園薬剤師として就任することを承諾いたします。

令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

静岡県田方郡函南町上沢233-22
有限会社 函南 鈴木薬局
TEL<055>978-6922

住 所

氏 名

鈴木 和也



学校医等委嘱内申書

第 29 号
令和 6 年 2 月 21 日

函南町教育委員会 様

二葉こども園長 田村 美和子



次のとおり園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園薬剤師	鈴木 真知子	上沢 2 3 3 番 地の 2 2	薬剤師を新たに 委嘱するため	令和 6 年 4 月 1 日



辞 退 届

このたび、都合により函南町立二葉こどもの園薬剤師を令和6年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和6年 2 月 / 3 日

函南町教育委員会 様

住 所 三島市大場399-4
氏 名 青木 晶子 (青木印)



承 諾 書

このたび、令和6年4月1日より函南町立二葉こども園の園薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和6年2月13日

函南町教育委員会 様

静岡県出方郡函南町上沢233-24
有限会社 函南 鈴木薬局
TEL<055>978-6922

住 所

氏 名 鈴木真知子



函南町立幼稚園規則（昭和39年4月1日教委規則第1号）

最終改正:令和3年12月22日教委規則第7号

改正内容:令和3年12月22日教委規則第7号〔令和4年4月1日〕

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

議案第 7 号

函南町立小学校薬剤師の委嘱について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第22条の規定により、別紙の者に薬剤師を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立桑村小学校の学校薬剤師から辞退の申し出があったので、後任学校薬剤師の委嘱について承認を求めるものです。

委嘱日 令和6年4月1日

令和6年度 函南町立函南中学校 学校薬剤師（案）

- 1 氏 名 鈴木 和也
- 2 住 所 函南町上沢 233 番地の 22
- 3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

現在の学校薬剤師

- 1 氏 名 青木 晶子
- 2 住 所 三島市大場 399 番地の 4
- 3 勤務先 めぐみ薬局 三島市大場 399 番地の 4



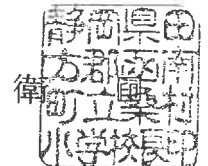
様式第 25 号 (第 12 条関係)

学 校 医 等 委 嘱 内 申 書

函桑小 第 187 号
令和 6 年 2 月 14 日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校長 渡 邊



次のとおり~~学校医、学校歯科医及び学校薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
薬剤師	鈴木 和也	函南町上沢 233 番地の 22 (函南鈴木薬局)	現薬剤師より辞退申 出があったため	令和 6 年 4 月 1 日
				以下余白





辞 退 届

このたび、都合により函南町立桑村小学校の学校薬剤師を令和6年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和6年 2 月 13 日

函南町教育委員会 様

住 所 三島市大場399-4
氏 名 青木 晶子 





承 諾 書

このたび、令和6年4月1日より函南町立桑村学校の学校薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和6年2月13日

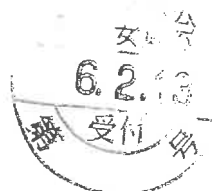
函南町教育委員会 様

静岡県田方郡函南町上沢133-22
有限会社 函南 鈴木 薬局
TEL<055>978-6922

住 所

氏 名

鈴木和也



函南町立小・中学校管理規則（昭和32年4月1日教委規則第2号）

最終改正:令和2年3月25日教委規則第6号

改正内容:令和2年3月25日教委規則第6号〔令和2年4月1日〕

（学校医等）

第22条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて、委員会が委嘱する。

議案第 8 号

第二期函南町スポーツ推進計画の策定について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定により、第二期函南町スポーツ推進計画を策定したので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

平成26年に策定した函南町スポーツ推進計画について、策定から10年が経過し、計画期間が満了することから、基本方針等を見直し、今後の施策や数値目標を改定したので、承認を求めるものです。



令和6年2月26日

函南町教育長 久保田 浩子 様

函南町スポーツ推進審議会
会長 塩谷 廣男

「第二期函南町スポーツ推進計画」について（答申）

本審議会は、令和5年9月に函南町教育委員会より諮問のありました「第二期函南町スポーツ推進計画」について、国の「第3期スポーツ基本計画」および県の「スポーツ推進計画」、町の「スポーツ推進計画後期計画」さらに町民への「スポーツに関する町民アンケート」の結果等から検討を進めてまいりました。

会議は、町が示す原案に対して審議会委員が意見を述べる形で進め、第二期函南町スポーツ推進計画は委員の意見を反映した計画となっており、審議会としては第二期函南町スポーツ推進計画を適当と認めましたので答申します。

第二期函南町スポーツ推進計画 令和6年度～令和10年度



令和6年3月
函南町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画におけるスポーツの定義	3

第2章 函南町のスポーツ施設の現状

1	町内で利用可能なスポーツ施設	4
2	町内体育施設の利用状況	4

第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

1	函南町を取り巻く環境（人口）	5
2	子どもの体力	6
3	スポーツに関する町民アンケート結果からみる現状と分析	10

第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	23
2	スポーツ推進計画グランドデザイン	24
3	函南町スポーツ推進計画 体系図	25

第5章 具体的な施策

1	基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実	
	（1）乳幼児の運動・スポーツの振興	26
	（2）児童・生徒の運動・スポーツの振興	27
	（3）成人期の運動・スポーツの振興	28
	（4）障害のある人の運動・スポーツの振興	28
2	基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進	
	（1）地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用	29
	（2）スポーツ・レクリエーション活動の推進	29
3	基本方針3 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備	
	（1）スポーツ施設の整備と充実	30
	（2）町域を超えたスポーツ活動への対応	30
	（3）スポーツにおける好循環の創出	31
4	今後5年間の数値目標（アクションプラン）	32

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や少子高齢化による人口構造の変化、急速な高度情報化による経済状況の変化など、私たちを取り巻く環境は著しい変化を続けています。こうした中で、「共生社会の実現」「青少年の健全な育成の実現」「健康長寿社会の実現」「地域の活性化」といったスポーツがもたらす効果の要求は一層高まっています。

国では、政府が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）に関する8つの優先課題のなかで、目指すべき将来として、「将来にわたって『活力のある地域社会』の実現」を挙げています。多様な人材を活用して、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域社会をつくることを目標としており、新しい時代におけるスポーツの価値や意義が示されています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、翌年の北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手の活躍に日本国民が熱狂し、スポーツへの関心・理解の高まりが見られました。このような機会を捉えて、これからの町のスポーツ推進にあたっていかなければなりません。

一方、児童生徒の体力は、昭和60年代のころと比べ、依然低い水準になっています。スポーツに興味を待たない青年層や、スポーツをする余裕を持ってない成年層、体力の低下によりスポーツから遠ざかる高齢者層、スポーツへの参加機会が少ない障害のある人、また新型コロナウイルス感染防止のためにスポーツをする機会を失ってしまった人など、今後スポーツ離れが進んでいくことも懸念されます。さらに、これまでわが国のスポーツの振興を担ってきた学校部活動が、少子化が進む中、従前と同様な体制で運営することが難しくなっており、学校の働き方改革が進むことで、より一層厳しくなる状況です。このような現状や課題を踏まえつつ、生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら、健康づくりに取り組むことができる環境を提供することが、ますます重要になっています。

国では、平成23年6月に「スポーツ基本法」を公布、平成24年に「スポーツ基本計画」、平成29年には「第2期スポーツ基本計画」、令和4年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツの推進に向けた計画が進められています。

県では、平成30年に基本理念を「スポーツの聖地づくり」とした「静岡県スポーツ推進計画」を改訂しました。その計画期間が満了することを受け、令和3年に基本理念を引き継ぎ、新たな「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

町では、令和3年度に第六次函南町総合計画後期基本計画の基本目標「環境・健康・交流都市 函南」を策定し、将来の都市像実現のための施策の柱としました。また、平成26年度に策定した「函南町スポーツ推進計画」は、基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し様々な施策を展開してきました。この第二期函南町スポーツ推進計画（以下本計画という）は、これらのビジョ

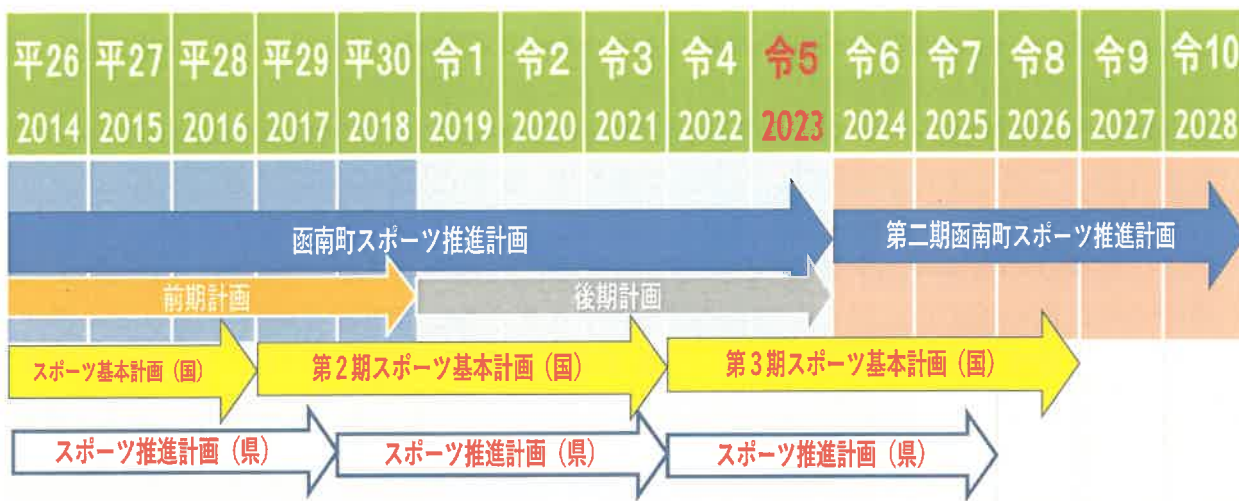
ンを引き継ぎスポーツを通して赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、全ての町民が生き生きとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしを育むことができる新たな生涯スポーツ社会の実現を目指し、町のスポーツ推進の指針となる具体的な施策を示したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」及び「第3期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえ、町が目指す生涯スポーツ社会の実現のための基本的な方向性を定める計画であり、県が策定した「静岡県スポーツ推進計画」を参考に、「第六次函南町総合計画後期基本計画」を踏まえ、当町の実情に合わせて策定するものです。

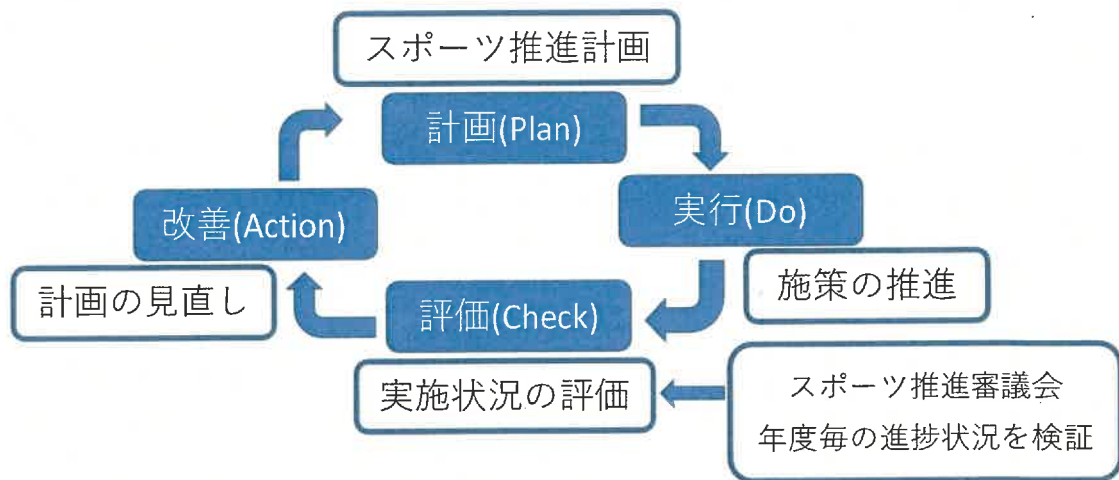
3 計画の期間

本計画は、国・県のスポーツ推進計画期間や、急速な少子高齢化が進むことでスポーツを取り巻く環境が著しく変化すること等を鑑み、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とします。



毎年、スポーツ推進審議会を開催し、進捗状況の確認、評価を行います。適宜、必要に応じて、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルによる評価改善】



4 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法において、「スポーツ」は、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」とされ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。

本来、「スポーツ」は、「気晴らし」や「気分転換」がそもそもの意味であり、それをする事自体が「喜び」や「楽しさ」をもたらす活動です。本計画内では、競技スポーツやレクリエーションなど、活動のレベルに関わらず、目的を持った身体活動の全てを「スポーツ」として定義します。

また、「する」スポーツ以外に、他者の競技を観戦する「観る」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、大会の審判やスタッフなどとして参画する「支える」スポーツも、スポーツ活動の一つとして捉えています。

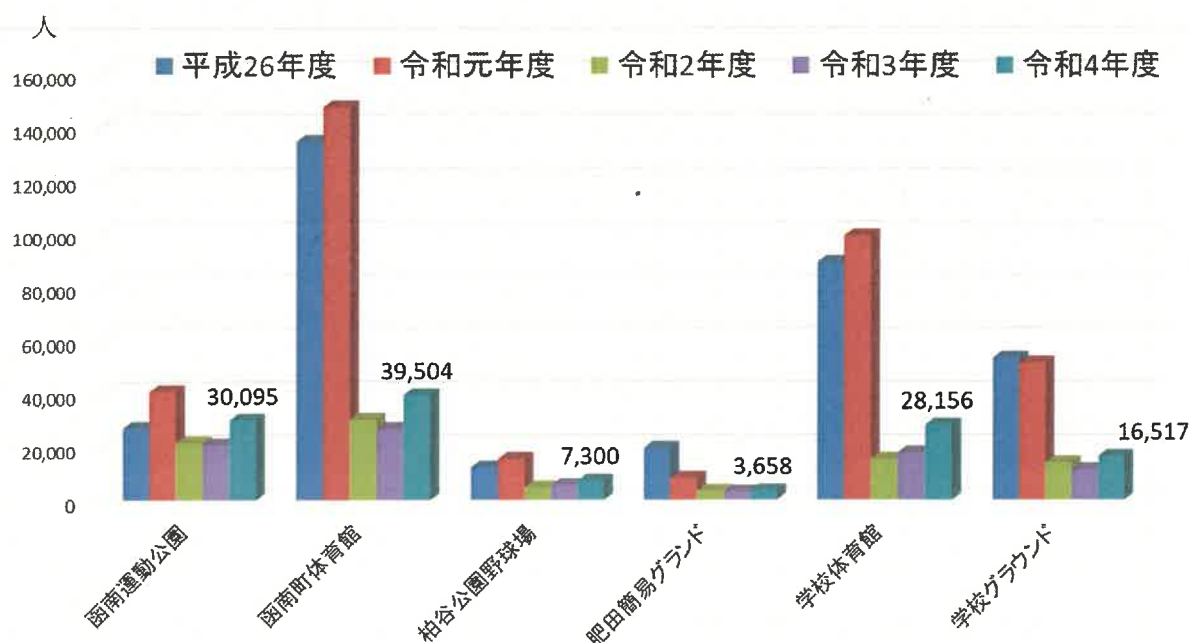
第2章 函南町のスポーツ施設の現状

1 町内で利用可能なスポーツ施設

(令和5年4月1日現在)

	施設名	種 別
1	函南運動公園	多目的運動広場・テニスコート・会議室・芝生広場
2	函南町体育館	フロア・卓球室
3	柏谷公園野球場	野球場
4	肥田簡易グラウンド	グラウンド
5	函南小学校	グラウンド・体育館
6	丹那小学校	グラウンド・体育館
7	桑村小学校	グラウンド・体育館
8	東小学校	グラウンド・体育館
9	西小学校	グラウンド・体育館
10	函南中学校	グラウンド・体育館
11	東中学校	グラウンド・体育館

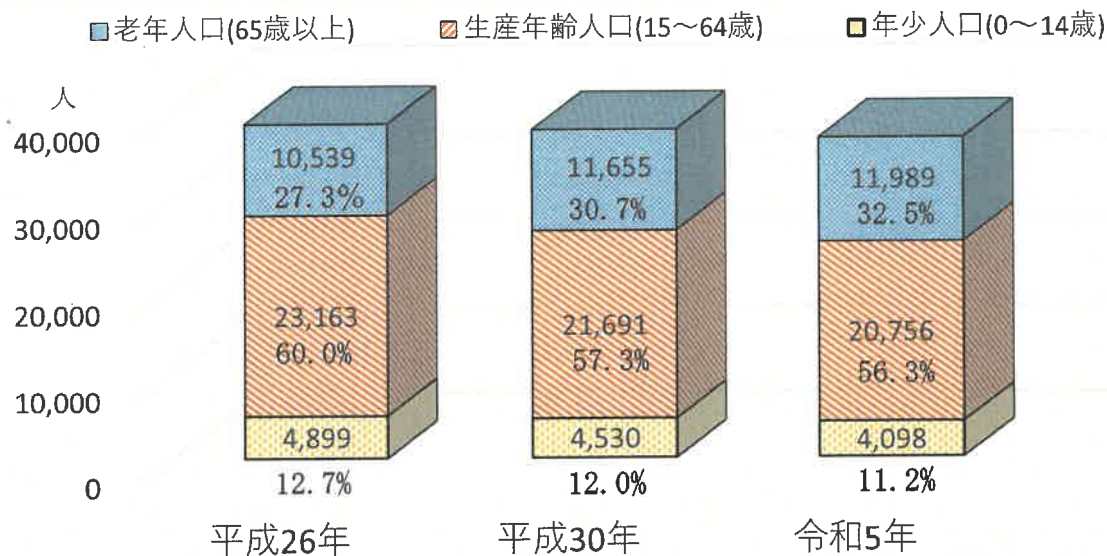
2 町内体育施設の利用状況



第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

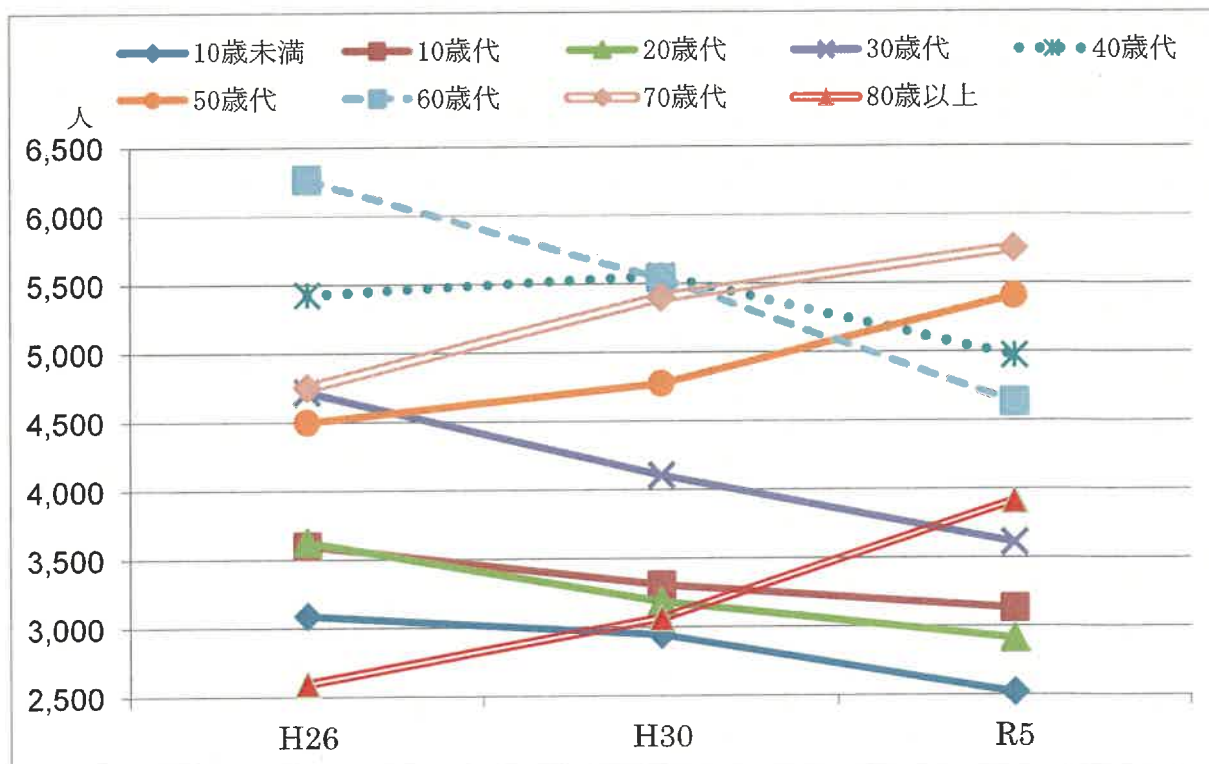
1 函南町を取り巻く環境（人口）

（各年4月末時点）



	H26	H30	R5
総人口(人)	38,601	37,876	36,843
増減(人)		▲ 725	▲ 1,033

町の総人口は、平成26年から毎年減少し続けています。区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



各年代別の人口の推移を見ると、50 歳代、70 歳代、80 歳以上の人口は増加傾向にあります。現在の 60 歳代の人口が減少傾向にあります。50 歳代の人口が、数年後には、60 歳代になることから、今後 60 歳代以上の人口が増加すると考えられます。

一方で、若い世代の 10 歳代から 40 歳代は減少傾向にあり、この人口減少が町全体の人口減少につながることを予想されます。このような傾向から、進学や就職により町から離れた若い世代が町に戻ってくるよう、また、出て行かないようにするために、スポーツ振興をさらに進め、より魅力のある町づくりをする必要があります。

2 子どもの体力

(1) 過去の記録との比較

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、現在の子どもの体力・運動能力は、その親の世代である 30 年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など子どもの体格について同様に比較すると、逆に子どもの世代が親の世代を上回っています。体格が上回っているにもかかわらず、体力・運動能力が低下している状況です。

全国の比較	男子		女子	
	親の世代	今の子ども	親の世代	今の子ども
身長(cm)	143.2	144.9	145.5	147.1
50m走(秒)	8.8	8.9	9	9.2
ソフトボール投げ(m)	34	26.7	20.5	16.4

*親の世代は、昭和 60 年度の 11 歳、今の子どもは令和元年度の 11 歳

町の比較		男子		女子	
		平成 29 年度	令和 4 年度	平成 29 年度	令和 4 年度
50m走(秒)	小学 5 年	9.46	8.93	9.49	9.61
	中学 2 年	8.01	7.70	8.48	9.07
ボール投げ(m)	小学 5 年	22.26	19.89	14.74	13.54
	中学 2 年	22.01	20.54	13.44	11.95

*小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げ

町の平成 29 年度と令和 4 年度の小学 5 年と中学 2 年の記録を比較すると、令和 4 年度は、小学 5 年、中学 2 年男子の 50m 走の記録以外は低くなっており、特に女子の体力低下が著しいことが分かります。

子どもの体力低下の主な原因は、1 つ目に、外遊びやスポーツ活動時間の減少、2 つ目に、手軽な遊び場の減少、3 つ目に、少子化による仲間の減少があげられます。

これらのことから、野外で遊んだり、仲間と一緒に活動したりするなど、スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を確保する必要があります。また、保護者がスポーツの重要性を理解し、日常的に体を動かす機会を増やす意識が持てるよう働き掛ける必要もあります。

(2) 町と静岡県の新体力テストの比較

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

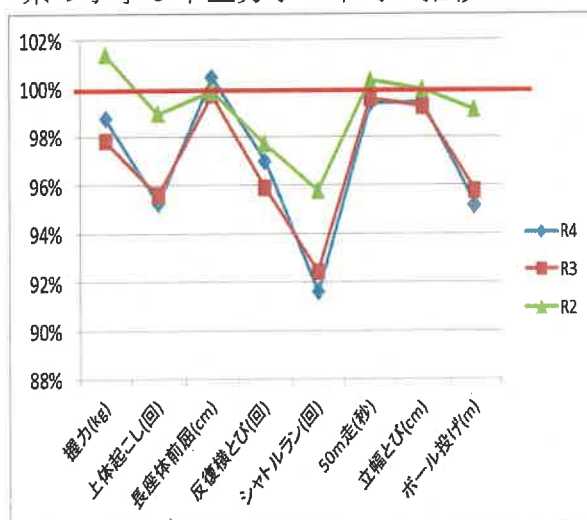
新型コロナウイルス感染症は、学校教育にも大きな影響を及ぼしました。令和2年3月からの学校一斉休校の実施、令和2年度、3年度には、数回に及ぶ緊急事態宣言の発出や蔓延防止等重点措置の適用を受け、学校では運動制限や人数制限、時間制限等の感染拡大防止対策を行う中での活動を強いられてきました。その影響は大きく、子どもたちの体力の低下に拍車をかけました。

イ コロナ禍前後の記録の比較

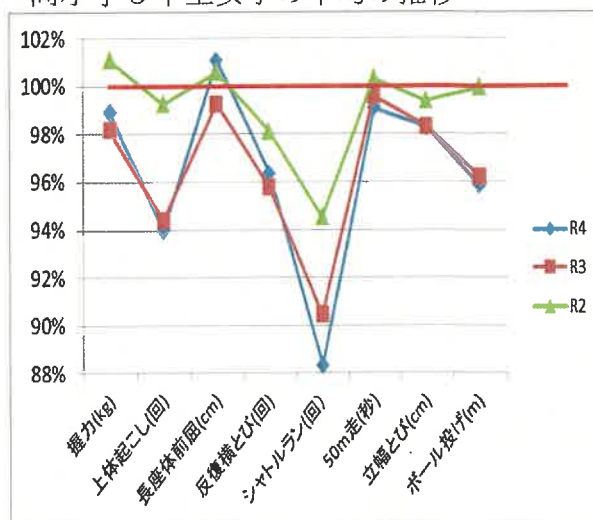
令和元年度の1, 2学期は通常通りの活動ができていたので、スポーツテストの記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていない状況です。その令和元年度の記録を基準として、令和2～4年度の記録を比較することで、新型コロナウイルス感染症の影響を検証しました。

令和元年度の平均を100とした時の各種目の平均の比較

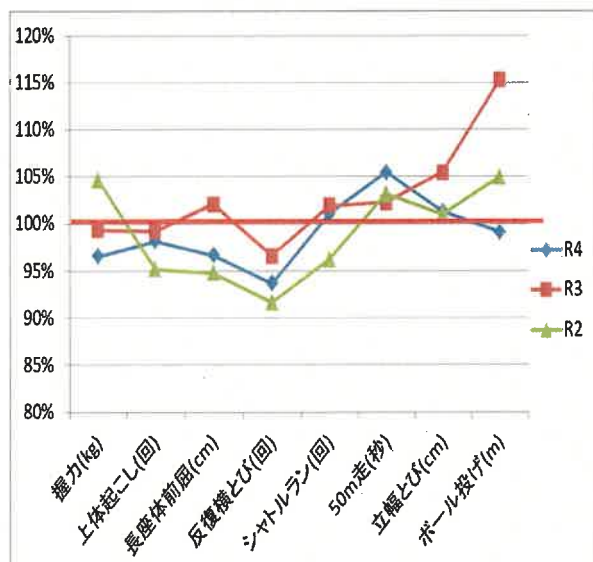
県の小学5年生男子の平均の推移



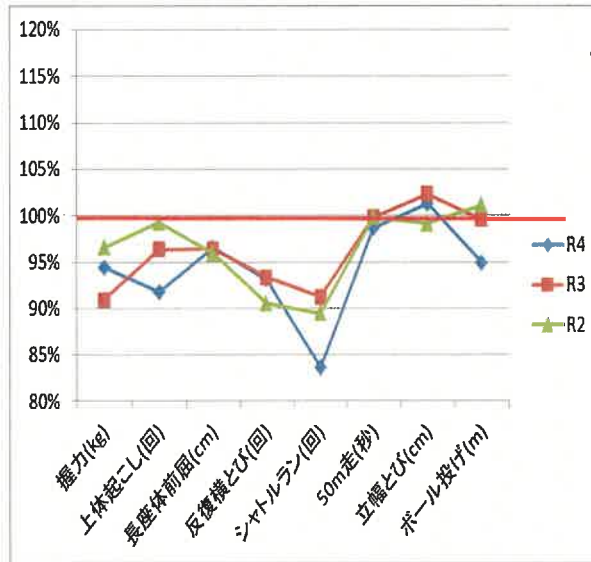
同小学5年生女子の平均の推移



町の小学5年生男子の平均の推移

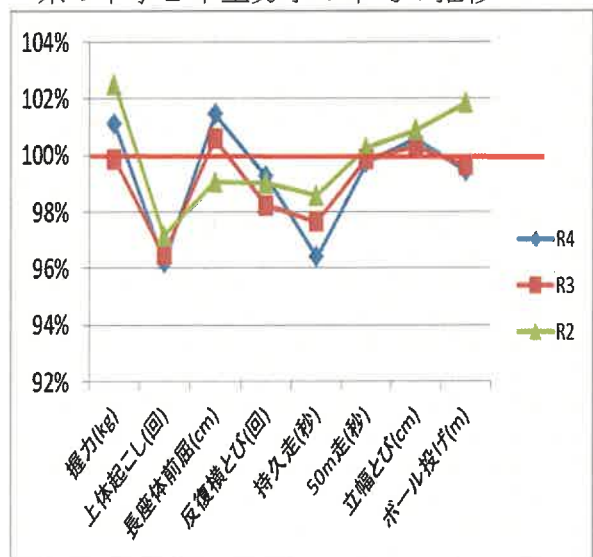


同小学5年生女子の平均の推移

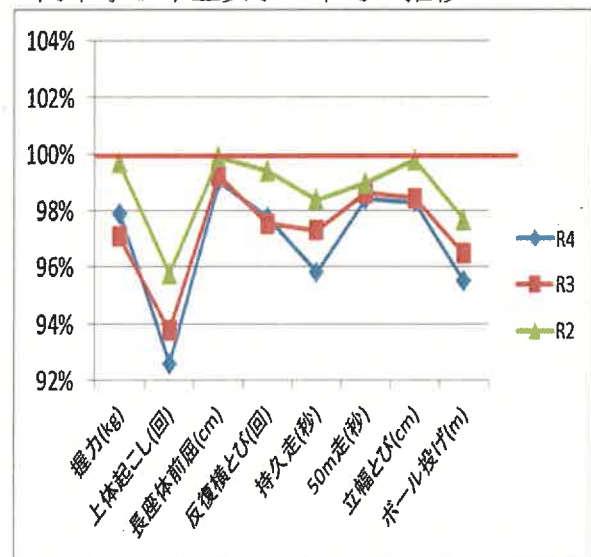


県、町の小学5年生の記録をみると、県の記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が年々大きくなっていることが表れていると思われます。町の男子は、令和2年度に記録の低下がみられましたが、令和3年、4年と回復傾向が見られます。一方女子は、県と同様な傾向が見られ年々記録が低下しています。特に体力が必要とされるシャトルランの記録の低下が著しいです。

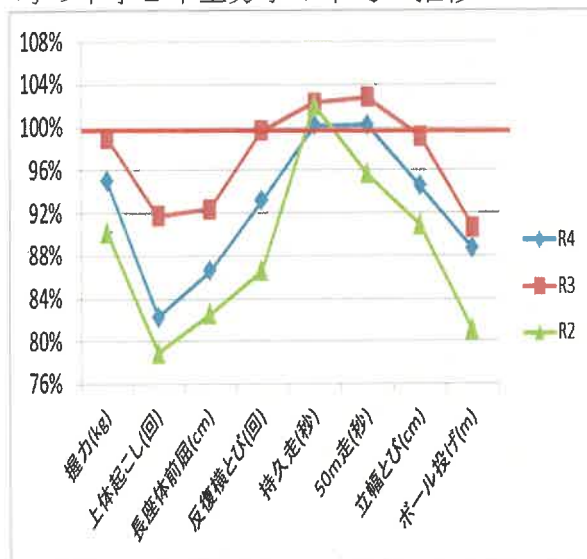
県の中学2年生男子の平均の推移



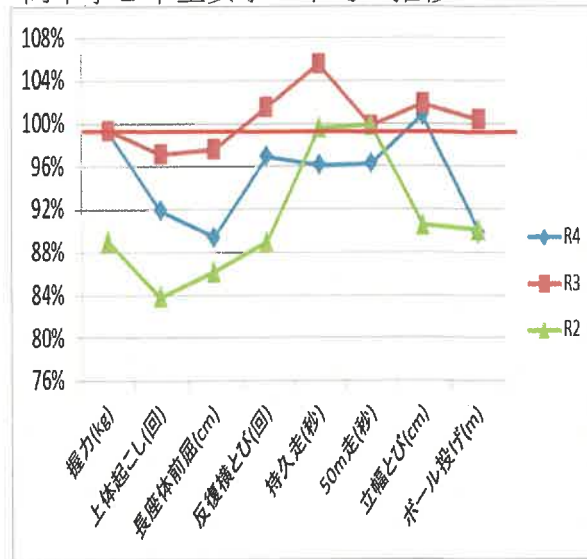
同中学2年生女子の平均の推移



町の中学2年生男子の平均の推移



同中学2年生女子の平均の推移



県の中学2年生の記録を見ると、小学5年生と同様に年々記録の低下が見られています。その傾向は女子に顕著に表れ、上体起こしの記録にその傾向が強く出ています。町の記録では、休校措置直後の令和2年度に記録の低下が大きく見られます。また、以前から指摘されている、町の生徒の苦手種目である上体起こしに、大きな記録の低下がみられています。

3 スポーツに関する町民アンケート結果からみる現状と分析

(1) 調査の目的

町民の皆様のスポーツに対する関心や考え方、スポーツ活動への取り組み状況、町内のスポーツ施設、今後のスポーツ施設などについてお伺いし、「第二期函南町スポーツ推進計画」を策定する基礎資料にするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

- 1 あなたご自身のことについて
- 2 健康や体力について
- 3 スポーツへの取り組み状況について
- 4 スポーツに関する情報について
- 5 スポーツに関するボランティアについて
- 6 行政のスポーツ振興に対する施策について

(3) 調査方法

・調査対象者

函南町在住の中学生を除く15歳以上の男女1,100人を無作為抽出

(10歳代は100人、20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代以上それぞれ200人)

町立中学校在学中の中学生904人

・調査方法

配布方法・・・郵送配布

回収方法・・・LoGoフォームまたは、FAX、持参(60歳以上は郵送も可)

中学生はGoogleフォームを利用し、タブレット端末を使い回答

・調査期間

令和5年5月15日～令和5年6月9日

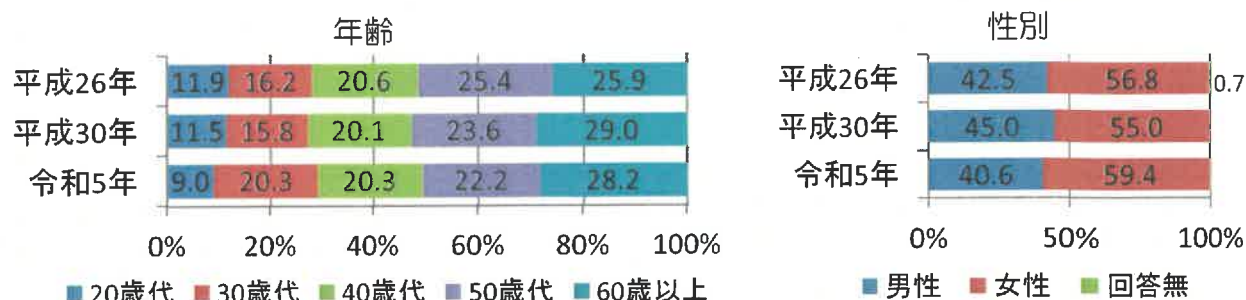
アンケート回収状況

R5発送数			回収数			回収率(%)		
			H26	H30	R5	H26	H30	R5
内 訳	20歳代	200	48	40	28	24.0	20.0	14.0
	30歳代	200	65	55	63	32.5	27.5	31.5
	40歳代	200	83	73	63	41.5	36.5	31.5
	50歳代	200	102	82	69	51.0	41.0	34.5
	60歳以上	200	104	101	88	52.0	50.5	44.0
計		1,000	402	351	311	40.2	35.1	31.1
内 訳	中学生	904						
	10歳代	100						
総数		2,004	402	351	1,033	40.2	35.1	51.5

今回の調査では、中学生を含む19歳までの10歳代もアンケートの対象者としてしました。10歳代の回答者が占める割合は全体の約70%ですが、過去のデータと比較する場合は、10歳代は除いた数で行っています。

調査項目1 あなたご自身のことについて

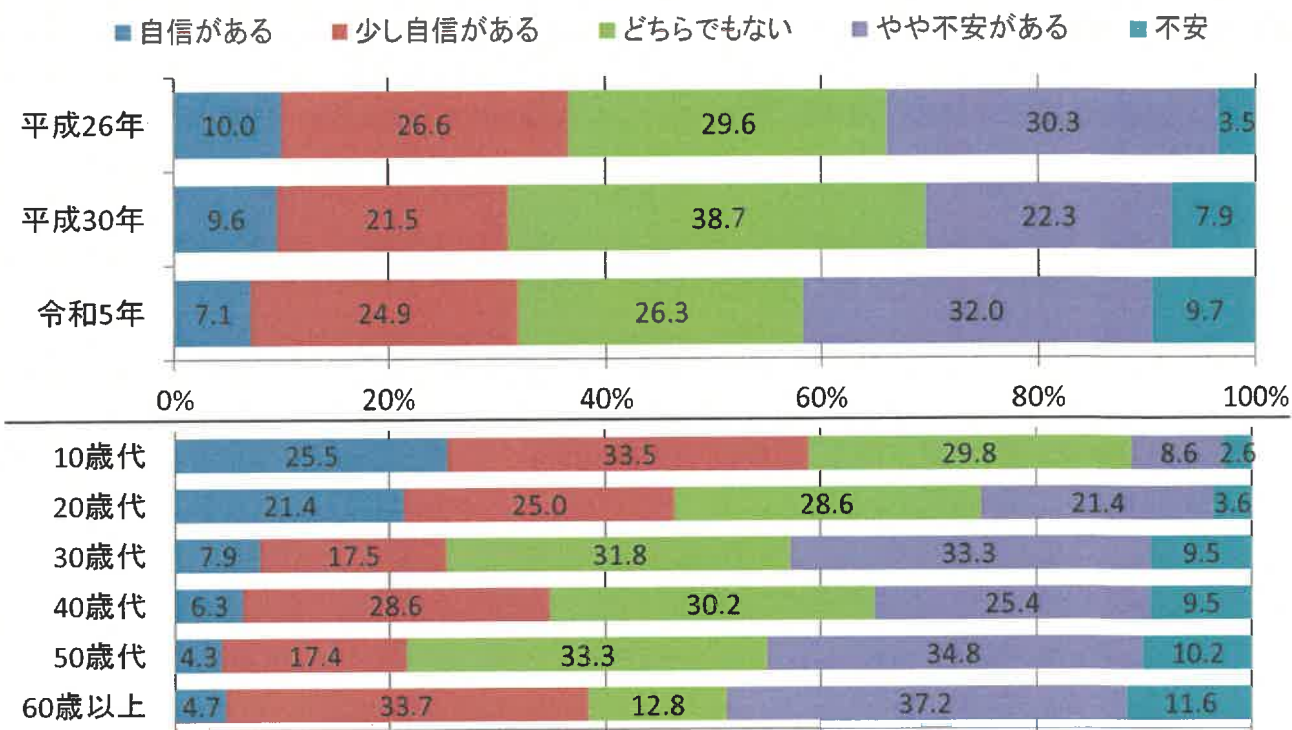
回答者の年齢・性別（10歳代を除く）



令和5年の年代別の回答率は、20歳代の回答率が下がりましたが、30歳代の回答率が上がり、他の年代は大きな変化が見られませんでした。性別では、女性の回答率が高くなりました。

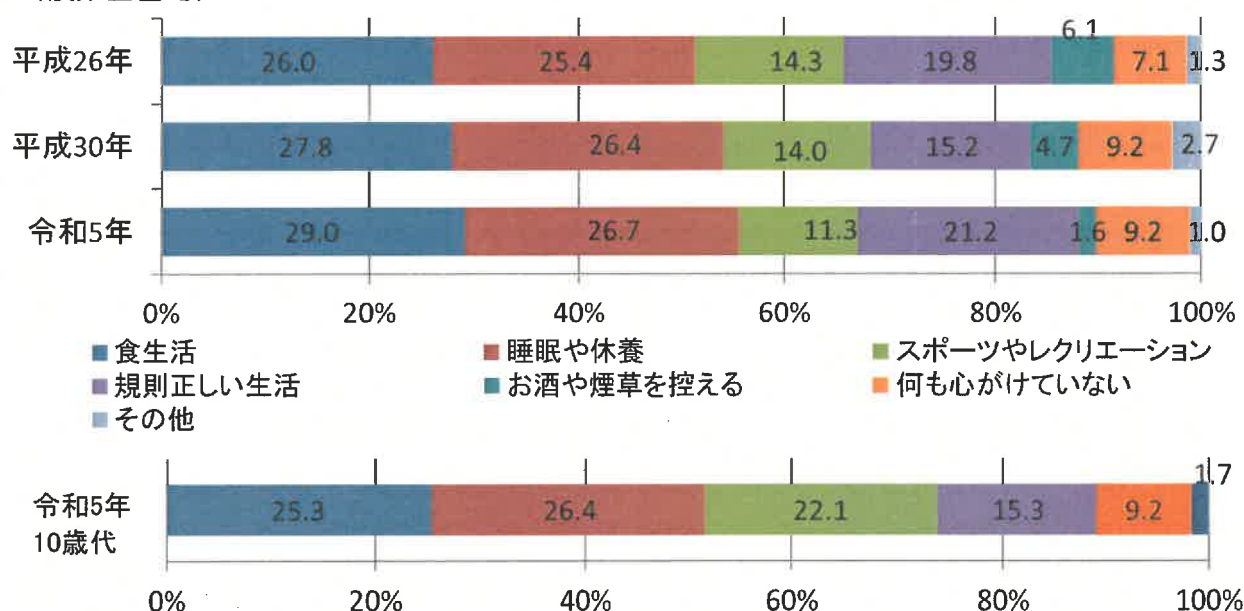
調査項目2 健康や体力について

問1 あなたは健康についてどのように感じていますか。（回答は1つ）



令和5年は、「自信がある」の率が下がりました。逆に「不安」「やや不安」と感じている方の率が上がりました。これは、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響があると思われます。令和5年の年代別では、年齢が上がるに伴い「自信がある」の回答率が低くなり、「不安」「やや不安」の率が高くなります。高齢になるにつれ、健康への不安が増加することがわかります。

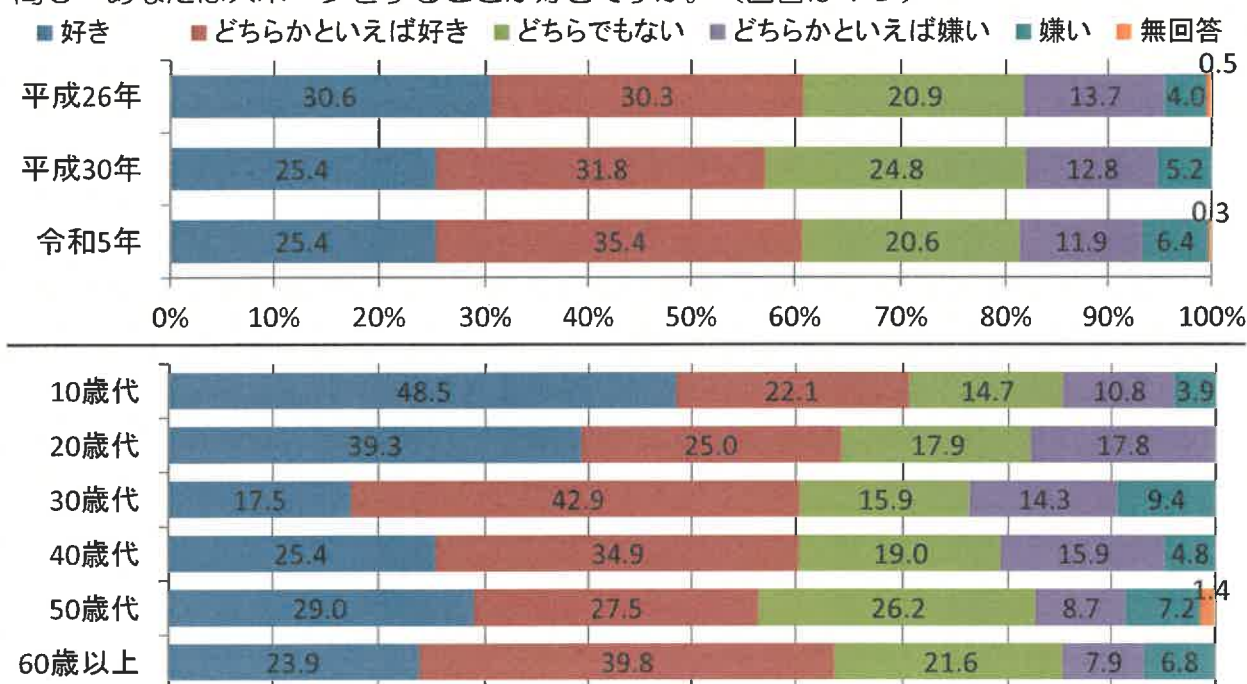
問2 あなたが、日頃、健康や体力の維持増進のために心がけていることは何ですか。
(複数回答可)



全体的には大きな変化は見られませんが、令和5年は、「規則正しい生活」を心がける人が増えたことがわかります。

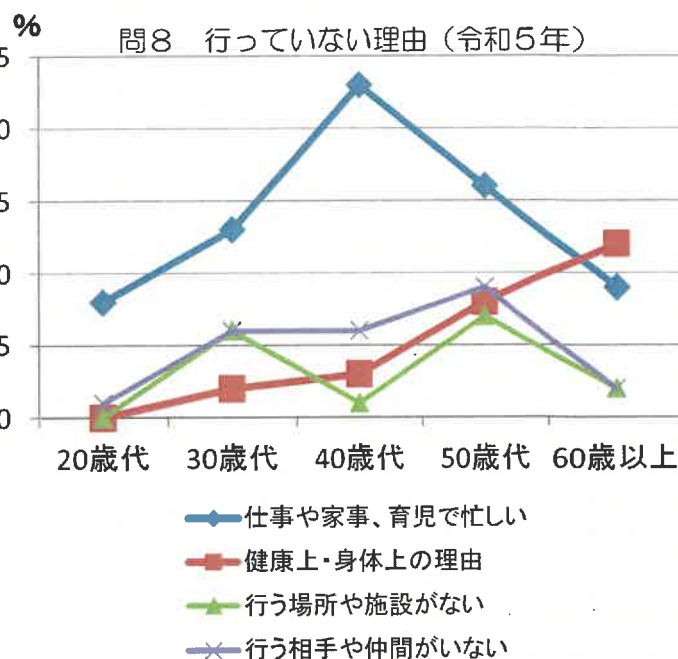
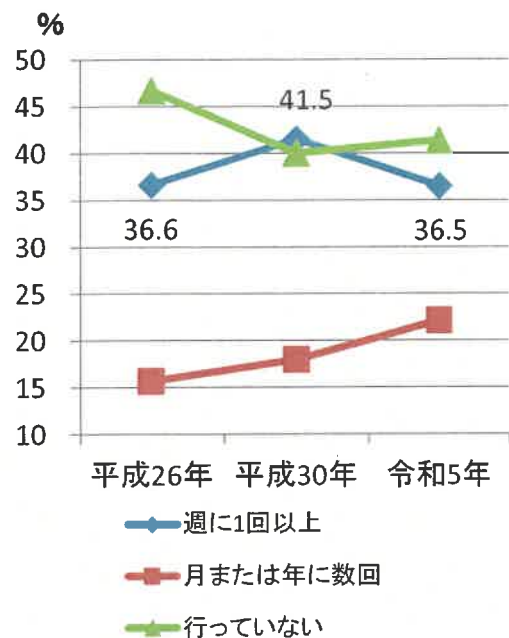
調査項目3 スポーツへの取り組み状況について

問3 あなたはスポーツをすることが好きですか。(回答は1つ)



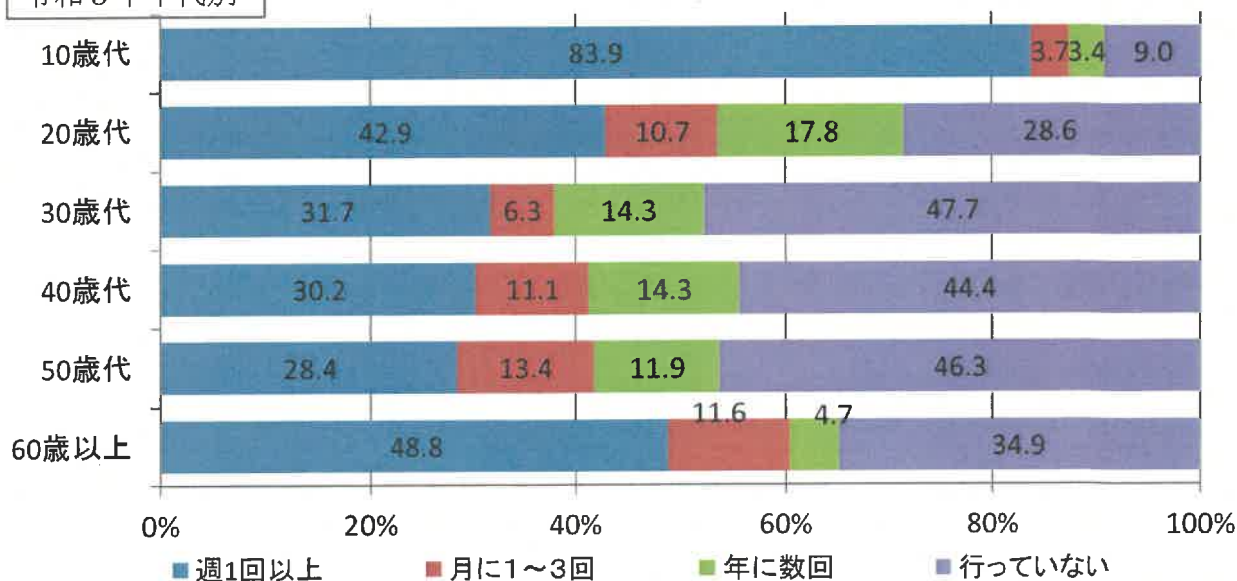
若い年代ほどスポーツが「好き」の割合が高いが、年齢が高くなるに伴い、「どちらかといえば好き」の割合が高くなっていることから、「好き」が「やや好き」に後退していると考えられます。

問4 あなたは現在、どれくらいスポーツを行っていますか。（回答は1つ）



スポーツ推進計画アクションプランの後期の数値目標は、「週1回以上スポーツを行っている人の割合を50%」としています。令和5年は、36.5%と目標を達成できませんでした。また、「行っていない」人の理由として、「仕事や家事、育児で忙しい」を挙げる人の割合がどの年代でも最も多くなっています。特に40代で、子育ての真っただ中の年代が大変高くなっています。スポーツ機会を増やすには、この課題をどう解消するかが目標の達成につながると考えられます。

令和5年年代別



スポーツを行う回数は10歳代(中学生を含む)から20歳代以降急激に減少し、60歳以上になるとスポーツをする機会が増えていることがわかります。働く世代のスポーツ機会をどう増やすかが目標値の達成につながると考えられます。

問5 あなたが行っているスポーツは何ですか。

問11 これからやってみたいと思うスポーツは何ですか。

(複数回答可)

※問5の「行っているスポーツ」、問11の「やってみたいスポーツ」で回答した全回答のうち、回答率の高い5種目を調査年毎に抜き出しました。

行っているスポーツ

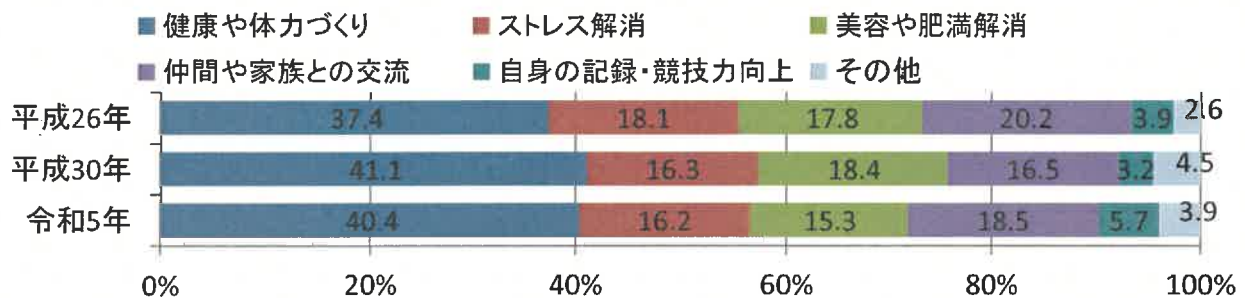
平成26年	%	平成30年	%	令和5年	%
1 ウォーキング	25.9	ウォーキング	37.1	ウォーキング	34.2
2 ランニング	9.5	体操	10.1	ランニング	8.2
3 ゴルフ	7.1	ランニング	8.3	ゴルフ	6.6
4 体操	4.7	ゴルフ	6.3	テニス	4.4
5 ウェイトトレーニング	4.7	ウェイトトレーニング	5.2	体操	4.4

やってみたいスポーツ

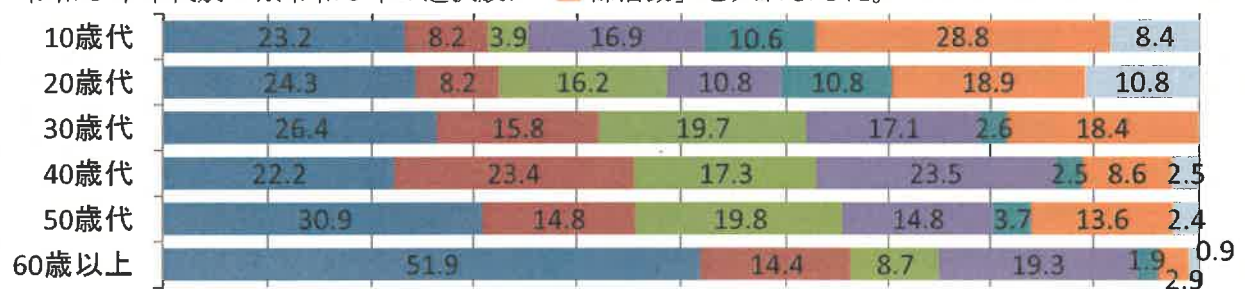
平成26年	%	平成30年	%	令和5年	%
1 ウォーキング	22.5	ウォーキング	24.0	ウォーキング	18.8
2 水泳	10.5	ヨガ	7.9	水泳	9.1
3 ランニング	6.0	体操	7.5	サイクリング	7.1
4 テニス	6.0	水泳	6.7	登山	6.4
5 ウェイトトレーニング	5.6	ランニング	5.7	ダンス	5.8
5 サイクリング	5.6				

「行っているスポーツ」の上位にあるものは、あまり大きな変化が見られません。「やってみたいスポーツ」にも大きな変化は見られませんが、「ウォーキング」は「行っている」「やってみたい」スポーツの両方での割合が高く、町民の関心が高いことがわかります。また、サイクリングは、伊豆市で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技が行われたことが影響し、高くなっていると思われます。水泳は「やってみたい」スポーツに常に入っていることからニーズが高い種目と考えられます。

問6 あなたがスポーツを始めたきっかけは何ですか。(複数回答可)

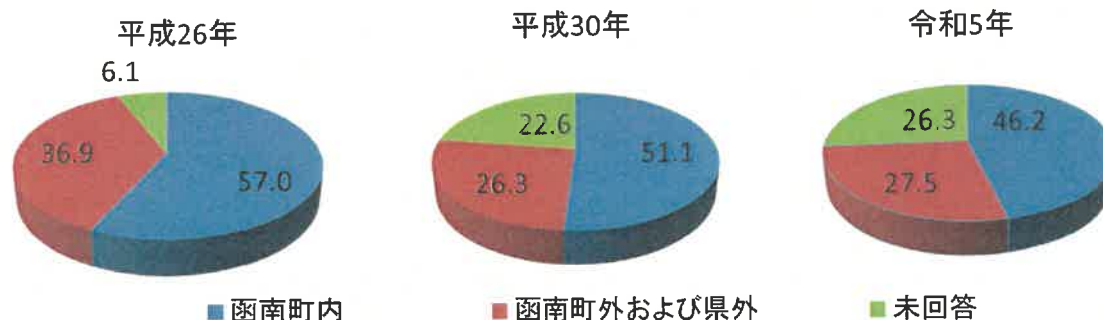


令和5年年代別 ※令和5年の選択肢に「部活動」を入れました。



令和5年の調査の選択肢に「部活動」を加えました。中学生では、「部活動」がきっかけとなった人は、28.6%になっています。運動を始めるきっかけに大きな影響があることがわかります。年齢の高い年代では「健康や体力づくり」が、働いている年代では「美容や肥満解消」の割合が高くなっており、町民の健康志向が高いことがわかります。また、40歳代は、「ストレス解消」が他の年代より高いことがわかります。

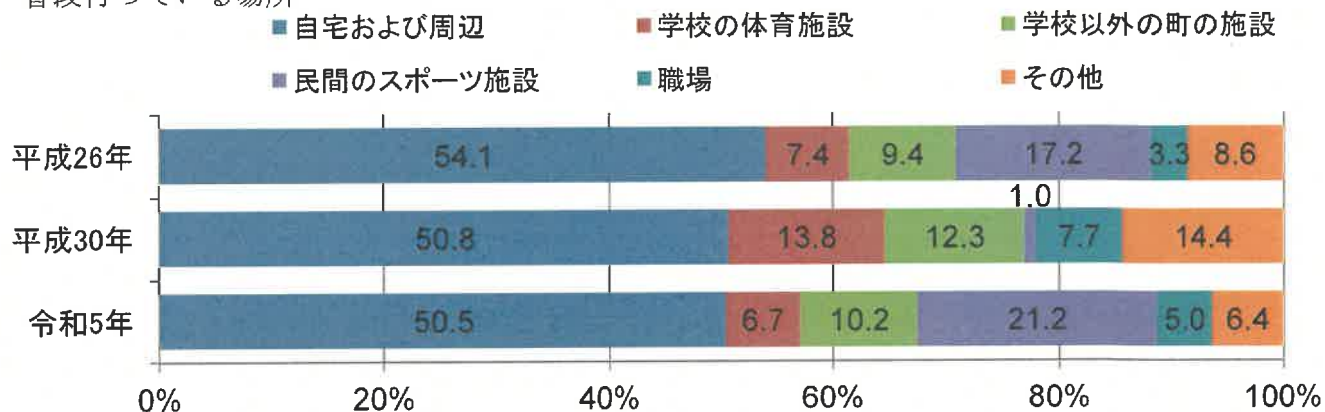
問7-1 あなたは普段おもにどの地域でスポーツを行っていますか。（回答は1つ）



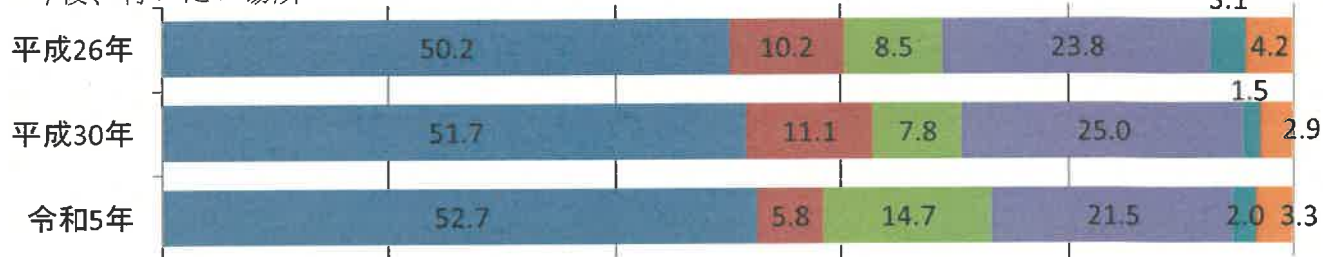
問7-2 あなたが普段スポーツを行っている場所はどこですか。

問12 あなたは今後、どこでスポーツを行いたいですか。

普段行っている場所



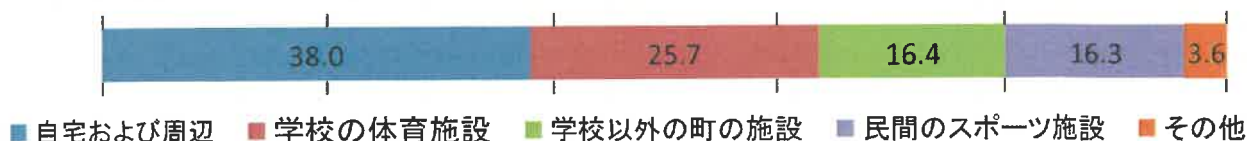
今後、行いたい場所



令和5年10歳代 普段行っている場所

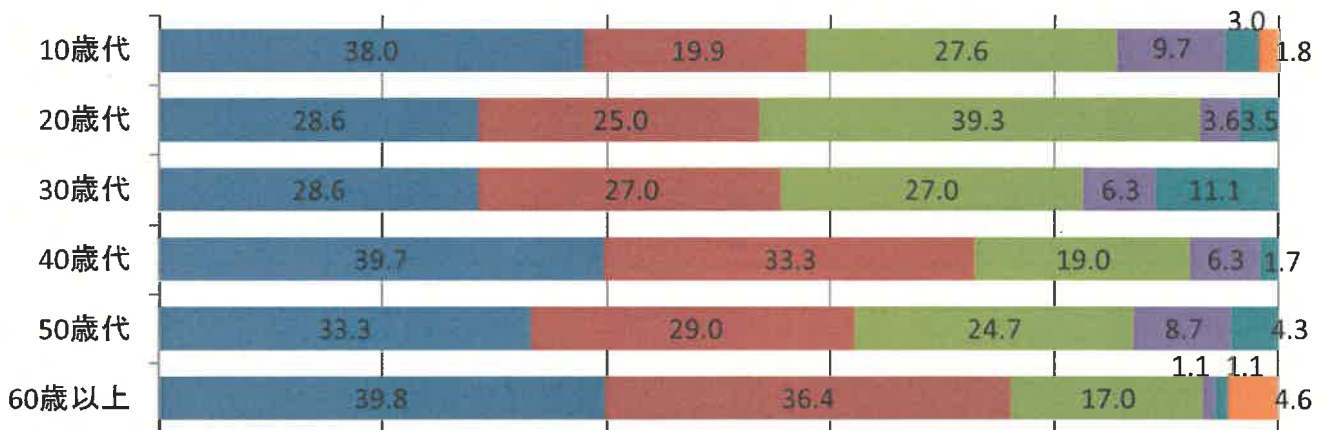
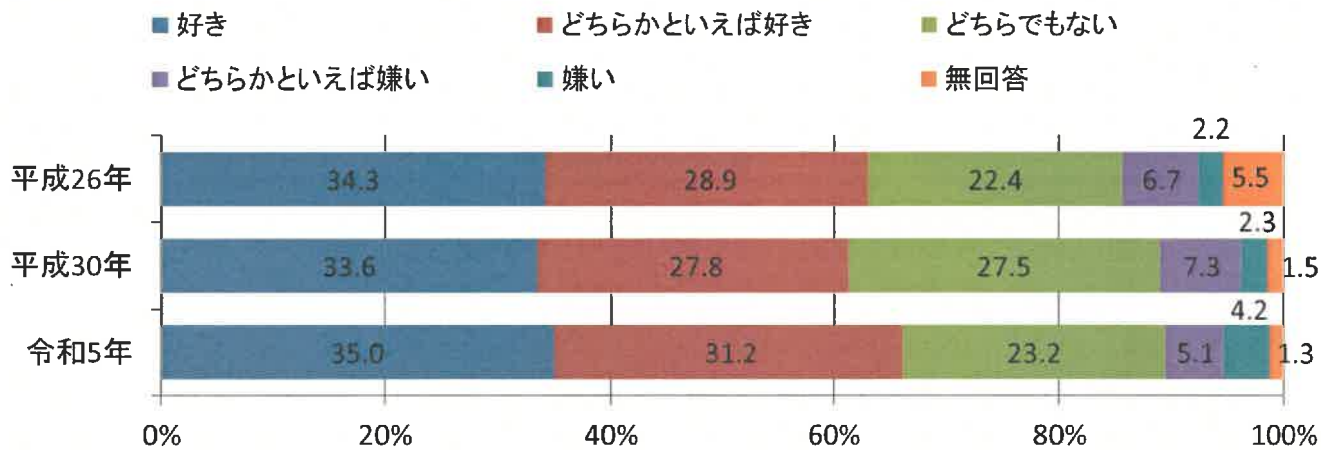


令和5年10歳代 行いたい場所



令和5年では、学校施設の利用が減り、民間のスポーツ施設の利用の割合が増えています。これは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で、学校施設の利用制限があったことが影響していると考えられます。しかし、令和5年から規制が緩和され、新型コロナウイルス感染症流行前の状態に戻りつつあり、利用者は今後増加していくことが予想されます。

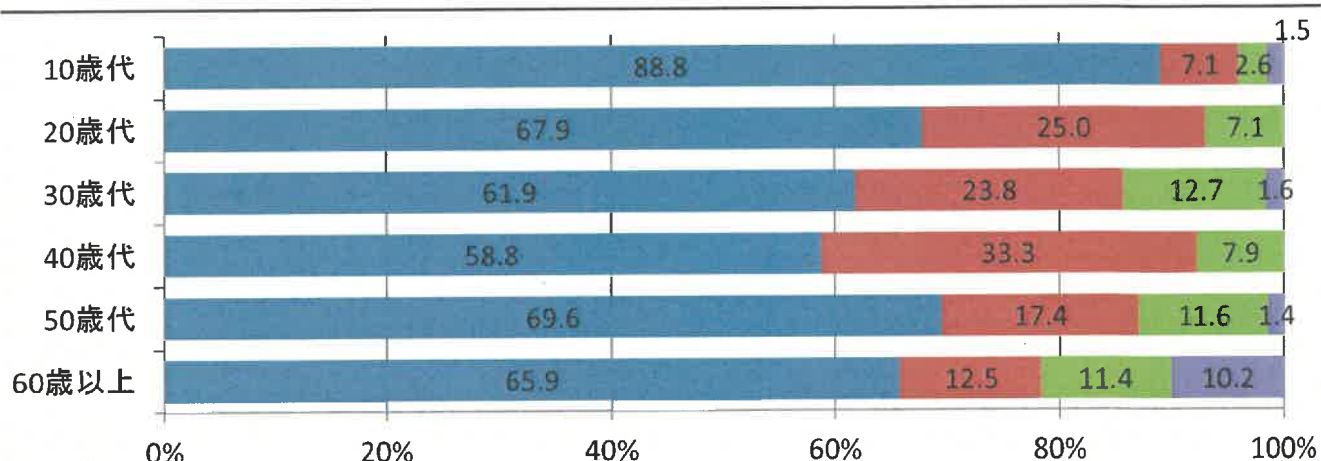
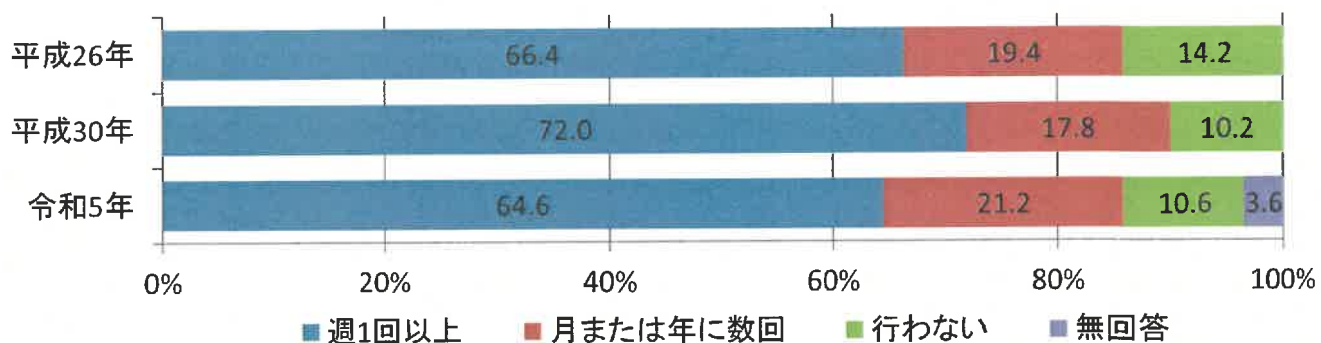
問9 あなたは、スポーツを観戦したり、テレビで見たりすることが好きですか。
(回答は1つ)



令和5年は、平成26年・平成30年と比べ、「好き」「どちらかといえば好き」の割合が高くなっています。また、令和5年の年代別を見ると、60歳以上が「好き」「どちらかといえば好き」の割合が75%を超えており、平成26年・平成30年より大きく増加しています。ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催があり、興味を持つ人が増えたと思われます。

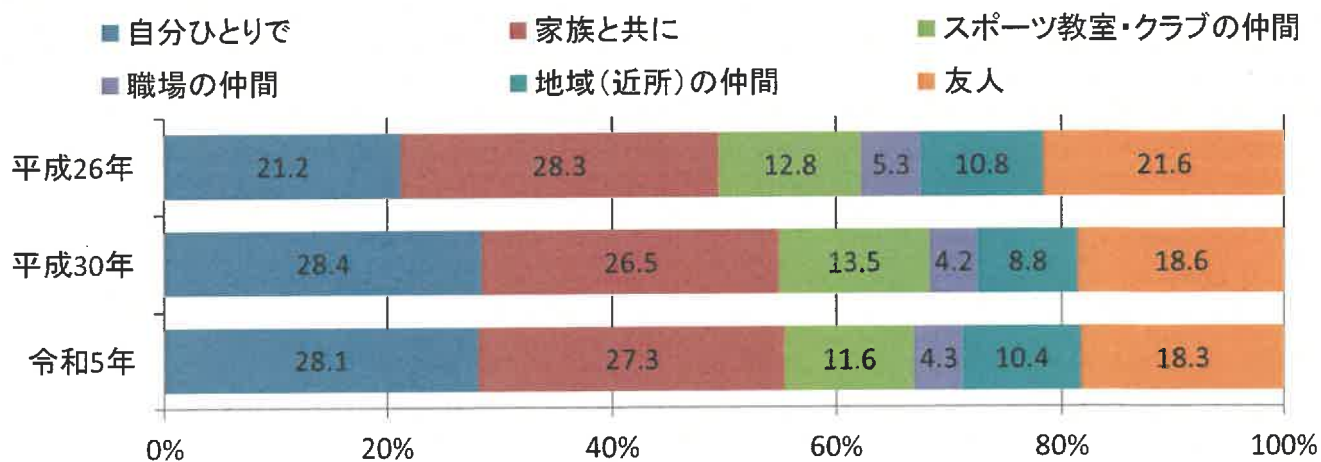
調査項目4 スポーツに対する今後の取り組み意向について

問10 あなたは、今後、スポーツをどのくらいの頻度で行いたいと思いますか。（回答は1つ）



問4の実際に行っている回数より、スポーツを行う機会を多くしたいと、かなり多くの方が考えていることがわかります。

問13 あなたは今後、主に誰とスポーツを行いたいと思いますか。（複数回答可）



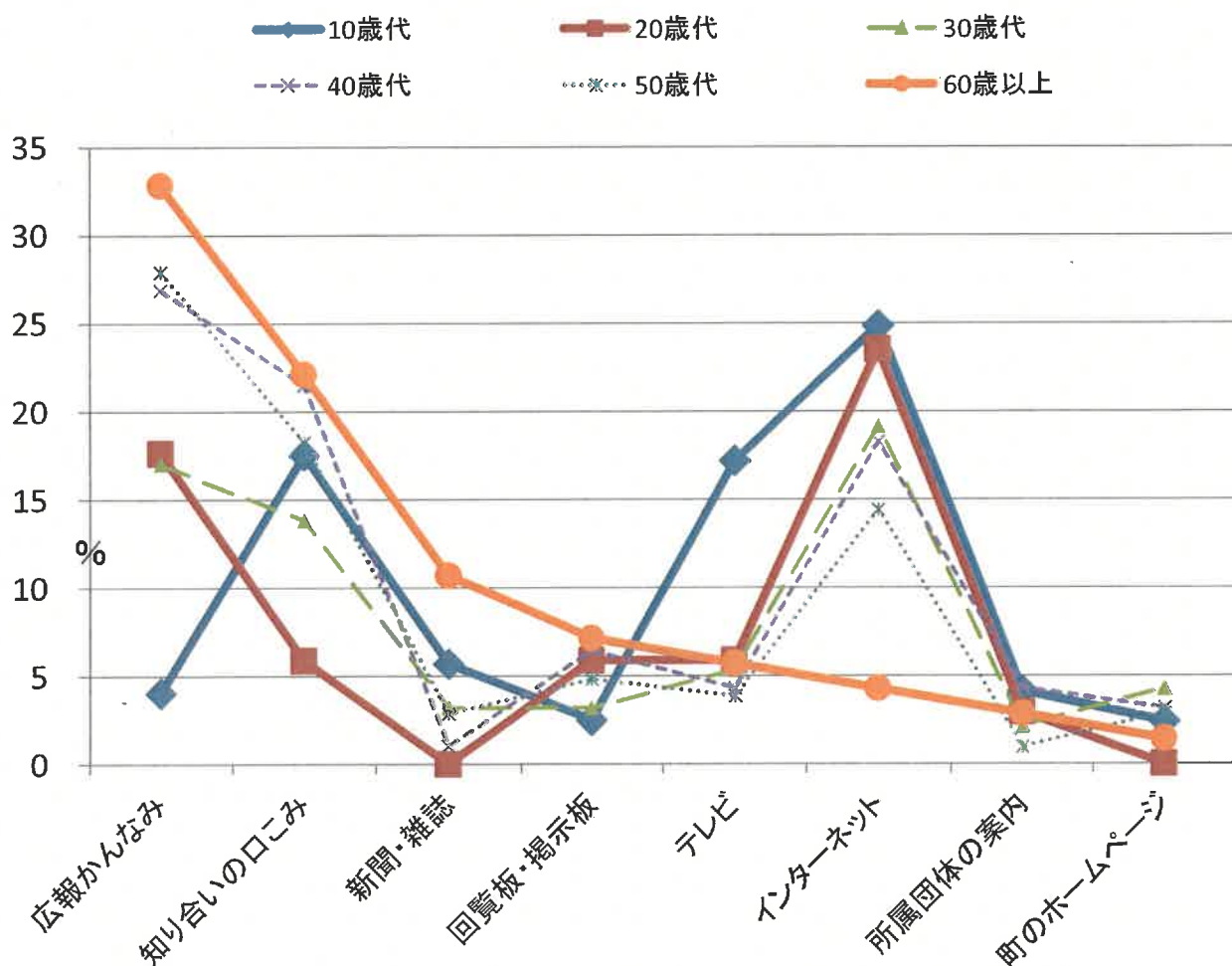
平成26年の調査からみると、「自分ひとりで」の割合が多くなり、「家族と共に」や「友人」との割合には大きな変化はありませんが、身近な人と一緒に行いたい傾向があることがわかります。

問14 あなたは、どこから地域のスポーツに関する情報を入手していますか。（複数回答可）

%	平成26年	平成30年	令和5年
広報かなみ	28.1	26.8	26.2
知り合いの口こみ	23.5	22.4	18.3
新聞・雑誌	10.5	6.3	4.7
回覧板・掲示板	6.3	7.3	5.6
テレビ	4.8	4.5	4.9
インターネット	8.0	14.4	13.8
所属団体の案内	2.9	1.4	2.6
町のホームページ			2.6
特にない	15.9	16.9	21.3

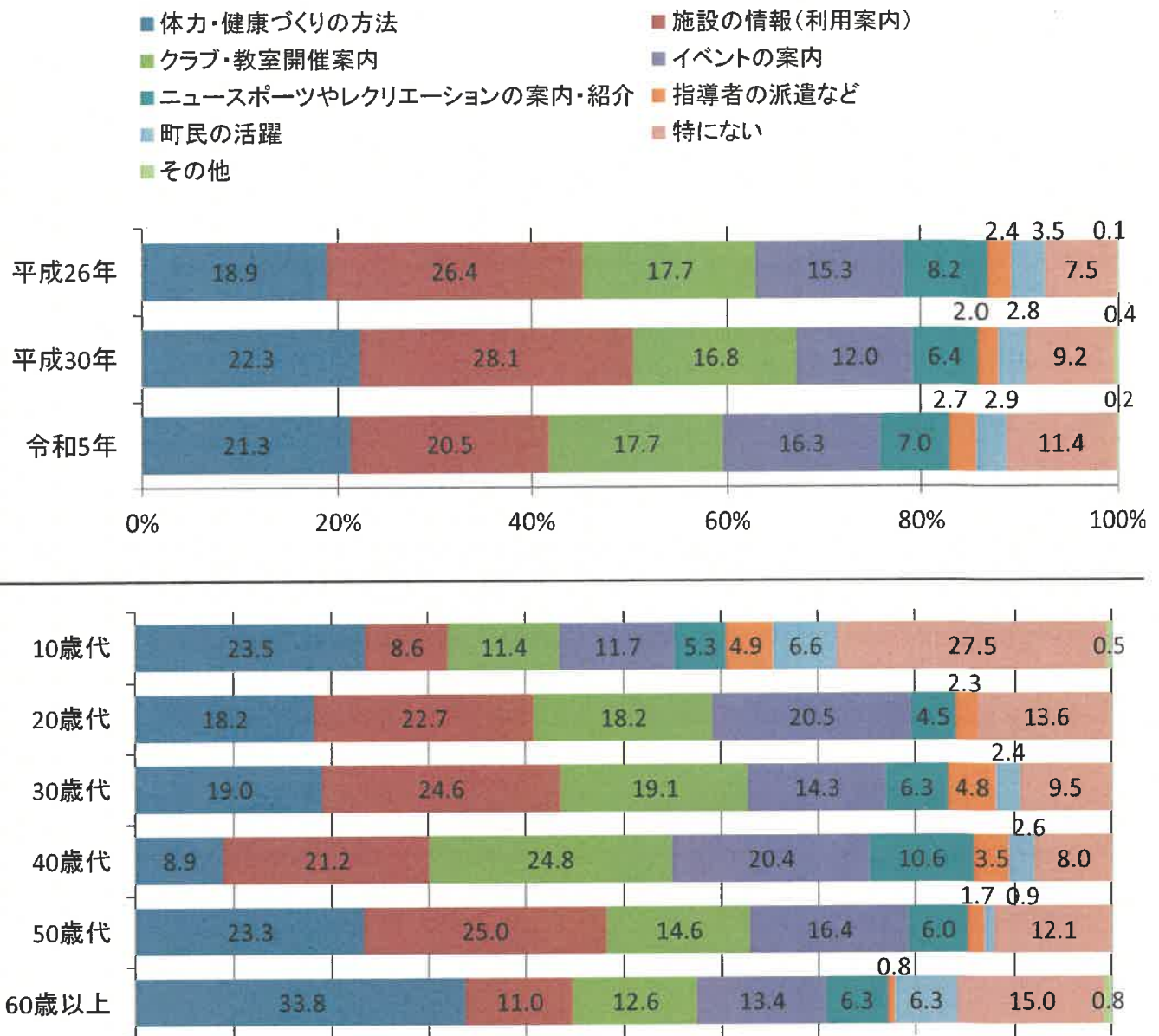
※平成26・30年は、「インターネット」に「町のホームページ」が含まれている。

令和5年年代別



20歳以上の年代は、「広報かなみ」から情報を得る割合が高いです。10、20歳代はインターネットによって得ることが多いが、町のホームページを見ることは非常に少ないことがわかります。全年代に幅広く知っていただくには、町民がホームページを見るような工夫が必要と考えます。

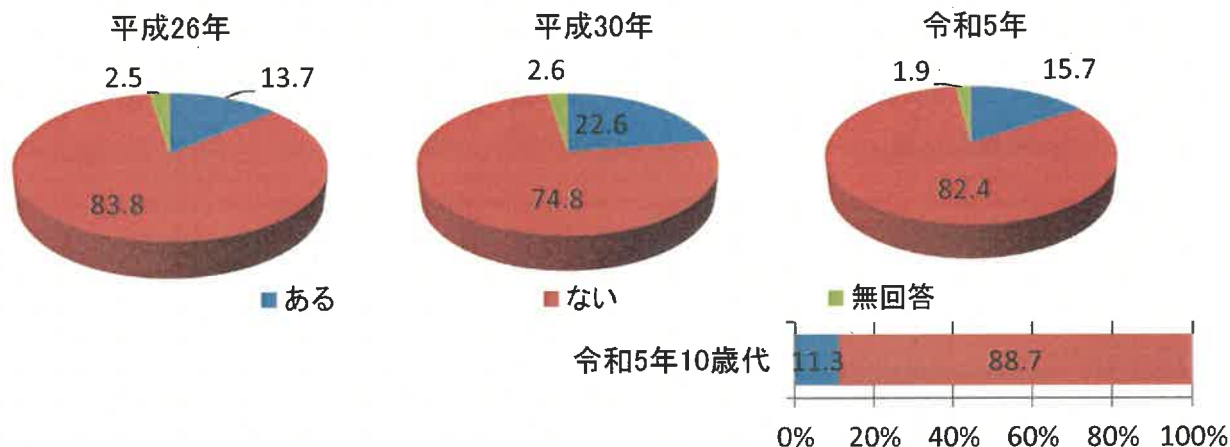
問15 あなたは、地域のスポーツに関するどのような情報を充実してほしいですか。
(複数回答可)



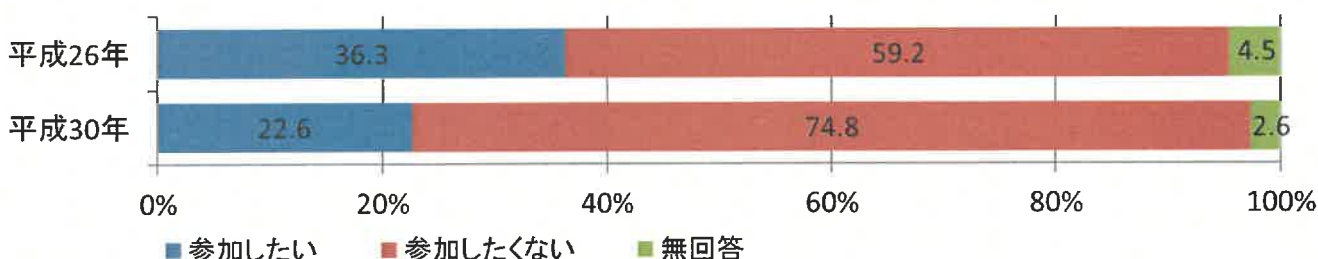
10歳代と60歳以上の年代は、「町民の活躍」が他の年代に比べ関心が高いことがわかります。50歳代以上は「体力・健康づくりの方法」に関心が高くなっています。このような町民のニーズに合った情報発信が求められます。

調査項目5 スポーツに関するボランティアについて

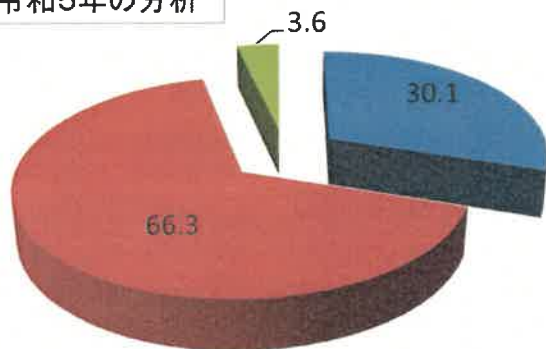
問16 あなたは、スポーツに関するボランティアに参加したことがありますか。（回答は1つ）



問17 あなたは、スポーツに関するボランティアに参加したい（継続したい）と思いますか。



令和5年の分析

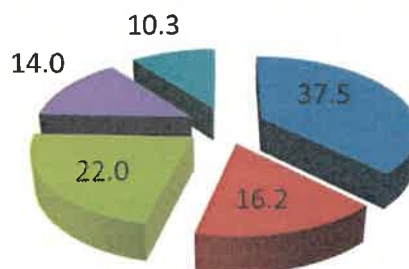


参加したくない主な理由

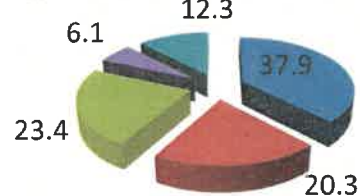
時間的に余裕がない
自信がない
興味・関心がない
年齢的に無理
家事子育てで忙しい
面倒くさい
ボランティアの必要性がわからない

自分がスポーツをしたい
休日は休みたい
何をしたいかわからない
スポーツが好きでない
仕事が忙しい

問18 参加したいボランティア



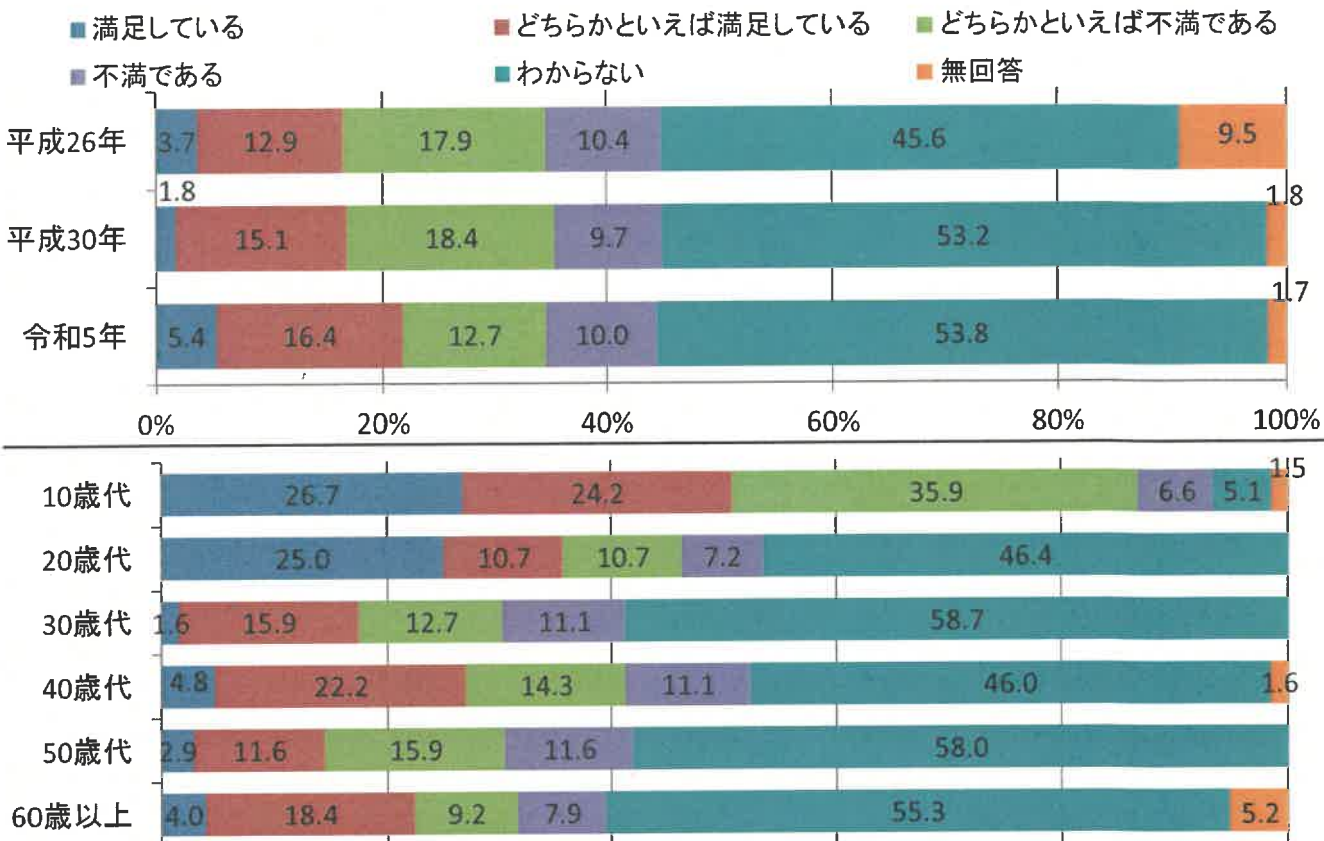
10歳代の参加したい(34.3%)の内訳



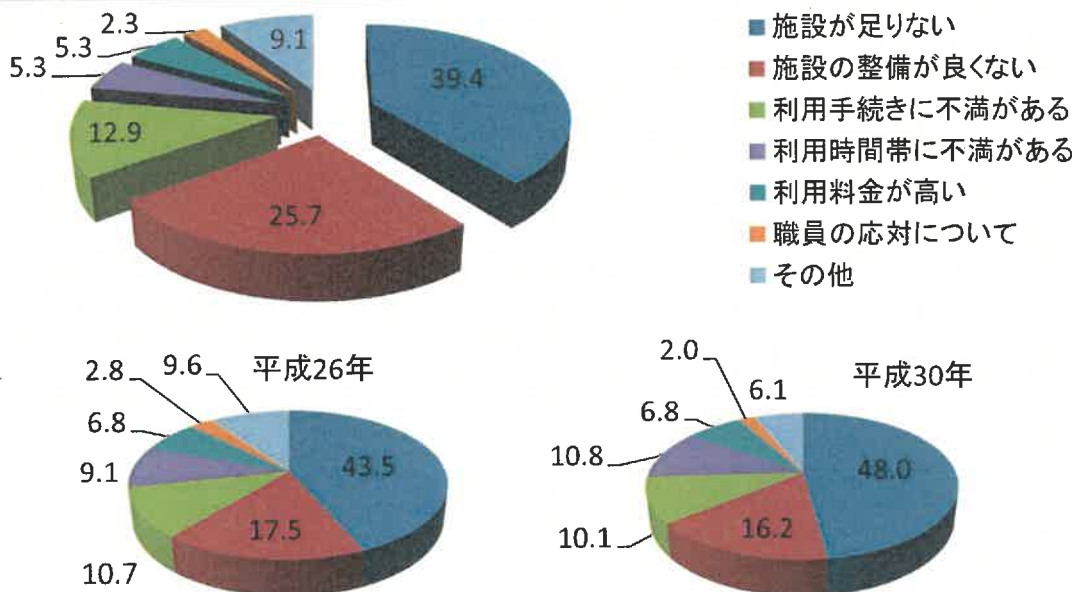
令和5年のスポーツボランティアに参加したいという方の割合は、平成26年と同程度になっています。また、参加したい方では、「大会・イベントの運営スタッフ」のボランティアを希望する方が40%程度います。町のスポーツをより活性化させるためには、この方々に活躍の場を提供することが必要と思われます。

調査項目6 行政のスポーツ振興に対する施策について

問19 現在の函南町の公共スポーツ施設や学校体育施設等に満足していますか。（回答は1つ）

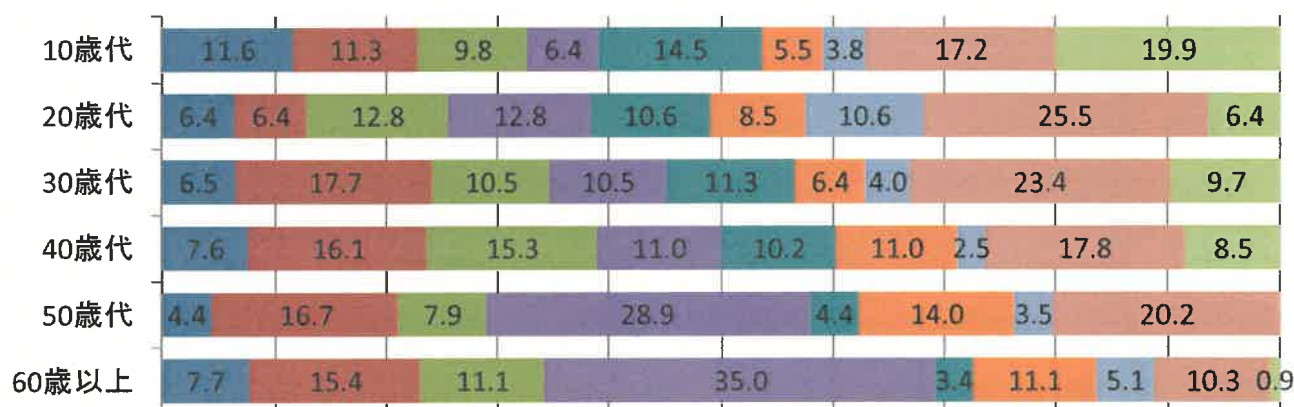
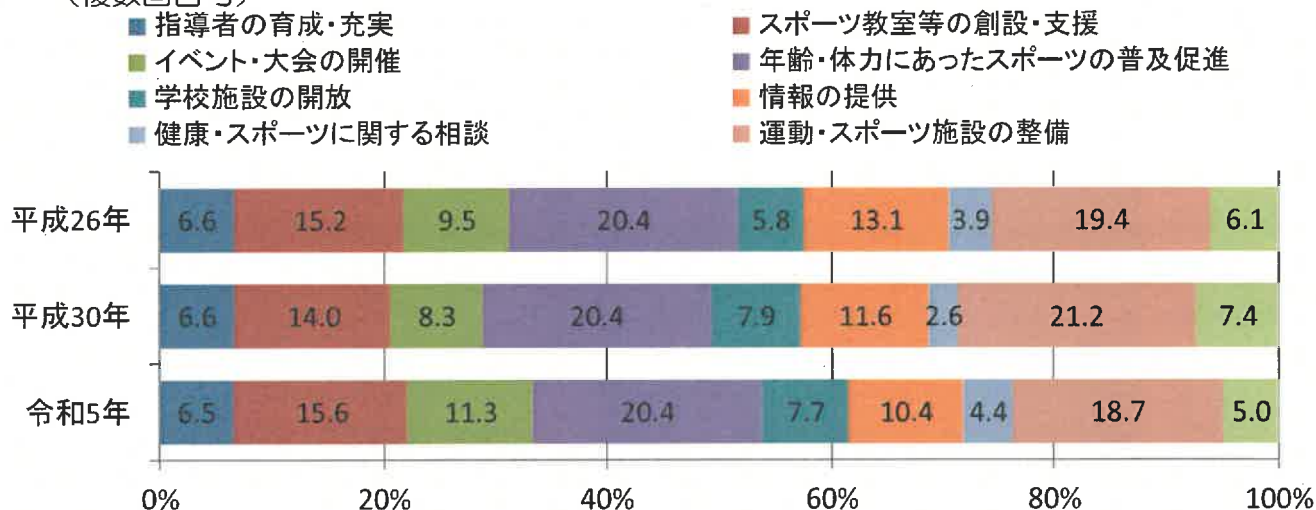


問20 不満な点は何ですか（令和5年）



スポーツ施設の満足度で、過去の調査では「満足」「どちらかといえば満足」を合わせて15.6%でしたが、令和5年調査では20%を超えています。また、「不満」「どちらかといえば不満」の理由において、「施設が足りない」は過去の調査結果と比較し、良い結果となっています。これは、インターネット予約の確立、ナイター設備設置による利用時間の拡大等、推進計画アクションプランを達成したことによると思われます。

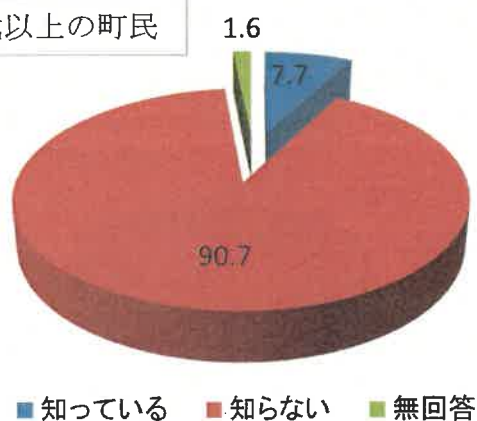
問21 今後、スポーツの振興を図るために、行政に力を入れてもらいたいことは何ですか。
(複数回答可)



全体的には、過去2回の調査と大きな変化が見られませんでした。年代別を見ると、50歳代、60歳代以上の年代では「年齢に合ったスポーツの普及促進」を希望する比率が高くなっています。

問22 ニュースポーツを知っていますか。(令和5年のみの調査)

20歳代以上の町民



ニュースポーツの知名度が大変低いことがわかります。「ニュースポーツ体験教室」を水曜日の夜に実施していますが、参加者が固定しており、少ないことが課題となっています。そのようなことから、令和5年度に「小中学校ニュースポーツ普及活動事業」を始めました。この普及活動を続けることで、気軽にできるニュースポーツで、運動をする町民の割合の上昇につなげたいと考えています。

ニュースポーツは、子どもから高齢者までを対象に「誰でもが、いつでも、どこでも、いつでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツとして普及しています。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにします。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第一期計画では、函南町の基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し、様々な施策を展開してきました。スポーツは「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、子どもから高齢者、障害のあるないに関わらず、それぞれの特性に応じてスポーツに親しむことで、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に寄与するものです。

このように「スポーツのまち函南」宣言に基づき、赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、様々な人が様々なスポーツに関わることができるような場を提案、提供することは、SDGsのゴールの一つである「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことにつながります。そのスポーツを推進するためには、基本的条件である指導者等の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止、運動部活動の地域連携等の整備を進めることが必要です。

いつでも だれでも どこでも いつまでも

「赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで」

健康で元気に生涯スポーツのまちの実現

「スポーツのまち函南」宣言

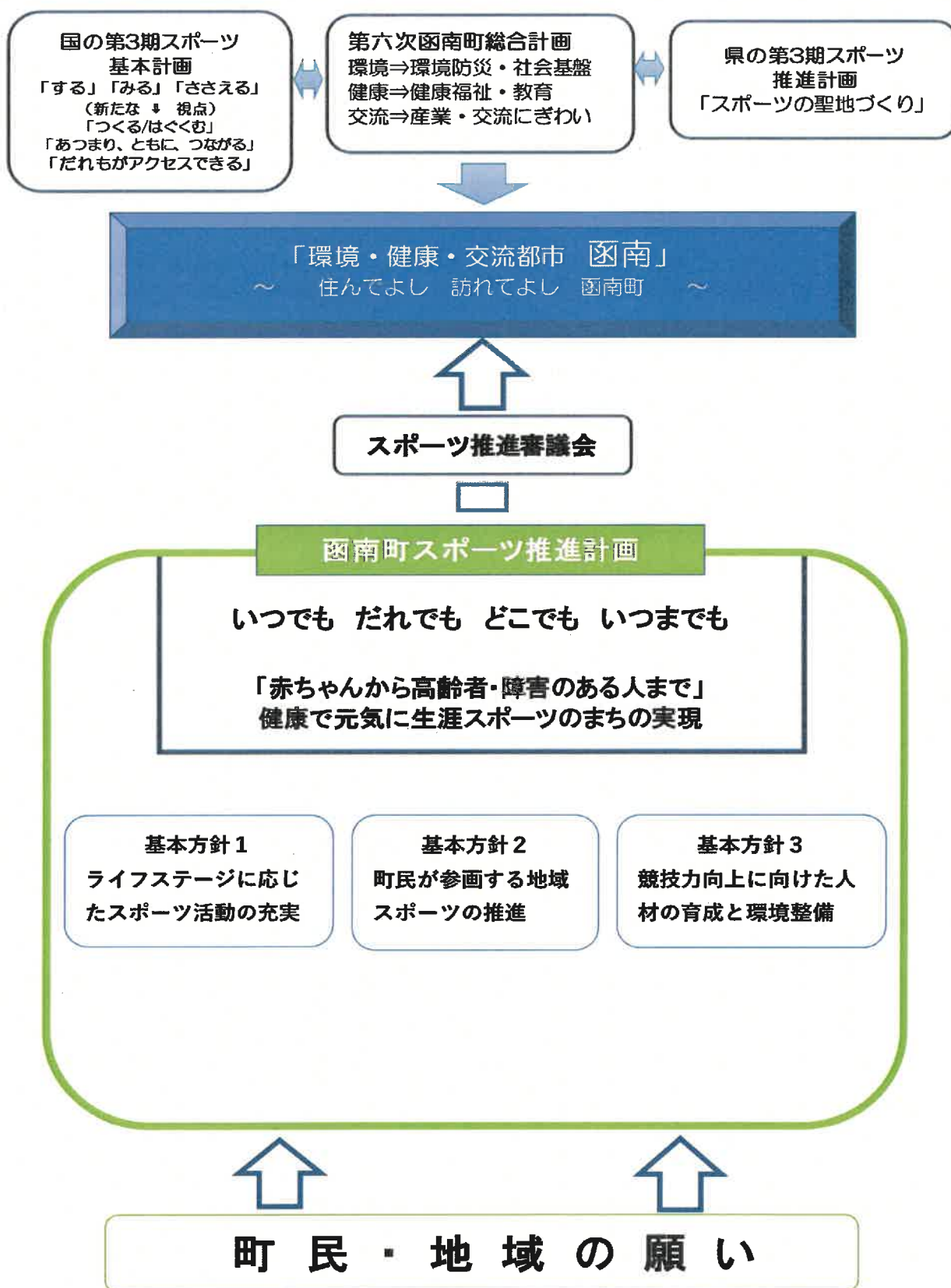
わたくしたち函南町民は、スポーツの振興を図り、スポーツを愛し、健康でたくましい心と体をつくり、夢と希望のある、明るく元気なまちづくりを積極的に進めるため、ここに「スポーツのまち函南」を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、赤ちゃんから高齢者・障がいのある人まで、健康で元気に生活できる、生涯スポーツのまちを目指します。
- 2 スポーツを楽しみ、夢や目標に向かって努力する心を育み、青少年健全育成のまちを目指します。
- 3 スポーツに励み、日本や世界に向けたトップアスリートを目指す人材を育成し、夢と希望のあるまちを目指します。
- 4 スポーツを広げ、支え、世代間・地域間の交流を図り、明るく活力あふれるまちを目指します。

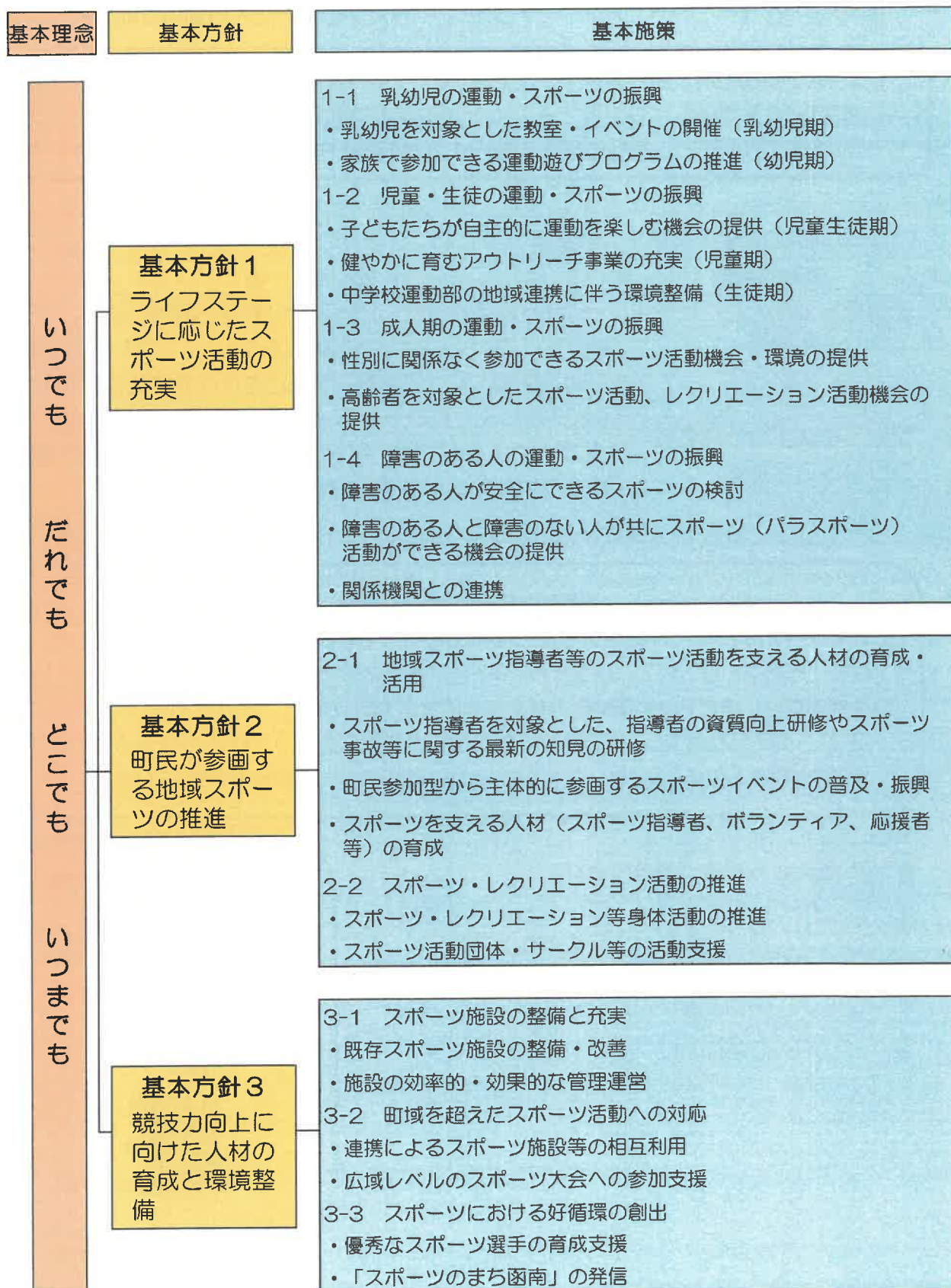
平成 28 年 11 月 6 日宣言

函 南 町

2 スポーツ推進計画グランドデザイン



3 函南町スポーツ推進計画 体系図



第5章 具体的な施策

1 基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

幼児期から高齢期、障害者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツへの参画機会を提供し、レクリエーション活動などを取り入れることで、スポーツへの抵抗感を減らし、運動に親しむ機会の拡大を図ります。（町一期計画改正）

（1）乳幼児の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
乳幼児を対象とした教室・イベントの開催	・幼児と親を対象とした親子遊び教室の開催により、体を動かす「遊び」の活用を推進します。（町一期施策）
家族で参加できる運動遊びプログラムの推進	・乳幼児期における運動の大切さを伝えるために、県策定の①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」③「ふじのくに運動遊びプログラム」の活用を推進します。 （町一期施策）

運動遊びプログラムの推進

○乳幼児期には、親子で触れ合いながら運動遊びをすることが大切です。

・親子の運動遊びは、親子の絆を深め、子どもの情緒を安定させます。

○幼児期には、次の8つの運動能力を育てることが大切です。

・走る ・跳ぶ ・投げる ・リズム ・すばやさ ・やわらかさ ・力の入れ方 ・バランス
様々な運動・スポーツには、これらの8つの運動能力が、組み合わさっています。

8つの運動能力を育てる親子遊び

①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」

【0～3歳児を対象とした親子運動遊び】

②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」

【4～6歳児を対象とした親子運動遊び】

③「ふじのくに運動遊びプログラム」

【1～3歳、3～5歳児を対象とした親子運動遊び】

ファミリー・プレイ・プログラム

種目例「腕ブランコ」

投げる・力の入れ方・バランスの能力を育てる



(2) 児童・生徒の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
子どもたちが自主的に運動を楽しむ機会の提供	・運動の日常化と体力向上を目指した、県の「体力アップコンテスト」への参加を促進します。 ・児童・生徒の体力向上を効果的、効率的に図るため「新体力テスト」の結果を分析し、町の状況を提示し、各自の目標設定が適切にできるようにします。 (県・町一期施策)
健やかに育むアウトリーチ事業の充実	・留守家庭児童保育所等を対象とした、多様な体験活動の機会を提供します。 (町一期施策)
中学校運動部の地域連携に伴う環境整備	・中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、地域において子どものニーズに応じた多様なスポーツを安全・安心してできる環境を整備します。 (国3期施策目標)

体力アップコンテスト

運動習慣の形成期にあたる小学校を対象に学級単位で記録に挑戦したり、体力づくりに取り組んだりすることにより、運動の日常化と体力向上を目指した静岡県独自のコンテスト

種目

- ・みんなで8の字とび
- ・みんなでドッジボール
- ・みんなでの当て
- ・みんなでジャンプ
- ・みんなでリズムダンス

新体力テストの種目

- ・握力
- ・上体起こし
- ・長座体前屈
- ・反復横跳び
- ・シャトルラン（小学校）
- ・持久走（中学校）
- ・50m 走
- ・立ち幅跳び
- ・ボール投げ

アウトリーチ事業 ニュースポーツ体験教室



グラウンドゴルフ体験



ディスクゴルフ体験

様々な機会を捉え、ニュースポーツ体験教室を開催します。

(3) 成人期の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
性別に関係なく参加できるスポーツ活動機会・環境の提供	・身近で気軽に取り組めるようなスポーツ教室やスポーツイベントを開催すると共に、施設利用規則の見直しを行い、より利用しやすい環境を提供します。 (町一期施策改正)
高齢者を対象としたスポーツ活動、レクリエーション活動機会の提供	・子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、幅広い世代の人が楽しめるよう、スポーツ推進委員等と連携してニュースポーツやレクリエーション活動、マインドスポーツ※¹等を推進し、参加機会の提供や情報発信をします。 (県・町一期施策改正)

※1 マインドスポーツは、囲碁・将棋・チェス・ビリヤードといった主に頭脳を使った競技のことです。「e スポーツ」もマインドスポーツの一つと捉える動きが生まれています。



ノルディック・ウォーク教室



ペタンク大会

(4) 障害のある人の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
障害のある人が安全にできるスポーツの検討	・障害のある人が安全にスポーツを行うことができる環境を整備するため、スポーツ施設に対する障害のある人のニーズの把握に努めます。 (県施策)
障害のある人と障害のない人が共にスポーツ（パラスポーツ）活動ができる機会の提供	・障害のある人が身近な場所で障害のない人と共にスポーツを実施できるよう、障害者スポーツの体験や障害者スポーツ用具の整備・利用の促進を図ります。 (国3期施策改正)
関係機関との連携	・障害のある人のスポーツ活動を促進するため、社会福祉協議会などの関係機関や団体との連携を図ります。 (町一期施策)



2 基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進

スポーツには、「する」「みる」だけでなく「ささえる」という方法でも参加ができます。町民のスポーツ活動を支える多様なスポーツ人材を育成し、その活用を促進することで、地域におけるスポーツの振興と活性化及び町民がスポーツ活動に参画する環境を構築します。
(町六次総合計画)

(1) 地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用

具体的取組	概 要
スポーツ指導者を対象とした、指導者の資質向上研修やスポーツ事故等に関する最新の知見の研修	・スポーツを楽しむためには、指導者が専門性を高め、年代やレベルに応じた適切な指導ができ、選手の能力を引き出すことが必要です。そのために、指導者が常に最新の情報が得られるよう環境を整備し、指導者の資質向上を図ります。 (県施策改正)
町民参加型から主体的に参画するスポーツイベントの普及・振興	・スポーツコーディネーターの役割を担えるよう、スポーツ推進委員の資質向上を図り、町のスポーツイベントに参画し、スポーツの普及促進を図ります。 (県・町一期施策改正)
スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	・幅広い町民が親しめるスポーツの指導者の育成を図ります。 ・マラソン大会や駅伝大会等の大会を支えるボランティアの育成を図ります。 (町一期施策改正)



函南町マラソン大会



函南町駅伝大会

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

具体的取組	概 要
スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	・スポーツ・レクリエーションのための整備を行い、町民・民間が施設を利用しやすい環境づくりに努めます。 (町六次総合計画)
スポーツ活動団体・サークル等の活動支援	・中学校部活動の地域連携を踏まえ、受入団体の把握、児童生徒への参加の呼びかけや保護者への働きかけ、PR活動等を行い、参加の促進をします。 (町一期施策)

3 基本方針3 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備

地元の選手が活躍する姿は、見る人の感動や興奮を喚起し、スポーツを始めるきっかけや、継続することにつながります。既存の体育施設をより効率的に活用し、魅力あるスポーツの推進や、トップアスリートを目指す人材の育成を目指します。

(町六次総合計画)

(1) スポーツ施設の整備と充実

具体的取組	概 要
既存スポーツ施設の整備・改善	・既存のスポーツ施設の利便を図るため、施設や用具の整備、充実に努めます。 (町一期施策)
施設の効率的・効果的な管理運営	・いつでも気軽に利用できるよう、施設利用者のニーズの把握に努め、利用条件の工夫改善を図り、施設の効率的・効果的な管理に努めます。 (町一期施策改正)

(2) 町域を超えたスポーツ活動への対応

具体的取組	概 要
連携によるスポーツ施設等の相互利用	・近隣自治体と連携を図り、各自治体の枠を超えた施設利用を推進し、町民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。 (町一期施策)
広域レベルのスポーツ大会への参加支援	・全国大会や県市町対抗駅伝競走大会などの、広域レベルでの大会への町民の参加を支援するとともに、学校や企業と連携して函南運動公園を拠点施設とする活用の実現を目指します。 (町一期施策改正)



函南運動公園



函南町体育館



肥田簡易グラウンド



柏谷公園野球場

(3) スポーツにおける好循環の創出

具体的取組	概 要
優秀なスポーツ選手の育成支援	・ 町民のスポーツに取り組むモチベーションを高めるため、将来有望な選手の育成支援をします。 ・ 函南運動公園を拠点施設とする活用の充実に努めます。 (町一期施策改正)
「スポーツのまち函南」の発信	・ 平成 28 年に発した「スポーツのまち函南」宣言により、生涯を通してスポーツを愛し、健康でたくましい心と体をつくり、明るい豊かな郷土を築くため、町内外に「スポーツのまち函南」を発信します。(町一期施策改正)



体力・運動能力調査



函南少年野球クラブ町長表敬訪問



東京 2020 オリンピック競技大会聖火リレー



シッティングバレーボール



静岡県市町対抗駅伝競走大会

4 今後5年間の数値目標（アクションプラン）

	施 策	項 目	現状値 (R4)	目標値 (R10)
基本 方針 1	児童・生徒の運動・スポーツの振興	「新体力テスト」の記録が小3から中3全種目において県平均を上回る割合	小 65.6% 中 25.0%	小 75% 中 60%
	成人期の運動・スポーツの振興	成人の週1回以上スポーツ実施率	36.5%	50%
		高齢者（65歳以上）の週1回以上スポーツ実施率	新規 48.8%	60%
		ニュースポーツやパラスポーツの大会・教室等の開催数	新規	年 12 回
基本 方針 2	スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	町内マラソン大会や駅伝大会等、町内の大会を支えるボランティアの数	新規	50 人
	スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	町内体育施設の延べ利用者数	12.5 万人	40 万人
基本 方針 3	近隣自治体との連携によるスポーツ施設等の相互利用	近隣自治体と合同で開催したスポーツイベントの数	新規 0 回	年 1 回
	広域レベルのスポーツ大会への参加支援	函南運動公園で開催した広域レベルの大会の数	新規 11 大会	年 11 大会

※町の各種スポーツ関連情報は、函南町ホームページ、かなみ安心情報メール、町 SNS 等を積極的に活用し、情報発信に努めます。

資料編

- (1) 第二期函南町スポーツ推進計画策定の経過
- (2) 函南町スポーツ推進審議会に関する条例
- (3) スポーツ基本法

(1) 第二期函南町スポーツ推進計画策定の経過

年月日	内 容
令和4年 5月25日 13:30～ 文化センター 会議室	函南町スポーツ推進審議会 ・ 函南町体育施設の現況報告 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画について
令和4年 8月 5日 13:30～ 文化センター 会議室	第1回函南町スポーツ推進審議会 ・ 委嘱状伝達 ・ 函南町体育施設の現況報告 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画基本方針について
令和5年 2月20日	函南町スポーツ推進計画の評価及び関係事業の調査 ・ 関連する課に該当する事業の調査とその取り組みに対する評価
令和5年 3月23日 13:30～ 文化センター 会議室	第2回函南町スポーツ推進審議会 ・ 後期スポーツ推進計画の基本方針の見直しについて ・ スポーツに関する町民アンケートについて ・ 今後の流れについて
令和5年 5月15日～6月9日	「スポーツに関する町民アンケート」調査実施 ・ 調査対象者 町立中学校在学中の中学生（904人） 中学生を除く町内在住の15歳以上の男女1,100人 ・ 調査方法 配布方法：郵送配布 回収方法：LoGo フォームまたは、FAX、持参（60歳以上は郵送も可） 中学生は、学校でタブレット端末を使い回答 ・ 回収率：1,033人（51.5%）
令和5年 8月23日 13:10～ 役場 大会議室	総合教育会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案1）を提示

令和5年 9月25日 13:30～ 役場 中会議室	第1回函南町スポーツ推進審議会 ・ 諮問書の伝達 ・ 後期計画アクションプランの進捗状況の説明 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案1）について
令和5年10月23日 13:00～ 全員協議会室	文教厚生委員会に第二期函南町スポーツ推進計画（素案2）を報告
令和5年 11月1日～12月1日	パブリックコメント実施
令和6年 2月21日 13:30～ 教育委員会室	第2回函南町スポーツ推進審議会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（素案3）について ・ 答申案について
令和6年 2月26日 13:00～ 教育長室	答申
令和6年 2月28日 13:10～ 教育委員会室	定例教育委員会 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（最終案）を提示
令和6年 3月 4日	企画会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画（最終案）の承認
令和6年 3月22日 13:10～ 役場 大会議室	総合教育会議 ・ 第二期函南町スポーツ推進計画の策定について報告

(2) 函南町スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年6月1日条例第11号

改正

平成12年3月7日条例第12号

平成23年12月14日条例第27号

函南町スポーツ推進審議会に関する条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函南町におけるスポーツを推進するため、函南町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、7人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号の者のうちから町長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は教育委員会事務局において処理する。

(細則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) スポーツ基本法

スポーツ基本法

発令 ；平成23年6月24日号外法律第78号

最終改正：平成30年6月20日号外法律第57号

改正内容：平成30年6月20日号外法律第56号〔令和5年1月1日〕

○スポーツ基本法

〔平成二十三年六月二十四日号外法律第七十八号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・経済産業・国土交通大臣署名〕

〔昭和三十六年六月一六日法律第一四一号（スポーツ振興法）を全文改正〕

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、

二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたるあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教

育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポ

ース教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年七月政令二三一号により、平成二三・八・二四から施行〕

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

沿革

平成二五年一二月一三日号外法律第一一二号〔持続可能な社会保障制度の確立を図るための
改革の推進に関する法律附則三条による改正〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

附 則〔平成二五年一二月一三日法律第一一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二六年六月二〇日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（政令への委任）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三〇年六月二〇日法律第五六号〕

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

- 2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成三〇年六月二〇日法律第五七号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

第二期函南町スポーツ推進計画

編集・発行 函南町教育委員会 生涯学習課

〒419-0122 静岡県田方郡函南町上沢 81 番地

電話 055-979-1733 FAX 055-979-1744

議案第 9 号

第四次函南町子どもの読書活動推進計画の策定について

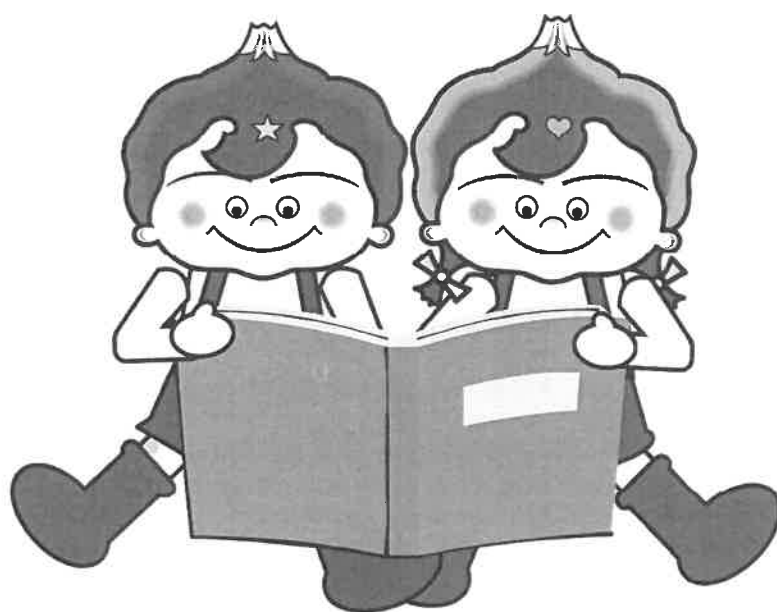
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、第四次函南町子どもの読書活動推進計画を策定したので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

平成31年に策定した第三次函南町子どもの読書活動推進計画について、策定から5年が経過し、計画期間が満了することから、基本方針等を見直し、今後の施策や数値目標を改定したので、承認を求めるものです。

第四次函南町子どもの読書活動推進計画



令和6年3月

函南町教育委員会

函南町では町立図書館の開館を機に、「読書のまち・かなみ」を宣言しました。

赤ちゃんからお年寄りまで、みんなで読書のまちづくりを進めましょう。

読書のまち・かなみ宣言

読書は、わたしたちの心を豊かにし、人生をより深く生きるための知恵をもたらしてくれます。読書を通じて、文化の向上につとめ、人にやさしいまちをつくりましょう。生涯にわたり、読書を楽しむ人があふれるまちをめざして、函南町はここに、「読書のまち・かなみ」を宣言します。

- ・親子や家族、みんなで本を読みましょう。
- ・保育園や幼稚園の子どもたちは、絵本とともにだちになりましょう。
- ・児童や生徒は、たくさん本に親しみ、読書習慣を身につけましょう。
- ・地域のことを知り、人生を深く味わうために、本から学びましょう。
- ・町ぐるみで、読書に親しむ環境を作りましょう。

平成25年4月 函南町

はじめに

読書活動は知識を増やし、人生をより豊かにするものとされています。また国立青少年教育振興機構による令和3年の「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」報告書では、小中高校生のときに読書量が多い人は意識・非認知能力（自己理解力、批判的思考力、主体的行動力）、認知機能（語彙力、文章理解力等）が高い傾向があると報告されており、子ども・若者の成長における読書の重要性について再確認させられます。

近年、社会全体のデジタル化が急速に進み、学校現場においては小中学校で1人1台端末が導入されるなど、子どもを取り巻く環境は日々変化しています。スマートフォンやタブレット端末といったデジタル機器の普及により、電子書籍やオーディオブックなども身近な存在となり、読書の方法も多様化しています。

国は令和5年に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、県では令和4年に「第三次静岡県子ども読書活動推進計画－後期計画－『本とともにだち』プラン」を策定しました。当町においても平成20年に「函南町子どもの読書活動推進計画」を、平成31年に第三次計画を策定しました。これらの計画と町立図書館の開館とともに打ち出された「読書のまち・かなみ」宣言の内容に基づき、関係機関が連携し子どもの読書活動を推進してきました。

第四次計画では、3つの基本方針「成長過程に合わせた読書活動の推進」「子どもの読書活動を支える環境整備」「町ぐるみの読書の普及啓発」を掲げ、成長過程や多様な子どもたちに合わせた取り組みを町全体で行っていきます。

子どもたちは読書を通じて新たな世界を知り、さまざまなことを学び、思考を深めることができます。その成長を支援するには、家庭、地域、学校、園が連携し、町ぐるみで子どもの読書啓発に取り組むことが必要です。当町は本計画に基づき、より一層充実した読書活動の支援に努めて参ります。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子

目次

第1章 計画策定の背景

1	子どもの読書活動の意義	1
2	全国の子どもの読書活動の現状	1
3	国の動向	1
4	県の動向	2

第2章 計画の基本方針

1	第四次計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本方針	3
4	計画の対象と期間	3

第3章 第三次計画の成果と現状及び課題、推進のための取り組み

1	アンケートから見る現状と課題	4
2	基本方針推進のための施策及び具体的な取り組み一覧	6
	基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進	8
	基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備	11
	基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発	14
3	計画の推進体制	16
4	進行管理と評価	16
	努力目標（数値目標）	17

参考資料

1	アンケート結果一覧	18
2	SDGsとの連動	29
3	用語解説集	30
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	32
5	函南町子どもの読書活動推進計画策定過程	34

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。近年、社会は技術革新やグローバル化の進展などにより、急激に変化しています。そうした中で読書は、子どもたちが言葉を学び、知識を増やし、読解力や想像力を養うための大きな役割を持っています。また、変化する社会に主体的に向き合い関わっていくことや多様な他者と協働しながら自分らしく未来を切り拓いていくことにも有効です。

2 全国の子どもの読書活動の現状

全国学校図書館協議会が毎年実施している、全国の小、中、高等学校の児童生徒を対象とした「学校読書調査」（※学校図書館 No.877「第68回学校読書調査」より）によれば、令和5年の1か月の平均読書冊数は、小学生（4～6年生）12.6冊、中学生5.5冊、高校生1.9冊となっており、ここ数年増加傾向にあった小学生が減少した一方で、中学生は過去最高値、高校生は平成22年以来の高い数値となりました。また、1か月に1冊も読まなかった「不読者」の割合は、小学生7%、中学生13.1%、高校生43.5%となり、中高生での低下が見られました。近年は学校においてもICT化が進み、GIGAスクール構想により小中学校の児童生徒が1人1台端末を所持し、学校生活で活用するようになり、子どもの生活や情報との関わり方も大きく変化してきていると考えられます。

3 国の動向

子どもの読書活動の重要性を認識し、これに対する取り組みを進めていくために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律は、子どもの読書に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたものです。

この法律に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、この計画の成果、課題などを検証したうえで、令和5年3月に第五次計画を策定し、その後の施策の基本的な方向と具体的な方策を明らかにしました。

障害のある人の読書環境にも変化がありました。令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立しました。この法律は、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするものです。さまざまな障害のある人が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

また、2015年の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。これは2030年までの15年間で達成するために掲げられた、持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標です。子どもの読書活動には「4：質の高い教育をみんなに」「16：平和と公平をすべての人に」「17：パートナーシップで目標を達成しよう」が大きく関係しています。

4 県の動向

静岡県は、法律や国の推進計画を踏まえ、平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画—『読書県しずおか』をめざして—」を策定しました。また、この計画の成果、課題などを検証したうえで、平成30年3月に第三次計画として「『本とともにだち』プラン」を策定しました。その中で、令和9年度までの10年間における静岡県の読書活動の目指すべき姿と取り組むべき施策を示し、令和4年3月には後期計画を策定しています。

第2章 計画の基本方針

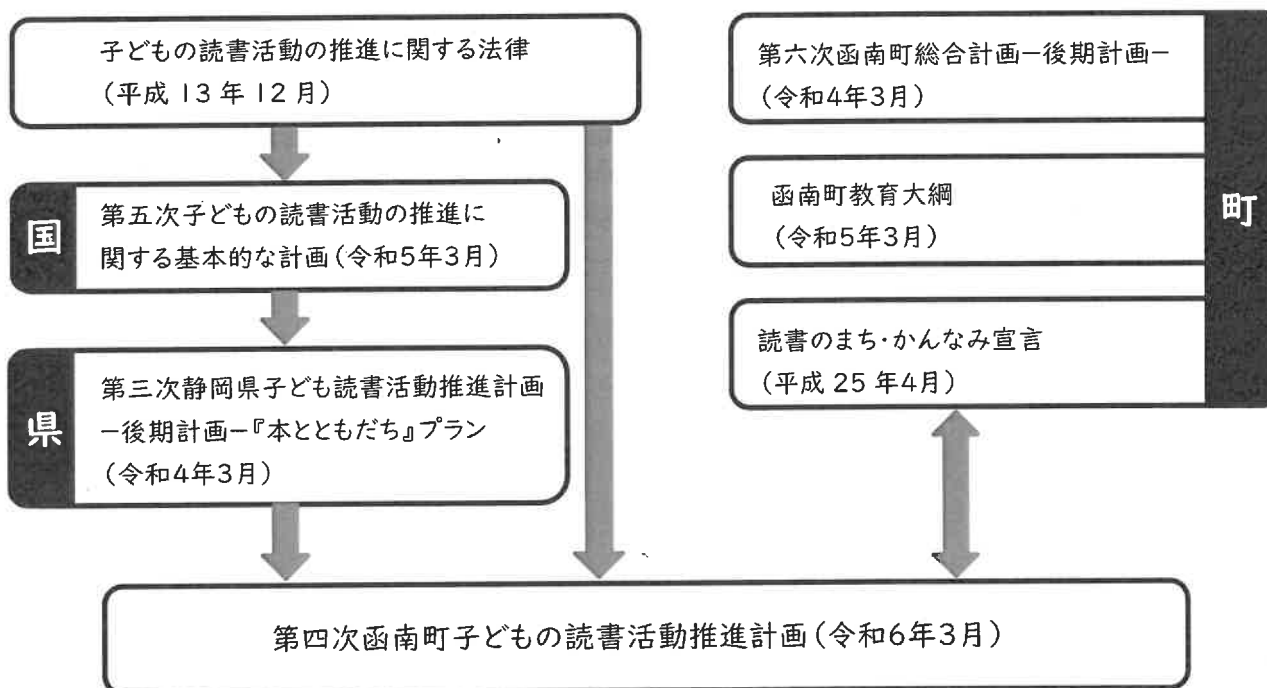
1 第四次計画策定の目的

函南町では、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を推進することを目的として、平成20年3月に「函南町子どもの読書活動推進計画」を策定、その後平成26年3月に第二次計画、平成31年3月に第三次計画を策定し、家庭、幼稚園・こども園・保育園、学校、図書館、地域の各分野が連携し、取り組みを進めてきました。

これらの取り組みの成果と課題を踏まえ継続拡充し、子どもの読書活動の推進を図るため、令和10年度までの取り組みの指針となる第四次計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や県の計画を基本として、平成25年4月の町立図書館の開館に伴って打ち出された「読書のまち・かなみ」宣言の内容を踏まえ、策定します。また策定にあたっては、第六次函南町総合計画と函南町教育大綱との整合を図ります。



3 計画の基本方針

この計画の目的を達成するために次の方針を掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

基本方針1「成長過程に合わせた読書活動の推進」

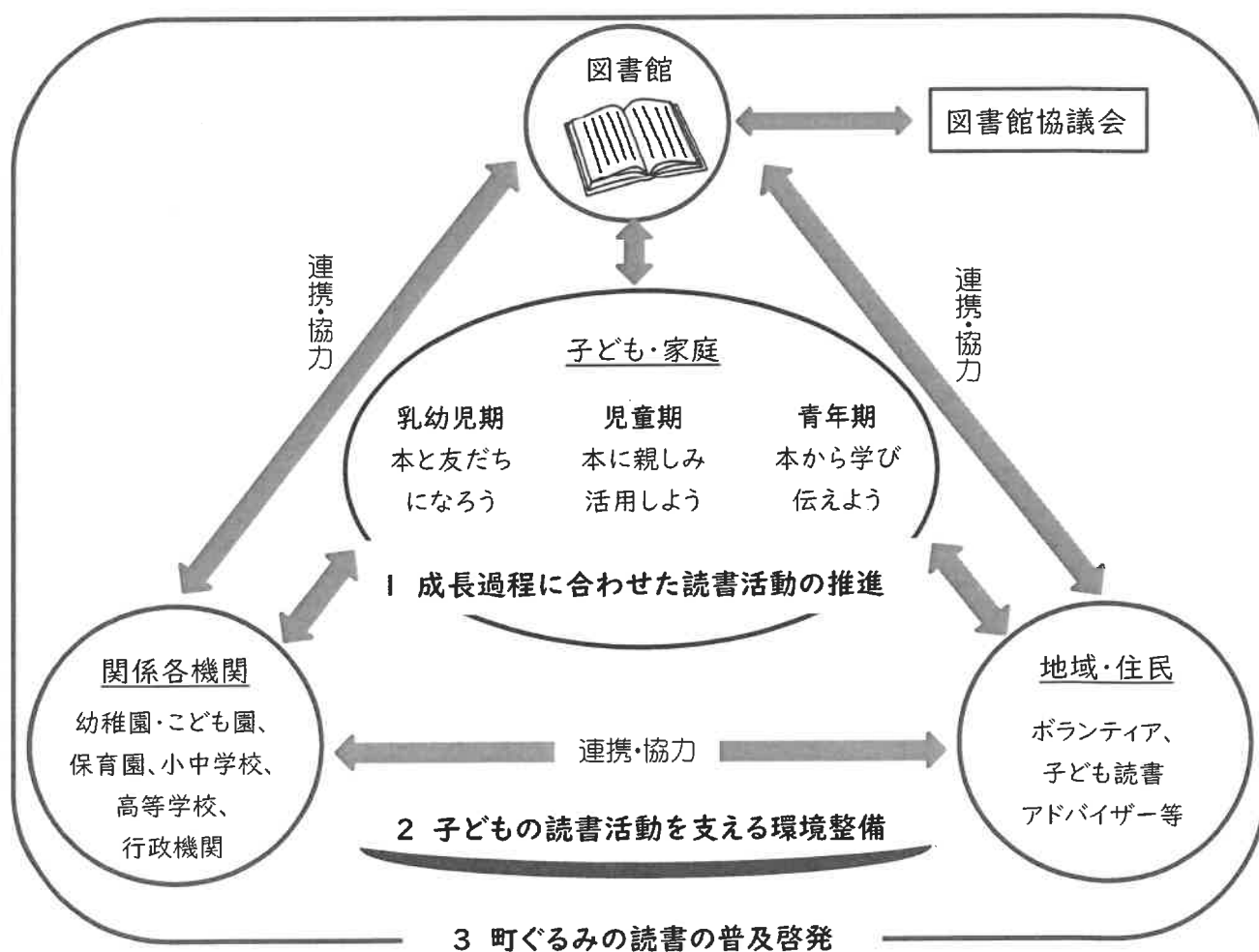
子どものライフステージを「乳幼児期」「児童期」「青年期」の3つに分け、それぞれの成長過程に沿った読書活動を推進していきます。

基本方針2「子どもの読書活動を支える環境整備」

子どもの自主的な読書活動を支えるため、読書環境の整備・充実や特別な支援を必要とする子どもへの支援を進めていきます。

基本方針3「町ぐるみの読書の普及啓発」

関係機関や学校、ボランティアなどと連携し、広く町民への読書の普及啓発を進めていきます。



4 計画の対象と期間

この計画でいう「子ども」とは、0歳から18歳までの者とします。なお、この計画は、対象となる子どものほか、保護者、教職員、行政関係者、ボランティア、地域住民など、子どもの読書活動推進に関わるすべての町民によって推進します。

また、この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第3章 第三次計画の成果と現状及び課題、推進のための取り組み

1 アンケートから見る現状と課題

基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進

<現状>

図書館では乳幼児向けのおはなし会を週2回（火・木曜日）実施しており、小学生も参加できるよう土日祝日のおはなし会も不定期で行っています。

町内園児と小中学生の図書館見学を行い、自力で図書館へ来ることが難しい子どもや利用したことがない子どもに、図書館のことを知ってもらう良い機会となっています。見学会後のアンケートによると、この事業をきっかけに図書館へ行くようになった家庭もあるようです。

近隣の高等学校と連携し、生徒の得意分野を活かしたイベントの協働開催をしています。

<課題>

アンケートの「Q4.家で本を読むのはどれくらいですか？（お子さんが本を読んだり（見たり）、お子さんに読み聞かせをするのはどれくらいですか？）」の質問に「しない」と回答したのは幼稚園・こども園1.1%、保育園2.2%、小学校15.7%、中学校16.5%、高等学校24.4%となっており、保育園、小中学校では、5年前の調査よりも増加の傾向にあります。家庭では子ども、保護者ともに忙しく、読書の時間を設けることが難しいようです。またアンケートの「Q7.もっと本を読みたいと思いますか？（お子さんにもっと本を読ませたい、または読み聞かせたいと思いますか？）」という質問に対し、「思うが、できない」と回答した人の理由として「家事等が忙しいから」の回答が幼稚園・こども園91.2%、保育園88.9%、次いで「仕事が忙しいから」が幼稚園・こども園35.1%、保育園68.3%となっています。小中学校、高等学校においては「別にやりたいことをしたいから」が小学校72.8%、中学校80.1%、高等学校78.1%となっています。

その他に、アンケートによると図書館を利用したことがない子どもが幼稚園・こども園18.8%、保育園18.1%、小学校10.2%、中学校8%、高等学校76.5%となっています。引き続き、土日祝日のイベントや図書館見学会、学校との連携事業などを通じて図書館や読書の楽しさを伝えていく必要があります。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備

<現状>

すべての幼稚園・こども園、保育園に図書コーナーがあり、子どもたちが本に触れることができる環境があります。また、活動の導入などに絵本を活用し、読み聞かせを実施しています。小中学校においてはすべての学校で、学校図書館図書標準を達成しています。朝読書、読み聞かせ等、全校で取り組む読書活動を実施している学校の割合も小中学校、高等学校ともに100%となっています。また、特別支援学級のある小中学校では、特別な支援が必要な子どもへの読書活動の支援も行っています。

図書館では団体貸出やテーマ貸出などを実施し、図書館の本を園や学校、留守家庭児童保育所などにも提供しています。また図書館から遠隔地にある小学校2校に対し出張貸出を行い、図書館に来ることが難しい子どもたちへも本を借りる機会を設けています。

<課題>

全小中学校に学校司書が配置されていますが、1校を除いて兼任となっています。学校司書がない時間帯は図書室の利用が制限されてしまうこともあるため、常駐の学校司書の配置が求められます。また、司書教諭と図書担当教諭と学校司書が連携し、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての役割を充実させていく必要があります。

図書館では、子ども向けの触る絵本や布絵本、ＬＬブックや点字図書、大活字本、音訳資料、外国語資料などの整備を行っています。図書館は、どんな人でも利用しやすい環境をつくるため、園や学校にも幅広い支援をしていく必要があります。

情報の電子化が進んでおり、読書の仕方も多様化しています。アンケートによると、電子書籍を読みたいと感じている人の割合は、前回調査と比較して横ばいでしたが、「今後、函南町立図書館で電子書籍を導入した場合、紙の本と電子書籍のどちらを利用したいですか？」の質問に対し「両方」と回答したのが、幼稚園・こども園 45.2%、保育園 39.6%、小学校 35.2%、中学校 34.6%、高等学校 38%となっており、高等学校においては紙の本を上回っています。今後も他の図書館などの動向を注視し、電子書籍の導入を慎重に検討する必要があります。

また図書館では地域資料のデジタル化を順次進めています。図書館に来ることが難しい人に対し、さらに取り組みを進めていくことが求められます。

感染症の流行やデジタル化の推進など、社会状況に対応した体制づくりを進めていく必要があります。

基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発

<現状>

図書館では他機関と連携し事業を行っています。庁内他課とは、イベントやテーマ展示を協働で実施することで読書活動を推進しています。

小中学校とは、図書館ボランティアを読み聞かせに派遣したり、学校司書との連絡会を設けるなど、連携を深めています。

また、図書館では本の装備や排架、読み聞かせ、音訳資料の作成など、多くのボランティアが活動しています。そのため、読み聞かせ研修会や養成講座を実施し、ボランティアの養成や活動支援を行っています。

「子ども読書の日」「かなみ読書週間」に図書館を中心に読書啓発活動を実施しています。令和4年度は、全小中学校が「子ども読書の日」に読書啓発に取り組み、全小中学校、高等学校が秋の読書週間に読書啓発に取り組んでいます。

このように図書館は、町ぐるみの読書の普及に向けてセンター的機能を担っています。

<課題>

小中学校で実施している読書記録ノートを、令和4年度から1人1台端末での記録に移行しました。しかし低学年は操作が難しいこともあり、紙での記録と並行しています。記録方法の試行を重ね、より良い利活用方法を図書館と学校で検討する必要があります。

ボランティアの高齢化が進み、活動人数は減少傾向にあります。若い世代にも図書館と関わってもらい、読書活動に繋げるため、中高生のボランティアを積極的に受け入れるよう努めます。

アンケートでは図書館でいつ何のイベントをしているのか分からない、情報が欲しいといった意見があり、図書館の情報が広く伝わっていないことが分かります。SNSなどを活用し、図書館を利用したことがない人にも情報を伝えることが重要です。

2 基本方針推進のための施策及び具体的な取り組み一覧

	推進のための施策	具体的な取り組み	第三次計画から
基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進	(1) 乳幼児期における読書活動の推進	① 乳幼児向けおはなし会の実施	継続
		② ブックスタート事業の実施	継続
		③ 親子で参加できるおはなし会や読書講座の開催	継続
		④ 季節や行事に合った本の特集コーナーの設置	継続
		⑤ 幼稚園・こども園・保育園の図書館見学会の実施	継続
		⑥ 乳幼児向けブックリストの見直しと配布	一部変更
	(2) 児童期における読書活動の推進	① 小学生向けブックリストの見直しと配布	一部変更
		② 興味関心を集めるような図書館資料を用いた工作教室や特集展示コーナーの設置	継続
		③ 不定期に土日祝日でおはなし会を実施	継続
		④ 桑村、丹那小への出張貸出	継続
		⑤ 小学生の図書館見学の実施	一部変更
		⑥ 図書館日より こども版の発行・配布	一部変更
	(3) 青年期における読書活動の推進	① ヤングアダルトコーナーの資料の充実と貸出の促進	継続
		② 中学生・高校生向けイベントの実施や特集展示コーナーの設置	一部変更
		③ YA通信の発行、情報提供の実施	継続
		④ 中学生・高校生向けブックリストの作成と配布	一部変更
		⑤ 中学生への調べ学習講座の実施	一部変更
		⑥ 職場体験の積極的な受け入れ	継続
		⑦ 図書館でのボランティア活動、連携事業の実施	継続

	推進のための施策	具体的な取り組み	第三次計画から
基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備	(1) 幼稚園・こども園・保育園・学校主体による取り組みへの支援	① 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「学習指導要領」「学校図書館図書整備等5か年計画」について	継続
		② 図書コーナー、学校図書館の資料、施設などの整備・充実	継続
		③ 人的配置、職員の資質向上	継続
		④ 絵本を活用した保育の実践、読み聞かせの実施	継続
		⑤ 保護者に対する読書啓発	継続
		⑥ 読書習慣の確立、読書指導の充実	継続
		⑦ 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	継続
	(2) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	① 点字図書や大活字本、LLブック、朗読CDの資料の整備、広報の実施	継続
		② 外国語本の収集・提供	継続
		③ 音訳ボランティアの養成	継続
		④ サピエ、国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを活用した資料提供の充実	一部変更
		⑤ 郵送貸出、宅配貸出、対面朗読などを活用したサービスの充実	継続
		⑥ 読書サポート用具の設置・充実	一部変更
		⑦ 障害者計画の策定（福祉課）と実施	継続
	(3) 図書館の基盤づくり	① 蔵書の充実 魅力的な読書環境の整備・充実 (紙芝居、視聴覚資料、大型絵本等)	継続
		② 団体貸出しの実施	継続
		③ テーマ貸出しの実施	継続
		④ 調べ学習に対応したインターネットやCD・DVDの視聴可能なパソコンの設置	継続
		⑤ 職員の資質向上と専門職員の配置	継続
		⑥ コロナ等ウイルス対策をした図書館管理	新規
		⑦ 図書館資料の電子情報化の推進	継続

	推進のための施策	具体的な取組	第三次計画から
基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発	(1) 関係各機関の事業を通して読書啓発	① 健康づくり課（ブックスタート・講演への協力、健康に関する週間に合わせた特集展示）	継続
		② 子育て支援課 （イベントの協働開催、新入園児の利用者カード作成）	継続
		③ 福祉課 （障害のある子どもたちのための特集展示等の協働開催）	継続
		④ 環境衛生課 （ゴミゼロ運動・環境月間に合わせた特集展示等の協働開催）	新規
		⑤ 司書連絡会の実施による情報交換	継続
		⑥ 読書記録ノートの活用	一部変更
		⑦ 学校における1人1端末の活用（広報等）	新規
		⑧ 読み聞かせボランティアの学校等への支援事業	継続
		⑨ 留守家庭児童保育所等からの依頼によるおはなし会の実施	継続
	(2) 図書館ボランティアとの協力活動	① 図書館ボランティアへの協力依頼	継続
		② 図書館ボランティアへの活動支援	継続
		③ ボランティア養成講座の実施	継続
	(3) 町民への啓発	① 「読書のまち・かなみ宣言」の啓発	継続
		② 「子ども読書の日」における読書啓発活動の実施	継続
		③ 「かなみ読書週間」における読書啓発活動の実施	継続
		④ 図書館ホームページの充実とSNSの活用 広報やホームページの活用と各学校へのおたよりの配布等 情報提供	継続
		⑤ 文芸作品・小説の募集	新規
		⑥ 知恵の和館ロゴマークを活用した図書館利用のPR	新規
		⑦ 意見収集と情報の提供（講座開催等にアンケート実施分析）	一部変更



基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進



子どものライフステージを「乳幼児期」「児童期」「青年期」の3つに分け、それぞれの成長過程に沿った読書活動を推進していきます。町立図書館での読み聞かせやイベント、展示コーナーの設置、図書館見学会や職場体験の受け入れなどの取り組みを通して、本に親しみ、読書習慣を身に付ける機会づくりを図ります。

(1) 乳幼児期における読書活動の推進

①	乳幼児向けおはなし会の実施	
目的	乳幼児期から読書と親しんでもらいます。	継続
内容	乳幼児向けのおはなし会を週2回実施します。読んだ絵本の紹介や手遊びなども取り入れ、親子でのふれあいと読書を勧めます。また、土日祝日にも不定期でおはなし会を実施します。	
②	ブックスタート事業の実施	
目的	乳児期から本と親しんでもらいます。家庭での読書の時間を推奨します。	継続
内容	絵本の楽しさを伝えると同時に、絵本を介した子どもとのふれあいを推奨します。町立図書館からのおすすめ本を紹介したブックリストを配布し、図書館の利用を勧めます。	
③	親子で参加できるおはなし会や読書講座の開催	
目的	家庭での読書活動啓発をします。イベントを通して図書館の利用促進を図ります。	継続
内容	子育て交流センターなどとも連携し、定期的に親子で参加できるおはなし会や読書講座や工作教室などを開催します。	
④	季節や行事に合った本の特集コーナーの設置	
目的	身近なテーマの本を紹介することで、本に興味を持ってもらいます。	継続
内容	季節や行事に合った本の展示コーナーを企画・設置します。展示は2ヶ月ごとに入れ替えます。	
⑤	幼稚園・こども園・保育園の図書館見学会の実施	
目的	図書館のことを知ってもらい、利用促進に繋がります。	継続
内容	町バスを活用し、町内幼稚園・こども園・保育園の図書館見学会を実施します。図書館クイズや読み聞かせ、本の貸出を行い、図書館に親しんでもらいます。	
⑥	乳幼児向けブックリストの見直しと配布	
目的	保護者に子どもの読書に関心を持ってもらい、子どもの本を選ぶ際の参考としてもらいます。	一部変更
内容	町立図書館に所蔵している本のブックリストの見直し・配布をします。赤ちゃん版・幼児版があり、図書館ホームページでも公開していきます。また、季節に合った子ども向けのおすすめ本や保護者向けの子育て関連本等を紹介するリストを作成し、幼稚園・こども園、保育園へ配布します。	

(2) 児童期における読書活動の推進

①	小学生向けブックリストの見直しと配布		一部変更
	目的	子どもが読書する機会の確保と読書習慣の形成を図ります。	
	内容	子どもが本を選ぶ際の参考になるように、成長過程に適したおすすめブックリストの見直し・配布を行い、図書館ホームページで公開していきます。また、学校へもデータ提供し、子どもたちが1人1台端末で見ることができるようになります。	
②	興味関心を集めるような図書館資料を用いた工作教室や特集展示コーナーの設置		継続
	目的	図書館を身近に感じ、本の楽しさを知ることできるようにイベントを開催し、図書館利用を促進します。	
	内容	親子が楽しみながら本に触れ、滞在できるようなサービスの提供やイベントを実施します。	
③	不定期に土日祝日でおはなし会を実施		継続
	目的	遊びの要素を取り入れた読み聞かせの実践と絵本の紹介を行い、本の楽しさと、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。	
	内容	土日祝日を利用して、小学生が参加できるおはなし会スペシャルを開催します。	
④	桑村、丹那小への出張貸出		継続
	目的	町立図書館から離れた位置にある児童への読書推進を図ります。	
	内容	町立図書館から離れた位置にある桑村小、丹那小への出張貸出を行います。	
⑤	小学生の図書館見学の実施		一部変更
	目的	図書館に来館することで図書館を身近に感じてもらい、図書館利用の促進を図ります。	
	内容	町内小学校2・3年生を対象に読み聞かせやブックトークを行い、本のおもしろさを知ってもらいます。	
⑥	図書館だより こども版の発行・配布		一部変更
	目的	図書館や本に親しんでもらいます。	
	内容	子ども向けの情報を中心とした図書館だより こども版を発行し、学校などに配布します。	

(3) 青年期における読書活動の推進

①	ヤングアダルトコーナーの資料の充実と貸出の促進		継続
	目的	中高生の本への関心を高めます。	
	内容	中高生が楽しめる本や学業・進路に役立つ本を集めたヤングアダルトコーナーの資料の充実を図り、中高生への貸出を促進します。	
②	中学生・高校生向けイベントの実施や特集展示コーナーの設置		一部変更
	目的	中高生の本への関心を高めます。	
	内容	中高生向けのイベントを開催します。また、中高生が興味を持ちそうなテーマに合わせて本を展示し、定期的に特集展示コーナーの内容を入れ替え、中高生への貸出を促進します。	

③	YA通信の発行、情報提供の実施	継続
目的	中高生の読書啓発を図ります。	
内容	中高生が興味をもつトピックに合わせてYA通信を発行し、資料の紹介や情報提供を行います。	一部変更
④	中学生・高校生向けブックリストの作成と配布	
目的	本を選ぶ際の参考としてもらい、中高生の読書啓発を図ります。	一部変更
内容	中学生や高校生におすすめの本のリストを作成・配布し、図書館ホームページで公開します。また、中学校へはデータ提供し、子どもたちが1人1台端末で見ることができるようにします。	
⑤	中学生への調べ学習講座の実施	一部変更
目的	中学生の図書館の利用促進を図ります。	
内容	本を使った調べ学習を体験し、本に対する興味をもってもらい、図書館の活用法を学べるよう、中学生に対して調べ学習体験を行います。	継続
⑥	職場体験の積極的な受け入れ	
目的	中高生の図書館への理解と利用の促進を図ります。	継続
内容	町内の中学・高校からの職場体験を積極的に受け入れ、中高生に図書館の仕事を体験してもらい、図書館の仕事を理解してもらいます。	
⑦	図書館でのボランティア活動、連携事業の実施	継続
目的	中高生の読書の興味関心を啓発します。	
内容	中高生にボランティアとして図書館事業に参画してもらいます。学校と連携し、イベントや館内資料展示などに協力してもらいます。	

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備



子どもの自主的な読書活動を支えるため、魅力的な読書環境の整備・充実や特別な支援を必要とする子どもへの支援を、町立図書館が主体となり、幼稚園・こども園、保育園、学校とともに進めていきます。

(1)幼稚園・こども園・保育園・学校主体による取り組みへの支援

①	「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「学習指導要領」「学校図書館図書整備等5か年計画」について	
目的	各施設における読書活動の指針を示します。	
内容	平成30年に施行された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」において、引き続き幼児が絵本や物語等に親しむこととされています。幼稚園・こども園・保育園ではこれに基づき読書活動を行います。 学校については、平成30年に施行された「学習指導要領」において、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされています。令和4年度から令和8年度までを期間とする新たな「学校図書整備等5か年計画」が策定され、引き続き情報が古くなった図書等の更新を行うこと、学校図書館への新聞配備を促すこと、学校司書の配置に努めることとされました。小学校・中学校・高等学校はこれらに基づき読書活動を行います。	継続
②	図書コーナー、学校図書館の資料、施設などの整備・充実	
目的	子どもたちが本に触れられる環境を整えます。	
内容	幼稚園・こども園、保育園においては、図書コーナーの充実を図り、本の貸出を行います。 学校においては、子どもが手に取りたいと感じる本や調べもの・授業で活用できるような本など、図書の選書・購入、除籍を適宜行うことで、学校図書館の整備・充実を図ります。	継続
③	人的配置、職員の資質向上	
目的	学校司書の配置や職員の知識・技術の向上を図ります。	
内容	町内全小中学校へ学校司書を配置していますが、他校と兼務の司書もいるため、曜日や時間により司書が不在の時があります。兼任ではない学校司書の全校配置を目指します。 また、職員は読み聞かせや本の選び方などの研修に参加し、資質の向上を図ります。	継続
④	絵本を活用した保育の実践、読み聞かせの実施	
目的	子どもたちに読書の楽しさを知ってもらいます。	
内容	幼稚園・こども園、保育園では、季節や行事と絡めた読み聞かせを行います。また、活動の導入に絵本を活用します。その他、職場体験の中学生による読み聞かせや保護者やボランティアによる読み聞かせを実施します。 小中学校では保護者やボランティア協力のもと、読み聞かせを実施します。	継続

⑤ 保護者に対する読書啓発		継続
目的	家庭での読書活動を推奨します。	
内容	幼稚園・こども園、保育園では、保護者への声掛けやおすすめ本の紹介、おたよりの配布、図書館だよりの掲示などを行います。また、読み聞かせなどのボランティア参加を促します。 小中学校では、おたよりやPTA総会などを通じて読書の大切さを伝えるよう努めます。また、読み聞かせや掲示物の作成、本の装備などのボランティア活動の参加啓発を実施します。	
⑥ 読書習慣の確立、読書指導の充実		継続
目的	子どもたちが読書をする習慣づけをし、読書に親しんでもらいます。	
内容	朝読書や読み聞かせをする環境を充実させます。児童・生徒に読書の楽しさを伝え、自主的に読書ができる環境を作るよう努めます。	
⑦ 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援		継続
目的	すべての子どもたちに読書に親しんでもらいます。	
内容	すべての幼稚園・こども園、保育園、学校において、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもも豊かな読書活動を体験できるよう努めます。	

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援

① 点字図書や大活字本、ＬＬブック、朗読ＣＤの資料の整備、広報の実施		継続
目的	障害のある子どもたちが読書できる資料を整備します。	
内容	障害に応じた資料を収集・提供します。また、図書館ホームページや図書館だより、ちらし等を通して資料を紹介し、広報に努めます。	
② 外国語本の収集・提供		継続
目的	母国語が日本語以外の子どもたちの読書推進を図ります。	
内容	主に英語の絵本を積極的に収集し、貸出を行います。	
③ 音訳ボランティアの養成		継続
目的	視覚に障害のある子どもたちが読書できる資料を充実させます。	
内容	図書館で音訳ボランティアを養成し、視覚障害者向けの音訳図書を作成し、資料の充実に努めます。	
④ サピエ、国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを活用した資料提供の充実		一部変更
目的	視覚に障害のある子どもたちの読書推進を図ります。	
内容	サピエや国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを通して点字図書や音訳図書の提供を推進します。また、図書館だより、ちらし等を通して周知を行います。	
⑤ 郵送貸出、宅配貸出、対面朗読などを活用したサービスの充実		継続
目的	障害のある子どもたちの図書館利用をサポートします。	
内容	障害のある子どもたちも図書館利用ができるよう、障害に応じた図書館利用サービスを整備します。	

⑥	読書サポート用具の設置・充実	一部 変更
目的	障害のある子どもたちが読書できる環境を整備します。	
内容	拡大読書器、ルーペ、リーディングトラッカー、筆談用ホワイトボードといった読書サポート用具を設置します。そのほか、障害に応じたサポート用具を把握し、充実に努めます。	
⑦	障害者計画の策定（福祉課）と実施	継続
目的	障害のある子どもたちへの支援の充実に図ります。	
内容	福祉課主体で「函南町障害者計画」および「函南町障害福祉計画・函南町障害児福祉計画」を策定（改訂）し、障害児支援のニーズに対応するための支援体制を整えます。また、図書館は各機関と連携し、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるように努めます。	

(3) 図書館の基盤づくり

①	蔵書の充実	継続
	魅力的な読書環境の整備・充実（紙芝居、視聴覚資料、大型絵本等）	
目的	利用者のニーズや時代に合った図書館資料を構築します。	
内容	絵本や紙芝居、読み物などの児童図書や子ども向けの視聴覚資料の整備、充実に図ります。また、特色を持った資料の整備として大型絵本や大型紙芝居の購入も積極的に行います。	
②	団体貸出の実施	継続
目的	教育施設やボランティアグループでの図書館資料の活用を推進します。	
内容	団体貸出として、町内園・学校やボランティア団体、福祉施設などに対して本の貸出を実施します。	
③	テーマ貸出の実施	継続
目的	図書館資料を授業等で幅広く活用してもらいます。	
内容	学校等の団体を対象として、テーマに沿った本を町立図書館でまとめて貸出をする「テーマ貸出」を平成26年より開始しています。令和2年からは幼稚園・こども園・保育園・学童への配達式テーマ貸出も実施しています。	
④	調べ学習に対応したインターネットやCD・DVDの視聴可能なパソコンの設置	継続
目的	誰でも図書館で調べものや情報収集ができるようにします。	
内容	子どもの調べ学習にも対応できるよう、インターネットやCD・DVDの視聴が可能な子ども用のパソコンを1階に3台設置しています。	
⑤	職員の資質向上と専門職員の配置	継続
目的	利用者へのサービス向上を図ります。	
内容	子どもの読書活動に関する知識と技術を習得するため、職員は県が主催する研修等に参加します。また、講師を招いた研修会を開催し、職員・ボランティアのスキルアップに努めます。司書の採用を進めます。	
⑥	コロナ等ウイルス対策をした図書館管理	新規
目的	利用者に安心して図書館を利用してもらいます。	
内容	図書除菌機・空気清浄機の設置などのウイルス対策を実施していきます。	

⑦	図書館資料の電子情報化の推進	継続
目的	様々な形態の電子媒体による読書は、読書への興味関心を高め、様々な読書の機会を提供します。	
内容	令和3年度より、地域資料の一部をデジタル化し図書館ホームページで公開しています。電子書籍の導入について情報収集を進め、子どもの興味や様々なコンテンツについて検討します。	

基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発



子どもの読書活動を推進するためには、保護者をはじめ、教職員、行政関係者、ボランティア、地域住民など、多くの人の協力が不可欠です。庁内関係機関や学校、ボランティアなどと連携し、広く町民への読書の普及啓発を進めていきます。また新たな担い手づくりに向け、ボランティアの育成・支援に取り組んでいきます。

(1) 各関係機関の事業を通して読書啓発

①	健康づくり課（ブックスタート・講演への協力、健康に関する週間に合わせた特集展示）	継続
目的	家庭での継続した読み聞かせの促進をします。また、幅広い本を紹介し読書機会の提供を図ります。	
内容	ブックスタートに協力します。また、健康に関する週間に合わせて町立図書館の館内展示やおはなし会を協働実施します。	
②	子育て支援課（イベントの協働開催、新入園児の利用者カード作成）	継続
目的	家庭での継続した読み聞かせの促進をします。また、幅広い本を紹介し読書をする機会の提供を図ります。	
内容	同じ複合施設内にある子育て交流センターにおいて、定期的に図書館の本、紙芝居等を利用して読み聞かせを実施します。また、新入園児オリエンテーションを利用し、利用者カードを作成します。	
③	福祉課（障害のある子どもたちのための特集展示等の協働開催）	継続
目的	障害のある子どもたちへの読書活動の推進をします。連携事業を実施し、読書機会の提供を図ります。	
内容	障害に関する週間や月間に合わせて町立図書館の館内展示等を協働で行い、啓発活動に努めます。	
④	環境衛生課（ゴミゼロ運動・環境月間に合わせた特集展示等の協働開催）	新規
目的	子どもたちが環境について考える機会の提供を図るとともに、読書活動を推進します。	
内容	環境やごみ、リサイクルをテーマにした館内展示やおはなし会を協働実施します。	
⑤	司書連絡会の実施による情報交換	継続
目的	町立図書館と学校図書館が連携し、読書活動を推進します。	
内容	町立図書館・学校司書・指導主事とで年4回連絡会を実施し、情報交換を行い、情報共有に努めます。	

⑥ 読書記録ノートの活用		一部変更
目的	子どもたちが本を読んで感じたことを大切にしてもらいます。本から読んだことを記録し、読み返すことでこれから生きていくための力にしてもらいます。	
内容	町内全小中学生が読書記録ノートを活用し、記録を行います。紙での記録と1人1台端末を活用した記録について試行を重ね、個人情報の取り扱いに留意した上で、利活用方法を町立図書館と小中学校とで連携し、検討を進めます。	
⑦ 学校における1人1台端末の活用（広報等）		新規
目的	1人1台端末の活用で情報収集がしやすくなり、調べ学習や調査を読書と繋げます。	
内容	調査学習や研究資料など情報収集にも活躍する1人1台端末に図書館のおすすめ本や図書館だより等、最新情報を提供し、図書館の利便性を伝えます。	
⑧ 読み聞かせボランティアの学校等への支援事業		継続
目的	学校での読み聞かせの協力・支援をします。	
内容	町内小中学校の朝の読み聞かせ時間を支援する、読み聞かせサポート隊の活動を実施します。	
⑨ 留守家庭児童保育所等からの依頼によるおはなし会の実施		継続
目的	おはなしと触れ合う機会を提供します。	
内容	各施設・団体からの依頼に応じて、おはなし会等を実施します。	

(2) 図書館ボランティアとの協力活動

① 図書館ボランティアへの協力依頼		継続
目的	地域ぐるみで図書館活動を行います。	
内容	図書館の利用だけでなく、人との交流の場としてまた学びの場として同じ目的をもった支えあいの人たちを増やします。 静岡県子ども読書アドバイザーと協力イベント等を実施します。	
② 図書館ボランティアへの活動支援		継続
目的	ボランティアの活動支援により、持続性、安定性を定着させます。	
内容	読み聞かせや地域での本について語る会など活動に必要な書籍、紙芝居、大型絵本、舞台等の貸出を行います。また、図書館とボランティアの連携を強化していきます。	
③ ボランティア養成講座の実施		継続
目的	図書館活動の支援者を増やしていきます。	
内容	ボランティア向けの研修会を実施し、育成を図ります。	

(3) 町民への啓発

① 「読書のまち・かなみ宣言」の啓発		継続
目的	読書のまちづくりをすすめるよう図書館が中心となって読書推進を行います。	
内容	宣言のPRに努め、親子や家族、みんなで読書を楽しむ時間が持てるよう啓発を行います。	

②	「子ども読書の日」における読書啓発活動の実施	継続
目的	子どもたちに読書の大切さを伝えていきます。	
内容	4月23日の「子ども読書の日」に合わせて小中学校で読書の日の紹介などの取り組みを実施します。「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」に合わせて図書館で様々なイベントを実施します。	継続
③	「かなみ読書週間」における読書啓発活動の実施	
目的	町ぐるみで読書を推進します。	継続
内容	10月27日から11月9日までの「全国読書週間」を「かなみ読書週間」と定めて様々なイベントを実施します。	
④	図書館ホームページの充実とSNSの活用 広報やホームページの活用と各学校へのおたよりの配布等情報提供	継続
目的	図書館の情報を広く周知します。	
内容	図書館ホームページや町SNS、情報メールを活用し、情報提供を行います。図書館だよりやイベントチラシを町内各施設に配布します。	新規
⑤	文芸作品・小説の募集	
目的	日ごろの思いをエッセイ、小説等にして伝える楽しさを体験してもらいます。	新規
内容	文芸作品や小説を募集し、冊子の作成・配布をします。また、データにしてホームページに公開します。	
⑥	知恵の和館ロゴマークを活用した図書館利用のPR	新規
目的	ロゴマークを活用し、多くの利用者に長く愛される知恵の和館を目指します。	
内容	開館10周年記念事業として決定したロゴマークをお便りやしおり、掲示物、イベント等に活用していきます。	一部変更
⑦	意見収集と情報の提供（講座開催等にアンケート実施分析）	
目的	利用者の意見を聴取し、図書館主催の行事や講座に活かします。	一部変更
内容	講座等開催毎に紙ベースのアンケートを実施していますが、今後は電子申請を使ったアンケートの実施や意見聴取を行います。	

3 計画の推進体制

本計画に掲げられた子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域、行政が相互に連携し、取り組みの実施に努めます。また、子どもだけでなく、大人の読書に対する関心を深め、赤ちゃんからお年寄りまで、町ぐるみで継続的な読書活動の推進に努めていきます。なお、実施するために必要な予算措置、その他の措置を講ずるよう努めます。

4 進捗管理と評価

本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な進行の管理及び評価は、町立図書館の図書館協議会にて行い、適切に施策の推進を図ります。

努力目標(数値目標)

※は令和4年度の実績

基本方針	目標項目	対象	令和5年度実績	令和10年度目標
Ⅰ 成長過程に合わせた読書活動の推進	本を読むことが好きだと答えた園児・児童・生徒の割合	幼稚園児	96.8 %	97 %以上
		保育園児	96.7 %	97 %以上
		小学生	75.2 %	80 %以上
		中学生	71.4 %	75 %以上
		高校生	79.5 %	80 %以上
	1か月の読書冊数	幼稚園児	11.2 冊	12 冊以上
		保育園児	8.2 冊	12 冊以上
		小学生	11.2 冊	12 冊以上
		中学生	3.7 冊	6 冊以上
		高校生	2.1 冊	3 冊以上
	不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）	幼稚園児	0.5 %	0 %
		保育園児	2.2 %	0 %
		小学生	2.3 %	0 %
		中学生	2.4 %	0 %
		高校生	13.4 %	0 %
Ⅱ 子どもを支える読書環境整備	司書教諭が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置づけ、実施している学校の割合(12学級以上の司書教諭発令校)	小学校	0 %	100 %
		中学校	0 %	100 %
		高等学校	100 %	100 %
	町立図書館の児童図書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	町立図書館	10.7 冊 ※	12 冊以上
	町立図書館の児童図書の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	町立図書館	28.8 冊 ※	32 冊以上
Ⅲ 町読書の普及啓発	「子ども読書の日」(4月23日)「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)「読書週間」(10月27日～11月9日)のいずれかに読書啓発に取り組んだ学校、公立図書館の割合	小学校	100 %	100 %
		中学校	100 %	100 %
		高等学校	100 % ※	100 %
		町立図書館	100 %	100 %

注) 幼稚園にはこども園を含みます。

参 考 資 料

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果一覧

計画の策定にあたり、子どもの読書活動の現状を把握するため、子どもの読書に関するアンケートを実施しました。

(1) アンケートの概要

<対象及び調査方法>

対象：町内にある幼稚園・こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校に通うすべての子ども

※幼稚園・こども園、保育園、小学校低学年（１～３年生）は保護者が回答

期間：幼稚園・こども園、保育園、高等学校…令和５年７月３日～７月２８日

小学校低学年（１～３年生）…令和５年８月２５日～９月２２日

小学校高学年（４～６年生）、中学校…令和５年８月２５日～９月８日

調査方法：電子申請で回答

小学校高学年と中学校は学校の時間内に１人１台端末から回答

<回答状況>

	幼稚園・こども園	保育園	小学校	中学校	高校
対象人数(人)	350	630	1762	904	590
回答人数(人)	186	182	975	679	439
回答率(%)	53.1	28.9	55.3	75.1	74.4

(2) 集計結果 ※以降「幼稚園」にはこども園の回答を含みます。

※色付きの部分が一番割合の高い数値です。

Ｑ１．【小学校・中学校・高校】ふだん学校のある日の下校後に、１日にどのくらいの時間、次のことをしていますか？

曜日によって過ごし方がちがう場合は、１日当たりのだいたいの時間を教えてください。

①テレビやビデオ、DVDなどを見る

	小学校	中学校	高校
しない	13.6%	17.5%	20.1%
～１時間	40.0%	41.4%	41.9%
１～２時間	26.8%	23.0%	21.4%
２～３時間	11.7%	9.9%	9.8%
３時間以上	7.9%	8.2%	6.8%

①すべての年代において、「～１時間」の割合が最も高いです。「しない」の割合は過去の調査と比較して増加傾向にあります。

②スマホやパソコンを見る（メール・SNS・動画・ゲームなど）

	小学校	中学校	高校
しない	24.8%	5.0%	0.2%
～1時間	29.7%	16.0%	6.6%
1～2時間	19.6%	27.4%	15.7%
2～3時間	11.4%	21.4%	33.5%
3時間以上	14.5%	30.2%	44.0%

②年齢が上がるにつれてスマホやパソコンを見る時間は長時間になっています。前回調査と比較しても、インターネットに触れる時間は長くなっています。

③ゲーム機で遊ぶ

	小学校	中学校	高校
しない	28.8%	36.1%	60.4%
～1時間	31.9%	27.8%	19.1%
1～2時間	19.6%	15.2%	9.6%
2～3時間	8.4%	10.7%	6.6%
3時間以上	11.3%	10.2%	4.3%

④漫画・雑誌を読む（電子書籍を含む）

	小学校	中学校	高校
しない	58.2%	43.7%	45.3%
～1時間	29.3%	39.2%	37.4%
1～2時間	7.5%	9.9%	11.6%
2～3時間	3.1%	3.8%	4.8%
3時間以上	1.9%	3.4%	0.9%

③・④ともに前回調査とあまり変化はありません。

⑤友達と遊ぶ

	小学校	中学校	高校
しない	30.4%	44.5%	46.2%
～1時間	19.2%	15.0%	17.1%
1～2時間	24.7%	17.7%	13.9%
2～3時間	13.5%	11.5%	9.6%
3時間以上	12.2%	11.3%	13.2%

⑤すべての年代で「しない」が一番高い割合となっています。

⑥塾や習い事に行く（学習系・家庭教師を含む）

	小学校	中学校	高校
しない	52.0%	42.3%	91.3%
～1時間	28.5%	11.5%	4.3%
1～2時間	12.8%	21.8%	3.0%
2～3時間	4.1%	17.9%	0.9%
3時間以上	2.6%	6.5%	0.5%

⑥すべての年代で「しない」が一番高い割合となっています。特に、高等学校は「しない」が91.3%とかなり高い数値となっています。

⑦塾や習い事に行く（スポーツ系）

	小学校	中学校	高校
しない	49.2%	67.5%	92.0%
～1時間	19.1%	5.0%	1.8%
1～2時間	13.9%	10.2%	3.4%
2～3時間	8.6%	11.0%	2.1%
3時間以上	9.2%	6.3%	0.7%

⑦すべての年代で「しない」の割合が一番高く、高等学校は92.0%です。学校以外でのスポーツ活動をしている子どもは少ないことが分かります。

⑧勉強・宿題をする

	小学校	中学校	高校
しない	2.4%	47.1%	30.5%
～1時間	76.3%	37.0%	52.6%
1～2時間	18.6%	10.6%	12.1%
2～3時間	1.6%	3.4%	4.3%
3時間以上	1.1%	1.9%	0.5%

⑧過去の調査と比較して、中高で「しない」の割合が大きく上昇しています。

Q2.【幼稚園・保育園】お子さんが本を読む（見る）、または読み聞かせの時間は1日どれくらいですか？日によって過ごし方が違う場合は、1日当たりのだいたいの時間を答えてください。

【小学校・中学校・高校】学校の読書の時間も含めて、家や学校や図書館などで1日に本を読む時間はどれくらいですか？

	幼稚園	保育園
しない	16.1%	16.5%
～1時間	81.2%	81.3%
1～2時間	2.7%	2.2%
2～3時間	0.0%	0.0%
3時間以上	0.0%	0.0%

学校のある日

	小学校	中学校	高校
しない	21.1%	23.4%	25.8%
～1時間	69.2%	67.2%	67.4%
1～2時間	7.9%	7.7%	5.2%
2～3時間	1.5%	1.0%	1.1%
3時間以上	0.3%	0.7%	0.5%

学校のない日

	小学校	中学校	高校
しない	43.3%	57.0%	74.5%
～1時間	37.5%	29.2%	17.8%
1～2時間	12.5%	8.4%	5.5%
2～3時間	4.6%	3.2%	1.3%
3時間以上	2.1%	2.2%	0.9%

幼稚園・保育園は、8割以上の家庭が読み聞かせや読書の時間を持っていることが分かります。小学校から高等学校は「学校のある日」の1時間以内の割合が高くなっていますが、これは朝読書などの影響かと考えられます。反対に1時間以上読んでいる割合は「学校のない日」の方が高くなっており、読書が好きな子どもは休日に長時間読書していると推測できます。

Q 3. (数字を入力) 1 か月に何冊くらい本を読みますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
回答数	186	182	975	679	439
内0冊(人)	1	4	22	16	59
合計(冊)	2082	1498	10907	2527	938
1人あたりの平均(冊)	11.2	8.2	11.2	3.7	2.1
不読率	0.5%	2.2%	2.3%	2.4%	13.4%

中学校になると急激に冊数が減少しており、高等学校においては不読率もかなり高くなっています。前回調査から幼稚園、小学校の平均冊数は増加していますが、その他は減少しています。不読率については保育園、高等学校以外は減少傾向にあります。

Q 4. 【幼稚園・保育園】お子さんが本を読んだり（見たり）、お子さんに読み聞かせをしたりするのは、次のうちどれくらいですか？

【小学校・中学校・高校】家で本を読むのはどれくらいですか？

(※小学校は読み聞かせを含む)

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
しない	1.1%	2.2%	15.7%	16.5%	24.4%
年数回	2.7%	5.0%	17.0%	25.3%	30.5%
1か月に数回程度	8.6%	9.3%	24.1%	27.1%	25.7%
1週間に1回程度	19.9%	14.8%	13.1%	9.9%	6.4%
1週間に2, 3回程度	37.1%	32.4%	15.0%	12.1%	8.0%
ほぼ毎日	30.6%	36.3%	15.1%	9.1%	5.0%

幼稚園、保育園は6割以上が「1週間に2, 3回程度」以上、読書や読み聞かせをしています。小学校以上になると読書の頻度は減り、家での読書はしない子どもが小中学校で15%以上、高等学校で20%以上となっています。

Q 5. 【幼稚園・保育園】お子さんは本を読む（見る）ことや読み聞かせが好きですか？

【小学校・中学校・高校】本を読むことは好きですか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
好き	60.2%	59.3%	33.1%	27.1%	39.4%
どちらかといえば好き	36.6%	37.4%	42.1%	44.3%	40.1%
どちらかといえば嫌い	3.2%	3.3%	19.9%	20.3%	16.6%
嫌い	0.0%	0.0%	4.9%	8.3%	3.9%

すべての年代で本を読むことは「好き」「どちらかといえば好き」の割合が高くなっていますが、中学校では「どちらかといえば嫌い」が20%以上になっています。

前回調査と比べ、幼稚園、小中学校では「好き」の回答が減少しており、すべての年代で「どちらかといえば好き」が上昇傾向にあります。

Q 6. 【幼稚園・保育園】お子さんが本を読む（見る）ことやお子さんに読み聞かせをすることは大切だと思いますか？

【小学校・中学校・高校】本を読むことは大切だと思いますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
思う	80.6%	84.6%	64.1%	48.0%	53.3%
どちらかといえば思う	19.4%	15.4%	29.7%	43.1%	41.7%
どちらかといえば思わない	0.0%	0.0%	4.3%	4.9%	3.2%
思わない	0.0%	0.0%	1.9%	4.0%	1.8%

すべての年代で本を読むことは大切だと「思う」の割合が高くなっていますが、中学校は「どちらかといえば思わない」「思わない」の割合が他の年代より高い傾向にあります。

Q 7. 【幼稚園・保育園】お子さんにもっと本を読ませたい、または読み聞かせたいと思いますか？

【小学校・中学校・高校】もっと本を読みたいと思いますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
思う	69.4%	64.3%	53.4%	35.5%	39.6%
思うが、できない	30.6%	34.6%	35.8%	46.5%	43.8%
思わない	0.0%	1.1%	10.8%	18.0%	16.6%

幼稚園は「思わない」が0.0%、保育園も1.1%と十分に読書ができています認識の保護者が多いです。その一方で年齢層が上がるにつれ、「思うができない」の割合が高くなり、中学校、高等学校は40%以上となっています。

※Q7で「思うが、できない」を選択した人のみ回答（あてはまるものをすべて選択）

Q7-1.【幼稚園・保育園】できない理由はなんですか？

【小学校・中学校・高校】読めない理由はなんですか？

	幼稚園	保育園
家事等が忙しいから	91.2%	88.9%
仕事が忙しいから	35.1%	68.3%
本がないから	8.8%	3.2%
他に子どもにやってほしい事（習い事など）があるから	3.5%	6.3%
その他	12.3%	15.9%

	小学校	中学校	高校
部活動が忙しいから		27.8%	34.4%
習い事が忙しいから	30.7%	31.3%	2.1%
勉強が忙しいから	14.0%	40.5%	8.9%
別にやりたいこと（友達と遊ぶ、ゲームをするなど）をしたいから	72.8%	80.1%	78.1%
その他	7.7%	8.9%	6.3%

幼稚園、保育園は「家事等が忙しいから」「仕事が忙しいから」が上位となっています。園児の場合はどうしても保護者の忙しさにより読書の時間を確保することが困難となっていると考えられます。小学校から高等学校は「別にやりたいことをしたいから」が70%以上となっています。また高等学校は「部活動が忙しいから」が34.4%と高くなっているのに対し、中学校は部活動よりも「勉強が忙しいから」が40.5%と高くなっています。令和5年度から中学校の部活動の時間が短縮された影響も考えられます。

※Q7で「思わない」を選択した人のみ回答（あてはまるものをすべて選択）

Q7-2.【幼稚園・保育園】できない理由はなんですか？

【小学校・中学校・高校】読みたいと思わない理由はなんですか？

	保育園
十分読んでいる（読み聞かせできている）と感じるから	50.0%
子どもが読書（読み聞かせ）が好きでないから	0.0%
子どもに読書（読み聞かせ）は必要ないと思うから	0.0%
自分が読んであげたい本、子どもが読みたいと思う本がないから	0.0%
その他	50.0%

	小学校	中学校	高校
十分読んでいると感じるから	6.7%	3.3%	11.0%
読書が好きでないから	53.3%	65.6%	43.8%
読書は必要ないと思うから	6.7%	10.7%	4.1%
読みたい本がないから	32.4%	47.5%	47.9%
その他	13.3%	5.7%	9.6%

小学校から高等学校は「読書が好きでないから」「読みたい本がないから」の割合が高く、十分に読書しているというより、読書が好きではない、本に興味がない様子が見られます。

Q 8. (あてはまるものすべて選択)

【幼稚園・保育園】お子さんが読む(見る)本または読み聞かせに使用する本は、どのようにして手に入れますか？

【小学校・中学校・高校】読む本は、どのようにして手に入れますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
買う	66.1%	76.4%	56.2%	79.4%	86.1%
買ってもらう、 プレゼントしてもらう	46.8%	38.5%	37.2%	39.9%	20.5%
友達や知り合いから借りる	2.2%	1.6%	4.9%	15.5%	15.3%
園/学校図書館で借りる	64.5%	36.3%	60.0%	33.9%	18.7%
函南町立図書館で借りる	50.5%	37.4%	40.7%	21.5%	2.7%
他市町の図書館で借りる	3.8%	0.5%	2.7%	1.8%	7.1%
その他	3.2%	4.9%	3.6%	1.5%	2.7%

「買う」「買ってもらう、プレゼントしてもらう」の割合が多いです。幼稚園、小学校は60%以上が園/学校図書館から借りています。

前回の調査と比べ、保育園、小中学校の「函南町立図書館で借りる」割合は減少しています。

Q 9. (数字を入力)

【幼稚園・保育園】お子さんの本を幼稚園・こども園から1か月に何冊くらい借りますか？

【小学校・中学校・高校】学校図書館から1か月に何冊くらい本を借りますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
回答数	186	182	975	679	439
内0冊(人)	35	100	49	337	339
合計(冊)	587	330	7579	1072	191
1人あたりの平均(冊)	3.2	1.8	7.8	1.6	0.4

小学校の平均冊数は7.8冊と多いですが、中学校になると1.6冊とかなり減少しており、高等学校は0.4冊と1冊未満となっています。また保育園は前回調査から大きく減少しています。

Q 10. 函南町立図書館を利用したことはありますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
利用したことはない	18.8%	18.1%	10.2%	8.0%	76.5%
ほとんど利用しない	22.0%	32.4%	31.4%	48.5%	15.0%
1年に数回利用する	34.4%	25.3%	31.0%	28.4%	7.1%
1か月に数回利用する	22.6%	22.5%	21.1%	12.5%	1.4%
1週間に数回利用する	2.2%	1.7%	5.2%	2.2%	0.0%
ほぼ毎日利用する	0.0%	0.0%	1.1%	0.4%	0.0%

1年に数回以上利用するのが50%以上なのは幼稚園と小学校のみです。これは保育園の場合、子どものみで図書館には来られないため、保護者が仕事により図書館に来る時間がないことが理由として考えられます。また、高等学校においては「利用したことはない」「ほとんど利用しない」を合わせると90%を超える高い数値となっています。

※Q10で「1年に数回利用する」「1か月に数回利用する」「1週間に数回利用する」「ほぼ毎日利用する」を選択した人のみ回答（数字を入力）

Q10-1. 函南町立図書館から1か月に何冊くらい本を借りますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
対象者数	110	90	975	296	37
内0冊(人)	18	18	71	126	27
合計(冊)	774	623	5384	717	26
1人あたりの平均(冊)	7.0	6.9	5.5	2.4	0.7

年齢層が上がると平均冊数は減少傾向にあります。これは読むものが絵本から読みもの・一般書と変わっていく中で、一度に借りる冊数が減っていくことによるものと考えられます。また前回の調査から保育園を除き、減少しています。

Q10-2. (あてはまるものをすべて選択) 図書館に来てどんなことをしていますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
本を借りたり、返したりする	90.9%	93.3%	91.4%	69.3%	51.4%
本を読む(読み聞かせをする)	40.9%	36.7%	43.0%	39.2%	29.7%
勉強する	0.0%	0.0%	8.4%	45.9%	62.2%
インターネットをする	0.0%	1.1%	1.8%	3.4%	2.7%
CDやDVDを見る	0.9%	0.0%	1.4%	1.7%	0.0%
その他	1.8%	3.3%	1.4%	1.7%	0.0%

すべての年代で「本を借りたり、返したりする」の割合が高くなっています。小学校までは「本を読む(読み聞かせをする)」の割合も高いですが、中学校以上は「勉強する」の割合も高くなっており、学習場所としての図書館利用へと変わっているようです。

※Q10で「利用したことはない」「ほとんど利用しない」を選択した人のみ回答

(あてはまるものをすべて選択)

Q10-3. 図書館を利用しない理由はなんですか？(あてはまるものをすべて選択してください。)

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
図書館が家から遠い	32.9%	30.4%	42.7%	58.5%	69.7%
本を読む時間がない	17.1%	19.6%	22.0%	27.7%	11.9%
読書が嫌い	6.6%	3.3%	13.3%	16.4%	6.2%
気が向かない	30.3%	27.2%	37.3%	55.9%	30.1%
その他	35.5%	34.8%	11.4%	6.3%	5.7%

すべての年代で「図書館が家から遠い」の割合が高くなっています。町外から生徒が通っている高等学校では69.7%と特に高くなっています。小学校以上は、「気が向かない」の割合も高く、中学校は55.9%となっています。

Q11. 家族の本も含めて、家にはどのくらい本がありますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
0冊	0.0%	0.0%	1.3%	1.5%	1.4%
1～20冊	18.3%	30.8%	23.7%	23.7%	28.5%
21～40冊	25.3%	23.6%	25.0%	20.9%	21.4%
41～60冊	12.9%	20.3%	15.6%	17.2%	14.6%
61～80冊	14.0%	5.5%	8.6%	7.8%	9.1%
81～100冊	8.0%	4.4%	8.0%	8.0%	5.2%
101冊以上	21.5%	15.4%	17.8%	20.9%	19.8%

幼稚園、小学校は「21～40冊」、保育園、中学校、高等学校は「1～20冊」の割合が最も高いです。
また、いずれの年代も家に本がない家庭は2%未満となっています。

Q12. (あてはまるものすべて選択)

【小学校・中学校・高校】主にどんなものを読んでいますか？

	小学校	中学校	高校
絵本や小説、昔話、物語、詩集の本	70.3%	72.0%	79.7%
科学や生物、宇宙の本	32.7%	16.1%	7.5%
社会や政治、歴史などに関する本	13.7%	17.2%	9.1%
伝記や自伝など人物に関する本	13.8%	13.1%	6.2%
音楽や料理、スポーツなど趣味に関する本	26.3%	26.2%	19.8%
資格や将来の仕事に関連する本	9.6%	11.3%	10.7%
どれもあまり読まない	7.8%	11.3%	9.3%
その他	9.5%	8.8%	5.5%

いずれの年代も「絵本や小説、昔話、物語、詩集の本」の割合が70%以上と最も高いです。次いで小学校は「科学や生物、宇宙の本」、中学校と高等学校は「趣味に関する本」が多く読まれています。

Q13. 電子書籍をどのくらい読みますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
読んだことがない	84.4%	92.4%	58.2%	43.3%	33.9%
ほとんど読まない	11.3%	5.5%	27.4%	30.3%	32.6%
1年に数回読む	1.1%	0.5%	5.6%	7.4%	8.7%
1か月に数回読む	2.7%	0.0%	3.7%	5.7%	6.4%
1週間に数回読む	0.5%	1.1%	3.4%	5.3%	6.8%
ほぼ毎日読む	0.0%	0.5%	1.7%	8.0%	11.6%

年齢層が上がるにつれて数値は減ってはいるものの、「読んだことがない」「ほとんど読まない」が大半を占めています。一方で「ほぼ毎日読む」が中学校では8.0%、高等学校では11.6%となっています。

※Q13で「1年に数回読む」「1か月に数回読む」「1週間に数回読む」「ほぼ毎日読む」を選択した人のみ回答（あてはまるものすべて選択）

Q13-1.【小学校・中学校・高校】電子書籍でどんな本を読みますか？

	小学校	中学校	高校
絵本や小説、昔話、物語、詩集の本	65.2%	71.5%	71.4%
科学や生物、宇宙の本	23.4%	7.3%	4.1%
社会や政治、歴史などに関する本	8.5%	10.1%	4.8%
伝記や自伝など人物に関する本	14.9%	7.3%	6.8%
音楽や料理、スポーツなど趣味に関する本	24.1%	20.1%	19.0%
資格や将来の仕事に関連する本	5.7%	5.0%	4.1%
その他	12.8%	15.6%	18.4%

電子書籍を含まないものと同じような結果となっており(Q12)、媒体によって読む本の内容は変わらないようです。

Q14.【幼稚園・保育園】お子さんに電子書籍を読ませたいと思いますか？

【小学校・中学校・高校】電子書籍を読みたい（もっと読みたい）と思いますか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
読ませたい/読みたい（もっと読みたい）と思う	28.5%	21.4%	38.4%	47.9%	47.2%
思わない（読ませたくない/読みたくない）	71.5%	78.6%	61.6%	52.1%	52.8%

いずれの年代も「思わない（読ませたくない/読みたくない）」と感じている人が多いです。
また「もっと読みたいと思う」の割合は前回調査と比較して上昇傾向にあります。

※Q14で「読みたい（もっと読みたい）と思う」を選択した人のみ回答
（あてはまるものすべて選択）

Q14-1.【小学校・中学校・高校】電子書籍でどんな本を読みたいですか？

	小学校	中学校	高校
絵本や小説、昔話、物語、詩集の本	62.0%	66.5%	72.5%
科学や生物、宇宙の本	30.5%	17.8%	6.3%
社会や政治、歴史などに関する本	20.1%	16.3%	8.2%
伝記や自伝など人物に関する本	15.2%	14.5%	8.7%
音楽や料理、スポーツなど趣味に関する本	30.7%	31.1%	25.6%
資格や将来の仕事に関連する本	16.8%	23.7%	14.5%
その他	6.1%	8.3%	7.7%

Q12・13-1と大きく変わりはなく、普段読んでいるものを電子書籍でももっと読みたいと感じていると考えられます。

Q15. (あてはまるものすべて選択) ※保護者への質問

【幼稚園・保育園・低学年】子どもが本を読む習慣を身につけるためには、どのようなことが必要だと思いますか？

	幼稚園	保育園	低学年
幼いときから読み聞かせをする	85.5%	84.1%	78.6%
親が本を読む姿を見せる	54.8%	52.7%	57.5%
親子で図書館を利用する	56.5%	48.9%	71.1%
子どもの好きな本をプレゼントする	51.1%	53.8%	47.6%
本の内容について親子で話をする	32.8%	35.2%	32.0%
できるだけ家でテレビや動画などを見せない	17.7%	17.6%	17.0%
できるだけスマホなどを使わせない	21.0%	19.8%	14.3%
園の蔵書を充実させる	9.1%	13.2%	19.7%
家庭内に手に取れる本があるようにする	44.6%	50.0%	40.8%
その他	0.5%	2.2%	0.0%

「幼いときから読み聞かせをする」ことの重要性を強く感じていることが分かります。また「親が本を読む姿を見せる」「親子で図書館を利用する」「子どもの好きな本をプレゼントする」「家庭内に手に取れる本があるようにする」の割合も高く、総じて親子（家族）で読書に親しむこと、本が近くにある環境が必要と考えられます。

Q16. 今後、函南町立図書館で電子書籍を導入した場合、紙の本と電子書籍のどちらを利用したいですか？

	幼稚園	保育園	小学校	中学校	高校
紙の本	50.0%	51.6%	50.4%	34.9%	36.5%
電子書籍	4.8%	8.8%	14.4%	30.5%	25.5%
両方	45.2%	39.6%	35.2%	34.6%	38.0%

Q14 では電子書籍を読ませたくない/読みたくないの割合が高かったですが、全年代で紙の本と電子書籍両方を利用したいという割合も高いです。

電子書籍のみも中学校 30.5%、高等学校 25.5%と高い傾向にあります。

Q17. 函南町立図書館でやりたいこと、やってほしいことなどがあれば自由にご入力ください。

回答省略

2 SDGsとの連動

SDGsとは、持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標です。2015年の国連サミットにおいて採択され、2030年を達成年限としています。17の目標から構成され、この中には保健や教育の促進、ジェンダー平等の達成、平和で公正な社会の推進等の目標が掲げられています。これは子どもたちにとっても重要なテーマです。

本計画では、3つの基本方針ごとにSDGsにある17のゴールの内、関連する目標のアイコンを付し、これからの未来を担う子どもの読書活動をSDGsの目標と一体的に推進していきます。

<17の目標>



<本計画で関連付けている目標>

3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3 用語解説集

あ	朝読書	小中学校、高等学校において、読書を習慣づける目的で授業前等に読書時間を設ける取り組み。
え	エスエヌエス SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
	エスディージーズ SDGs (持続可能な開発目標)	サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ (Sustainable Development Goals) の略。持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標。
	エルエル LLブック	スウェーデン語の「Lätt Läst(英語でeasy to read)」の略。日本語が不自由な人や障害のある人など、誰もが読書を楽しめるよう、ふりがなやイラストなどを工夫して作成された本。
お	おはなし会	絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊び等を行うもの。
	音訳図書	視覚に障害のある人のために、活字図書を音声により読み上げて製作した図書。
か	学校司書	学校図書館の業務にあたる職員。司書教諭とは異なり、資格について制度上の定めはない。
き	ギガ GIGAスクール構想	学校において、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちの資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。
こ	子ども読書アドバイザー	静岡県で実施している「静岡県子ども読書アドバイザー養成講座」を受講し、県より認定されたボランティア。
	子ども読書の日	子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動推進法」により定められた日。
	国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービス	国立国会図書館が製作した視覚障害者等用資料と、全国の図書館等が製作し国立国会図書館が収集した視覚障害者等用資料を、全国の図書館等にインターネット経由で送信するサービス。
さ	サピエ	視覚に障害のある人のために点字図書や音訳図書をはじめ、暮らしに役立つ情報などを提供している視覚障害者情報総合ネットワーク。全国の図書館や関係施設、ボランティア団体同士で点字図書や音訳図書の相互利用も可能。
し	司書教諭	教員免許状を持ち、学校図書館司書教諭講習規定による科目を履修し、任命権者による発令を受けた者。
	除籍	図書原簿から資料を除去すること。内容が古くなった本や状態の悪い本、保存期間の過ぎた雑誌等が対象。

た	大活字本	弱視者や高齢者が読みやすいよう、大きな字で出版された本。
	対面朗読	視覚に障害のある人や目が見えづらくなった人のために、図書館職員やボランティアが希望の資料を読み上げるサービス。
	宅配貸出	身体に障害のある方や満65歳以上の要介護2程度以上で図書館に来館できない方に、図書館の資料を宅配で貸し出す町立図書館のサービス。
て	電子書籍	紙に印刷された本ではなく、画面で読む本や雑誌。
と	読書記録ノート	読んだ本を感想やメモなどとともに記録しておくもの。
	読書センター	学校図書館ガイドラインに示されている学校図書館における3つの機能。
	学習センター 情報センター	読書センター…児童生徒の読書活動や読書指導の場としての機能。 学習センター…児童生徒の学習活動の支援や、授業の内容を豊かにすることで、理解を深めたりする機能。 情報センター…児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する機能。
ふ	ブックスタート	地域のすべての赤ちゃんと保護者に「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を手渡す活動。
	ブックトーク	一つのテーマに沿って、何冊かの本を紹介する活動。その本を読みたいという気持ちを起こさせ、聞き手と本を結びつけるもの。
	ブックリスト	テーマや対象年齢等を定め、それに応じた本の一覧をまとめた冊子やリーフレット。
や	ワイエー ヤングアダルト (YA)	中高生を中心とする13歳から18歳ぐらいまでの児童と成人の間に位置する年齢層を指す。YAと略することがある。
ゆ	郵送貸出	視覚に障害がある人に、音訳図書や点字図書を郵送で貸し出す町立図書館のサービス。
り	リーディングトラッカー	文章を読み進めるのが苦手な人やディスクレシア、視覚障害のある人をサポートする道具。
わ	ワイエー YA通信	町立図書館で作成している中高生向けの図書館だより。

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 函南町子どもの読書活動推進計画策定過程

年 月 日	会 議 等	内 容
令和5年5月17日	第1回学校司書連絡会	アンケート案について意見交換
令和5年6月15日	第1回図書館協議会	アンケート案について意見交換
令和5年7月上旬 ～7月28日	アンケートの実施	町内幼稚園・こども園、保育園、 県立田方農業高等学校
令和5年8月23日	教育委員会、総合教育会議	方針説明
令和5年8月28日	文教厚生部会議	方針説明
令和5年8月下旬 ～9月8日	アンケートの実施	町内小学校高学年、中学校
令和5年8月下旬 ～9月22日	アンケートの実施	町内小学校低学年
令和5年10月6日	第3回学校司書連絡会	基本方針・アンケート結果等 中間報告
令和5年10月19日 ～10月31日	関係各機関への意見聴取（町内幼稚園・こども園、町内保育園、町内小中学校、県立田方農業高等学校、学校教育課、子育て支援課、福祉課、健康づくり課、環境衛生課、静岡県子ども読書アドバイザー）	素案① 中間報告
令和5年11月14日	部長会議	素案② 中間報告
令和5年11月15日	第2回図書館協議会	素案② 中間報告
令和5年11月28日 ～12月27日	パブリックコメント募集	素案③を公表
令和6年2月14日	第4回学校司書連絡会	最終案提示
令和6年2月21日	第3回図書館協議会	最終案報告
令和6年2月28日	教育委員会	最終案承認
令和6年3月4日	企画会議	完成版報告
令和6年3月22日	総合教育会議	完成版報告

第四次函南町子どもの読書活動推進計画

令和6年3月発行

編集・発行

函南町教育委員会 生涯学習課 函南町立図書館

〒419-0122

静岡県田方郡函南町上沢 107 番地の1

電話:055-979-8700 FAX:055-979-8711

E-mail:tosyokan@town.kannami.shizuoka.jp

議案第10号

函南町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

函南町教育委員会事務局組織規則（昭和52年函南町教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年4月1日に施行される函南町処務規則（平成16年函南町規則第7号）の改正に併せ、教育委員会においても同様に見直しを行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

函南町教育委員会事務局組織規則（昭和52年函南町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（課及び係）

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

学校教育課

教育庶務係

学校教育係

学校管理係

生涯学習課

生涯学習係

図書係

スポーツ振興係

施設管理係

（事務分掌）

第3条 前条に定める各係の事務分掌は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事務分掌表

課の名称	係の名称	所掌事務の内容
		(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育大綱の立案及び実施に関すること。 (3) 総合教育会議に関すること。 (4) 教育行政の相談に関すること。 (5) 公印に関すること。

学校教育課	教育庶務係	(6) 教育委員会の規則及び規程等の制定、改廃、その他例規に関すること。 (7) 学校その他教育機関の規模及び配置の適正化に関すること。 (8) 教育委員会及び学校その他教育機関職員（県費負担教職員を除く。）の任免、人事等に関すること。 (9) 教育委員会の予算に関すること。 (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、他の係の所掌に属しない事項
	学校教育係	(1) 児童、生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。 (2) 学齢簿に関すること。 (3) 学校その他教育機関の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び特別支援教育に関すること。 (4) 教科用図書及びその他教材の取扱いに関すること。 (5) 教育統計及び調査に関すること。 (6) 県費負担教職員の任免及びその他人事の事務に関すること。 (7) 県費負担教職員の服務及び研修に関すること。 (8) 県費負担教職員その他教育関係職員並びに生徒、児童の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 (9) 教育支援センターの運営に関すること。 (10) 幼児教育センターの運営に関すること。 (11) 学校及び地域の連携に関すること。
	学校管理係	(1) 校舎、教具、その他の施設及び設備の整備に関すること。 (2) 教育財産及び教育目的のための基本財産の管理に関すること。

		(3) 学校給食の運営に関すること。 (4) 学校運営に係る予算の配当及び執行管理に関すること。
生涯学習課	生涯学習係	(1) 社会教育委員に関すること。 (2) 公民館運営審議会に関すること。 (3) 教育大綱の立案及び実施に関すること。 (4) 文化財保護審議会に関すること。 (5) かなみ仏の里美術館運営審議会に関すること。 (6) 社会教育関係団体の育成に関すること。 (7) 青少年の健全育成に関すること。 (8) 男女共同参画に関すること。 (9) コミュニティに関すること。 (10) 文化芸術振興行政に関すること。 (11) 生涯学習事業に関すること。 (12) ユネスコ活動に関すること。 (13) 文化財の保存及び活用に関すること。 (14) 埋蔵文化財の調査に関すること。 (15) 社会教育施設の運営に関すること。 (16) 文化財施設の維持及び管理に関すること。 (17) かなみ仏の里美術館の運営に関すること。
	図書係	(1) 図書館協議会に関すること。 (2) 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。 (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。 (4) 図書館資料を活用した調査研究等に対する相談に関すること。 (5) 講演会、読み聞かせ、展示会等の開催及び奨励に関すること。 (6) 他の図書館、学校等との連絡及び協力に関すること。

		(7) 図書館の管理運営に関する事。
	スポーツ振興係	(1) スポーツ推進審議会に関する事。 (2) 学校開放事業に関する事。 (3) 社会体育施設の運営に関する事。 (4) スポーツ団体の育成に関する事。
	施設管理係	(1) 社会教育施設の維持及び管理に関する事。 (2) かなみ仏の里美術館の維持及び管理に関する事。 (3) 図書館等複合施設の維持及び管理に関する事。 (4) 社会体育施設の維持及び管理に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町教育委員会事務局組織規則（昭和52年函南町教育委員会規則第2号）

旧	新
<u>（課及び係）</u> <u>第2条 事務局に次の課、室及び係を置く。</u> <u>学校教育課</u> <u> 庶務係</u> <u> 学校教育係</u> <u>生涯学習課</u> <u> 生涯学習係</u> <u> 図書係</u> <u> スポーツ振興室</u> <u>（事務分掌）</u> <u>第3条 前条に定める各係の事務分掌は、次のとおりとする。</u> <u>学校教育課</u> <u> 庶務係</u> <u>（1） 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>（2） 教育行政に関する相談に関すること。</u> <u>（3） 教育委員会規則の制定並びに改廃に関すること。</u>	<u>（課及び係）</u> <u>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</u> <u>学校教育課</u> <u> 教育庶務係</u> <u> 学校教育係</u> <u> 学校管理係</u> <u>生涯学習課</u> <u> 生涯学習係</u> <u> 図書係</u> <u> スポーツ振興係</u> <u> 施設管理係</u> <u>（事務分掌）</u> <u>第3条 前条に定める各係の事務分掌は、別表のとおりとする。</u>

旧	新
(4) <u>公印に関すること。</u> (5) <u>学校、幼稚園その他教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</u> (6) <u>教育委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。</u> (7) <u>校舎、教具、その他の施設、設備の整備に関すること。</u> (8) <u>教育財産及び教育目的のための基本財産の管理に関すること。</u> (9) <u>事務局及び教育機関の予算の編成及び執行並びに決算に関すること。</u> (10) <u>所属職員の研修に関すること。</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、他の係の所掌に属しない事項。</u> <u>学校教育係</u> (1) <u>児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。</u> (2) <u>学校、幼稚園の組織編制、教育課程、学習指導に関すること。</u> (3) <u>県費負担教職員の任免並びにその他人事の事務に関すること。</u> (4) <u>教科書及び教材の取扱いに関すること。</u> (5) <u>県費負担教職員の服務及び研修に関すること。</u> (6) <u>県費負担教職員及びその他の教育関係職員並びに生徒、</u>	

旧	新
<u>児童の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</u> <u>(7) 学校給食等に関すること。</u> <u>(8) 統計に関すること。</u> <u>(9) 教育支援センターの運営に関すること。</u> <u>(10) 幼児教育センターの運営に関すること。</u> <u>生涯学習課</u> <u>生涯学習係</u> <u>(1) 社会教育総合計画の立案と実施に関すること。</u> <u>(2) 社会教育施設の維持管理及び運営に関すること。</u> <u>(3) 社会教育委員の会議に関すること。</u> <u>(4) 教育行政に関する相談に関すること。</u> <u>(5) 文化財の保存及び活用に関すること。</u> <u>(6) 文化財保護審議会の会議に関すること。</u> <u>(7) かなみ仏の里美術館の維持管理及び運営に関するこ と。</u> <u>(8) かなみ仏の里美術館運営審議会の会議に関すること。</u> <u>(9) ユネスコ活動に関すること。</u> <u>(10) 社会教育関係団体の指導、育成に関すること。</u> <u>(11) 青少年の健全育成に関すること。</u> <u>(12) 青少年教育、婦人教育及び成人教育に関すること。</u> <u>(13) コミュニティに関すること。</u> <u>(14) 文化余暇行政に関すること。</u>	

旧	新
(15) <u>公民館運営審議会の会議に関する事。</u> (16) <u>各種学級の開催に関する事。</u> (17) <u>生涯学習に関する事。</u> (18) <u>文書の受付、整理及び経理に関する事。</u> (19) <u>窓口事務に関する事。</u> (20) <u>施設の管理運営に関する事。</u> (21) <u>予算の編成及び執行並びに決算に関する事。</u> (22) <u>図書館等複合施設の管理に関する事。</u> <u>図書係</u> (1) <u>図書館資料の収集、整理及び保管に関する事。</u> (2) <u>図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。</u> (3) <u>図書館資料を利用した調査研究等に対する相談に関する事。</u> (4) <u>講演会、読み聞かせ、展示会等の開催及び奨励に関する事。</u> (5) <u>他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事。</u> (6) <u>他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事。</u> (7) <u>図書館の管理運営に関する事。</u> (8) <u>図書館協議会に関する事。</u> (9) <u>その他図書館業務に関する事。</u> <u>スポーツ振興室</u>	

旧	新						
(1) <u>社会体育総合計画に関すること。</u> (2) <u>学校開放事業に関すること。</u> (3) <u>社会体育施設の維持、管理に関すること。</u> (4) <u>スポーツ団体の指導、育成に関すること。</u> (5) <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u>	別表（第3条関係） 事務分掌表 <table><tr><th>課の名称</th><th>係の名称</th><th>所掌事務の内容</th></tr><tr><td></td><td>教育庶務係</td><td> (1) 教育委員会の会議に関する こと。 (2) 教育大綱の立案及び実施に 関すること。 (3) 総合教育会議に関するこ と。 (4) 教育行政の相談に関するこ と。 (5) 公印に関すること。 (6) 教育委員会の規則及び規程 等の制定、改廃、その他例規 に関すること。 (7) 学校その他教育機関の規模 及び配置の適正化に関するこ と。 </td></tr></table>	課の名称	係の名称	所掌事務の内容		教育庶務係	(1) 教育委員会の会議に関する こと。 (2) 教育大綱の立案及び実施に 関すること。 (3) 総合教育会議に関するこ と。 (4) 教育行政の相談に関するこ と。 (5) 公印に関すること。 (6) 教育委員会の規則及び規程 等の制定、改廃、その他例規 に関すること。 (7) 学校その他教育機関の規模 及び配置の適正化に関するこ と。
課の名称	係の名称	所掌事務の内容					
	教育庶務係	(1) 教育委員会の会議に関する こと。 (2) 教育大綱の立案及び実施に 関すること。 (3) 総合教育会議に関するこ と。 (4) 教育行政の相談に関するこ と。 (5) 公印に関すること。 (6) 教育委員会の規則及び規程 等の制定、改廃、その他例規 に関すること。 (7) 学校その他教育機関の規模 及び配置の適正化に関するこ と。					

旧	新		
	学校教育課		(8) 教育委員会及び学校その他教育機関職員（県費負担教職員を除く。）の任免、人事等に関すること。 (9) 教育委員会の予算に関すること。 (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、他の係の所掌に属しない事項
		学校教育係	(1) 児童、生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。 (2) 学齢簿に関すること。 (3) 学校その他教育機関の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び特別支援教育に関すること。 (4) 教科用図書及びその他教材の取扱いに関すること。 (5) 教育統計及び調査に関すること。 (6) 県費負担教職員の任免及びその他人事の事務に関すること。

旧	新		
			(7) 県費負担教職員の服務及び研修に関すること。 (8) 県費負担教職員その他教育関係職員並びに生徒、児童の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 (9) 教育支援センターの運営に関すること。 (10) 幼児教育センターの運営に関すること。 (11) 学校及び地域の連携に関すること。
		学校管理係	(1) 校舎、教具、その他の施設及び設備の整備に関すること。 (2) 教育財産及び教育目的のための基本財産の管理に関すること。 (3) 学校給食の運営に関すること。 (4) 学校運営に係る予算の配当及び執行管理に関すること。
			(1) 社会教育委員に関すること。

旧	新		
		生涯学習係	(2) 公民館運営審議会に関する こと。 (3) 教育大綱の立案及び実施に 関すること。 (4) 文化財保護審議会に関する こと。 (5) かなみ仏の里美術館運営 審議会に関すること。 (6) 社会教育関係団体の育成に 関すること。 (7) 青少年の健全育成に関する こと。 (8) 男女共同参画に関するこ と。 (9) コミュニティに関するこ と。 (10) 文化芸術振興行政に関する こと。 (11) 生涯学習事業に関するこ と。 (12) ユネスコ活動に関するこ と。 (13) 文化財の保存及び活用に関 すること。

旧	新		
		生涯学習課	(14) 埋蔵文化財の調査に関する こと。 (15) 社会教育施設の運営に関する こと。 (16) 文化財施設の維持及び管理 に関すること。 (17) かなみみの里美術館の運 営に関すること。
		図書係	(1) 図書館協議会に関するこ と。 (2) 図書館資料の収集、整理及 び保管に関すること。 (3) 図書館資料の閲覧及び貸出 しに関すること (4) 図書館資料を活用した調査 研究等に対する相談に関する こと。 (5) 講演会、読み聞かせ、展示 会等の開催及び奨励に関する こと。 (6) 他の図書館、学校等との連 絡及び協力に関すること。 (7) 図書館の管理運営に関する こと。

旧	新		
		スポーツ振興係	(1) スポーツ推進審議会に関すること。 (2) 学校開放事業に関すること。 (3) 社会体育施設の運営に関すること。 (4) スポーツ団体の育成に関すること。
		施設管理係	(1) 社会教育施設の維持及び管理に関すること。 (2) かなみ仏の里美術館の維持及び管理に関すること。 (3) 図書館等複合施設の維持及び管理に関すること。 (4) 社会体育施設の維持及び管理に関すること。

議案第11号

函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教職員の休職処分に係る事務手続き等に関して、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会訓令乙第 号

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前										改正後									
様式第38号-1（第19条、第28条、第29条、第30条関係）																			
診 断 書 (結核性以外の疾患) ① 1 特別休暇 2 休 職 3 復 職 4 休職期間更新										診 断 書 (結核性以外の疾患) ① 1 特別休暇 2 休 職 3 復 職 4 休職期間更新									
学校名					住 所					学校名					住 所				
氏 名					氏 名					氏 名					氏 名				
年 月 日生(満 歳)					年 月 日生(満 歳)					年 月 日生(満 歳)					年 月 日生(満 歳)				
I 病 名										I 病 名									
II 家族歴										II 家族歴									
III 既往症										III 既往症									
IV 現 病		平成 年 月 日 午前 午後 時								IV 現 病		年 月 日 午前 午後 時							
IV 経 過										IV 経 過									
IV 症 状		栄養体格、体質、皮膚、粘膜、筋肉等								IV 症 状		栄養体格、体質、皮膚、粘膜、筋肉等							
		③自覚的症候										③自覚的症候							
		④他覚的症候										④他覚的症候							

改正前

IV	現	症	⑤理学的局所的所見
		状	⑥中枢神経系、精神的疾患、自律神経系、末梢神経系等の疾患
	症	状	
		状	
V	臨床検査法とその結果成績		
VI	加療の内容方法		
VII	予後		
備考	① 申請事項に応じ、アラビア数字を○で囲む。		
	② 男女の別を○で囲む。		
	IVの⑤、⑥は③：④の記載所見以外に、診断上特に叙述願いたき事項 例えば⑤の例：胃切除施行時の肉眼的及び組織学的所見		
	⑥の例：精神的疾患、脳出血、外傷時の末梢神経麻痺等		
	V：例えば肝硬変、肝炎（急性、慢性）、腎疾患、胃その他		
上記のとおり診断する。			
年 月 日			
住所			
病 院 医師 氏名 ⑦			

改正後

IV	現	症	④理学的局所的所見
		状	⑤中枢神経系、精神的疾患、自律神経系、末梢神経系等の疾患
	症	状	
		状	
V	臨床検査法とその結果成績		
VI	加療の内容方法		
VII	予後		
備考	① 申請事項に応じ、アラビア数字を○で囲む。		
	IVの④、⑤は②：③の記載所見以外に、診断上特に叙述願いたき事項 例えば④の例：胃切除施行時の肉眼的及び組織学的所見		
	⑤の例：精神的疾患、脳出血、外傷時の末梢神経麻痺等		
	V：例えば肝硬変、肝炎（急性、慢性）、腎疾患、胃その他		
	上記のとおり診断する。		
年 月 日			
住所			
病 院 医師 氏名 ⑦			
(署名又は記名・押印)			

改正前

様式第38号-2 (第21条、第28条、第29条、第30条関係)

診		断		書	
				(結核性疾患)	
				① 1 特別休暇 2 全 快 3 休 職 4 復 職	
学校名		住 所		② (男・女)	
		氏 名		年 月 日生 (満 歳)	
病 名					
遺 伝 的 家 族 関 係 事 項					
病 歴	③ 年次有給休暇	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	④ 療養場所	病医院	自 宅
	特 別 休 暇	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	療養場所	病医院	自 宅
	休 職	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	療養場所	病医院	自 宅
	経 過				
歴 転 帰					
現 症	⑤ 発見	定期診断	平成 年 月 日		
		定期以外の診断	平成 年 月 日		
	「 ツ 」 反				
	B C G				
経 過					
症 状	症	自覚的			
		他覚的			
	血 沈		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		1 時 間			
	菌 検 査		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		塗 抹 培 養			

改正後

(表)

様式第38号-2 (第21条、第28条、第29条、第30条関係)

診		断		書	
				(結核性疾患)	
				① 1 特別休暇 2 全 快 3 休 職 4 復 職	
学校名		住 所		② (男・女)	
		氏 名		年 月 日生 (満 歳)	
病 名					
遺 伝 的 家 族 関 係 事 項					
病 歴	③ 年次有給休暇	自 年 月 日 至 年 月 日	④ 療養場所	病医院	自 宅
	特 別 休 暇	自 年 月 日 至 年 月 日	療養場所	病医院	自 宅
	休 職	自 年 月 日 至 年 月 日	療養場所	病医院	自 宅
	経 過				
歴 転 帰					
現 症	④ 発見	定期診断	年 月 日		
		定期以外の診断	年 月 日		
	「 ツ 」 反				
	B C G				
経 過					
症 状	症	自覚的			
		他覚的			
	血 沈		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		1 時 間			
	菌 検 査		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		塗 抹 培 養			

改正前

現 症	X線所見						
	病 型	学 会		学 研		岡 氏	
	指導区分	医療の面（123）と生活規正の面（ABCD）の組合せ					
	身長		体重		肺活量		
加具療体的内容を							
予後							
一肝経器 般腎精そ 的胃神の 所腸運他 見神動							
診 断 結 果 の 所 見							
備 考	① 申請事項に応じ、アラビア数字を○で囲む。						
	②④ 男女の別を○で囲む。自宅と病（医）院の別を○で囲む。						
	③ 現在の結核とは別に過去において罹患した場合該当欄に記入する。						
	⑤ 定期健康診断で判明したものか、これ以外の機会に発見されたものかを区別して年月日を記入する。						
上記のとおり診断する。							
年 月 日 住所 病 医 院 医師 氏名 (印)							

改正後

(裏)

現 症	X線所見						
	病 型	学 会		学 研		岡 氏	
	指導区分	医療の面（123）と生活規正の面（ABCD）の組合せ					
	身長		体重		肺活量		
加具療体的内容を							
予後							
一肝経器 般腎精そ 的胃神の 所腸運他 見神動							
診 断 結 果 の 所 見							
備 考	① 申請事項に応じ、アラビア数字を○で囲む。						
	② 現在の結核とは別に過去において罹患した場合該当欄に記入する。						
	③ 病（医）院と自宅の別を○で囲む。						
	④ 定期健康診断で判明したものか、これ以外の機会に発見されたものかを区別して年月日を記入する。						
上記のとおり診断する。							
年 月 日 住所 病 医 院 医師 氏名 (印) (署名又は記名・押印)							

改正前

様式第38号-3(第19条、第28条、第29条、第30条関係)

診 断 書		(精神・神経系障害)	
		1 特別休暇 2 休 職 ① 3 復 職 4 休職期間更新	
所 属 名			
住 所			
氏 名		② (男・女)	
生年月日		年 月 日生(満 歳)	
I	病 名		
II	遺伝的關係 家 族 歴		
III	既 往 症	病 名	発 病 年 月 日 療 養 期 間
			年 月 日から 年 月 日まで
IV	発病以来の 症 状 および 経 過		
		医療をうけたこと	有 ・ 無 入院したこと 有 ・ 無
V	現 自 覚 的 症 候		
	他 覚 的 症 候		

改正後

(表)

様式第38号-3(第19条、第28条、第29条、第30条関係)

診 断 書		(精神・神経系障害)	
		1 特別休暇 2 休 職 3 復 職 4 休職期間更新	
所 属 名			
住 所			
氏 名			
生年月日		年 月 日生(満 歳)	
I	病 名		
II	遺伝的關係 家 族 歴		
III	既 往 症	病 名	発 病 年 月 日 療 養 期 間
			年 月 日から 年 月 日まで
IV	発病以来の 症 状 および 経 過		
		医療をうけたこと	有 ・ 無 入院したこと 有 ・ 無
V	現 自 覚 的 症 候		
	他 覚 的 症 候		

改正前	改正後																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">VI</td> <td style="width: 95%;">臨床検査法とその結果成績</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">VII</td> <td>加療の内容方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 80px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">VIII</td> <td>今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IX</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: top;"> 上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印) </td> </tr> </table>	VI	臨床検査法とその結果成績			VII	加療の内容方法			VIII	今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）			IX	備 考	上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印)		(裏) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">VI</td> <td style="width: 95%;">臨床検査法とその結果成績</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">VII</td> <td>加療の内容方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 80px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">VIII</td> <td>今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IX</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: top;"> 上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印) (署名又は記名・押印) </td> </tr> </table>	VI	臨床検査法とその結果成績			VII	加療の内容方法			VIII	今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）			IX	備 考	上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印) (署名又は記名・押印)	
VI	臨床検査法とその結果成績																																
VII	加療の内容方法																																
VIII	今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）																																
IX	備 考																																
上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印)																																	
VI	臨床検査法とその結果成績																																
VII	加療の内容方法																																
VIII	今後の見通し（勤務に関する主治医の意見も記入）																																
IX	備 考																																
上記のとおり診断する。 年 月 日 住 所 病院（医院）名 医 師 氏 名 (印) (署名又は記名・押印)																																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

令和6年度教育課程編成申請について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号）第5条第2項の規定により、函南町立小中学校長から別紙のとおり令和6年度教育課程等編成申請があったので、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

各小中学校長が編成した教育課程等について、函南町立小・中学校管理規則の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

【教育課程等編成申請書】別紙

《小学校》

- ・ 函南町立函南小学校 P 1
- ・ 函南町立丹那小学校 P 5
- ・ 函南町立桑村小学校 P 9
- ・ 函南町立東小学校 P 13
- ・ 函南町立西小学校 P 17

《中学校》

- ・ 函南町立函南中学校 P 21
- ・ 函南町立東中学校 P 24

様式第 6 号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函小第 638 号

令和6年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長 藤原



別紙のとおり令和 6 年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第 5 条第 2 項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 6 年度 教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 藤 原 啓

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	105 日		99 日	204 日
第 2 学年	105 日		99 日	204 日
第 3 学年	105 日		99 日	204 日
第 4 学年	105 日		99 日	204 日
第 5 学年	105 日		99 日	204 日
第 6 学年	105 日		99 日	204 日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 5 日	10 月 11 日	4 月 5 日	
第 2 学期	10 月 15 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 17 日から	10 月 18 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	9 月 19 日から	9 月 20 日まで	場所	函南小学校体育館
その他 主 な 行 事	運動会	5 月 25 日	内容	主体的に参加し、子ども同士の絆を深める
	学びの集い	11 月 19 日	内容	力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
	持久走記録会	12 月 4 日	内容	自分のめあてを決め、その達成に向けて練習に励む
		月 日	内容	

(3) 休業日

学 年 始 休 業 日	6 年 4 月 1 日(月)から 6 年 4 月 4 日(木)まで
夏 季 休 業 日	6 年 7 月 24 日(水)から 6 年 8 月 27 日(火)まで
冬 季 休 業 日	6 年 12 月 25 日(水)から 7 年 1 月 6 日(月)まで
学 年 末 休 業 日	7 年 3 月 20 日(木)から 7 年 3 月 31 日(月)まで
その他校長が必要と認めた休業日	令和 6 年 5 月 27 日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	316	315	248	252	178	178
	社 会			75	95	102	110
	算 数	146	175	178	185	180	177
	理 科			90	105	105	105
	生 活	106	109				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	806	844	816	862	885	885
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	81	70
特活 I	学級活動 E	38	39	39	39	39	39
総授業時数 A + B + C + D + E		878	918	995	1041	1040	1029
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	9	9	9	9	20	20
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	18	16	16	16	24	32
	小 計 F	27	25	25	33	52	60
打 切 時 数 G		82	44	49	63	45	48
総時数 A + B + C + D + E + F + G		987	987	1069	1137	1137	1137

函南町学校管理規則第3条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 函 南 小 学 校

校長名 藤 原 啓

【2学期制施行のための学期変更に伴う理由】

子どもたち一人一人の、人格の完成・自立などそれぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割である。

そこで、函南小学校では、「生きる力」を育むための教育実践を継続実施し、一人一人の子どもへ「確かな学力」、「豊かな感性」、「健やかな心身」を育成することを目指して、教育課程の工夫改善を計画している。子どもの実態把握や的確な見取りに基づく授業改善、教職員の資質向上のための継続的・段階的な研修、また、コミュニティスクールを柱とする保護者や地域との連携・協働の体制づくりなどである。

これらを推進していく為に、2学期制の教育課程を編成することが適切であると考える。

1 2学期制の実施のために以下のような条件整備を実施する。

- (1) 保護者との面談及び教育相談の実施（十分な時間配分を確保して）
 - ①保護者面談の実施（7月…全保護者対象・12月…希望及び必要と認めた保護者）
 - ②長期休業までの学校生活のあらわれについて説明
 - ③教師と保護者で、有意義な長期休業の過ごし方について、課題を明確にする。
 - (2) 学びを深化・発展・統合させるための総合的な学習の展開
（学習の連続と夏季休業の有効活用）
 - (3) 2学期制をより機能させるバランスの良い学校行事等の配置
 - (4) 保護者、地域との協働を目指す開かれた教育課程の編成と実施
（コミュニティスクールの推進）
- その結果、次のような子どもの変容が期待できる2学期制が可能になる。

2 確かな学力の保障のために

- (1) 子ども自らが課題を設定し、目的意識をもった学習プロセスができる。
 - ①子どもが「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業の研究実践
 - ②指導と評価の一体化を目指した教育活動の実践
 - ③キャリア教育の理念を生かした教科指導・体験活動の推進
- (2) ゆとりをもった学習時間により基礎・基本の定着が図れる。
- (3) 問題解決型の学習ができる。
- (4) 個に応じた指導と評価ができる。
 - ①長期休業での様々な体験が期待できる。
 - ②通知表作成事務に替わり子どもの学習の経過を見取ることができる。
 - ③長期休業の過ごし方について個別に指導する余裕が生まれる。
 - ④長期休業中の学びの確認や発表に十分な時間を確保できる。
- (5) 総合的な学習の時間において、地域と一体となった活動ができる。
- (6) 読書や保健衛生の活動など、家庭と連携した活動ができる。

様式第 6 号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函丹小第 222 号

令和6年2月9日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 土屋 貴俊



別紙のとおり令和 6 年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第 5 条第 2 項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 貴 俊

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	105		99	204
第2学年	105		99	204
第3学年	105		99	204
第4学年	105		99	204
第5学年	105		99	204
第6学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	10月11日	4月5日	
第2学期	10月15日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月3日から	10月4日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月19日から	6月20日まで	場所	三島市立箱根の里
その他 主な 行事	玄岳遠足	5月2日	内容	縦割班で玄岳登山を行う
	オール丹那運動会	10月26日	内容	丹那幼稚園と合同で実施する(CS、PTA、地域住民も参加)
	ありがとうの会	2月28日	内容	各学年から感謝の気持ちを伝える
			内容	

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から 6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から 6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から 7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から 7年3月31日(月)まで
その他校長が必要と認めた休業日	10月28日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	318	329	258	252	182	178
	社会			70	90	100	105
	算数	148	189	187	181	180	177
	理科			90	105	105	105
	生活	115	115				
	音楽	70	70	60	60	50	50
	図工	70	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	105	105	110	105	90	95
	外国語					70	70
教科小計 A		826	878	835	853	887	885
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	44	46	35	35	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E		904	959	1010	1028	1028	1026
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	6	6	6
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	23	24	27	37	37	36
	小 計 F	25	26	29	51	51	50
打 切 時 数 G		58	35	24	25	25	28
総時数 A + B + C + D + E + F + G		987	1020	1063	1104	1104	1104

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 貴 俊

令和6年度教育課程を編成するにあたり、丹那小学校で二学期制を実施する理由は下記のとおりである。

記

学習指導要領で掲げられている「社会に開かれた教育課程」を推進するために、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携するよう、CSオール丹那会議を位置付けている。CSオール丹那会議では、学校と地域、保護者が一体となって魅力的な学校を創っていくことを話し合った。会議をとおして、総合的な学習の時間や行事において、地域を学び、地域で学び、地域に発信していくことを確認した。

学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、カリキュラムマネジメントを生かして、教科等横断的な学習を推進し、指導の軽重を付けていきたいと考えている。また、GIGAスクール構想により配備された一人一台端末を、より有効に活用する手立てを考えていくことで、ICTを活用した個別最適な学びを進め、子供の学ぶ力の向上を図っていきたい。

そこで、令和6年度も二学期制を実施し、連続的な学習活動を展開することで、授業時数を確保し、長いスパンでの探求型の学びに取り組んでいくことができるようにする。また、教職員や子供にゆとりを持たせることもできると考えられる。

以上のことから、丹那小学校の強みを最大限に発揮するために地域総がかりの教育を進める教育課程を編成した。

様式第6号（第12条関係）

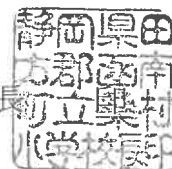
教育課程等編成申請書

函桑小 第186号

令和6年2月19日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校長



別紙のとおり令和6年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 渡邊 衛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	105		99	204
第2学年	105		99	204
第3学年	105		99	204
第4学年	105		99	204
第5学年	105		99	204
第6学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	10月11日	4月5日	
第2学期	10月15日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月3日から	10月4日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月19日から	6月20日まで	場所	箱根の里(三島)
その他 主な 行事	原生林探検	5月2日	内容	原生林散策 縦割り班活動
	運動会	10月26日	内容	縦割り班を中心とした運動会
	持久走記録会	11月28日	内容	自分のめあてに向けて取り組むタイム走
	6年生を送る会	2月21日	内容	6年生に感謝の意を伝え、励ます児童集会

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から 6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から 6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から 7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から 7年3月31日(月)まで
その他校長が必要 と認めた休業日	R6年10月28日(月) 運動会振替休業日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	316	317	253	247	177	176
	社 会			70	90	100	105
	算 数	146	177	183	177	177	176
	理 科			90	105	105	105
	生 活	112	107				
	音 楽	70	70	60	60	50	50
	図 工	70	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	104	107	108	107	91	91
	外国語					70	70
	教科小計 A	818	848	824	846	880	878
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	38	38	38	37	37	36
総授業時数 A + B + C + D + E		890	921	1002	1023	1022	1019
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	25	27	25	39	40	41
	小 計 F	27	29	27	47	48	49
打 切 時 数 G		54	21	26	25	25	27
総時数 A + B + C + D + E + F + G		971	971	1055	1095	1095	1095

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 渡邊 衛

本校では、令和6年度も2学期制を継続し、週3回のモジュール学習を取り入れた週27コマの教育課程を編成し、学校教育目標の具現化をめざしていきたいと考えている。2学期制を継続し、モジュール学習を取り入れた理由は、以下の3点である。

(1) 授業時数を確保しやすい。

3学期制では7月、12月は学期末となり成績処理等で時数の確保が難しいが、2学期制ならば長期休業に入る直前までゆったり授業をすることが可能であるという大きなメリットがある。そのゆとりが、子供と丁寧に関わる時間につながっている。

(2) モジュール学習を活用して、つけたい資質能力の育成を明確にする。

学校教育目標「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」を具現化するために、日々の授業で子供たちが、自分の思いを大切に深く考える力を育成したい。そこで、45分間の授業時間を、課題に対して自分の考えを深めたり広げたりする時間にするために、知識・技能を定着させる学習をモジュール学習の中で扱っていく。そうすることで、授業時間を効果的に活用し、自分の思いを大切に、深く考える力が育成されたいと考える。

(3) 職員のゆとりが感性を育む子の育成につながる

学校教育目標を具現化するためには、子供が感じていることや伝えたいことを見取る教師の力量や余裕が必要となる。また、子供が感じたことを表現する環境の設定も必要となる。そこで、モジュール学習を含めて週27コマの授業時数として、放課後の時間や執務時間を確保し、子供理解や教材研究を十分に行う時間を確保した。また、時間を生み出した放課後に、子供を見取る研修や職員の力量を高める研修を実施することができる。

2学期制の実施は、児童や保護者、教職員にもかなり浸透している。また、モジュール学習を取り入れて2年目を迎えるが、モジュール学習を取り入れたことで、本校の子供たちへの指導や支援も明確になったり、職員の働き方改革にもつながったりしている。学校教育目標を具現化するための教育課程を編成し、「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」の育成につなげていきたい。

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東小第918号

令和6年 2月 16日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長 松下 八



別紙のとおり令和6年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 松下 八十二

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	105		99	204
第2学年	105		99	204
第3学年	105		99	204
第4学年	105		99	204
第5学年	105		99	204
第6学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	10月11日	4月5日	
第2学期	10月15日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月24日から	10月25日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	10月3日から	10月4日まで	場所	東小学校
その他 主な 行事	スポーツデイ	5月25日	内容	体育的行事を通じた仲間づくり
	光の子ランド	11月22日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	2月28日	内容	お世話になった6年生等に感謝する
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から 6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から 6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から 7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から 7年3月31日(月)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月27日(月) スポーツデイ振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	316	323	250	249	181	177
	社会			70	90	100	105
	算数	146	183	179	179	180	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	802	856	814	848	886	877
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	34	35	35	35	35	35
総授業時数 A + B + C + D + E		870	926	989	1023	1026	1017
特別 活動 Ⅱ	児童(生徒)会活動	9	9	9	9	15	15
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	20	18	18	16	32	44
	小 計 F	29	27	27	33	55	67
打 切 時 数 G		47	23	33	70	44	46
総時数 A + B + C + D + E + F + G		946	976	1049	1126	1125	1130

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東小学校

校長名 松下 八 十 二

令和5年度は、新函南スタンダードや学校教育目標「しなやかで ともに学ぶ子 やり抜く子」の実現に向け、『思いやりあふれる光の子 自律する光の子』をめざす子供像に掲げ主に3つの教育活動を柱として推進した。結果、一年間を通して、以下の成果が子供の姿としてあらわれた。

1 一人一人の居場所づくりと共有体験の場を増やし、自尊感情の涵養を図る。

- ・学校行事に向けてや日頃の学級活動における話し合い活動を起点に、主体的に活動する児童が増え、創意工夫された「係活動」や「教育活動」が展開された。

- ・QUを年2回実施し、学級の強み・弱みをつかんだ上で教育活動を展開していくことを通して、多くの職員の共通理解のもと一人一人が安心できる居場所づくりに繋がった。

- ・ペア活動を実施することで、学年間の交流が増え、学年を超えた友好関係を築けた。

2 落ち着いた学習環境三問（空間・人間・時間）を整え、自他のよさを認め合う温かな人間関係づくりを推進することで、落ち着いて過ごせる学習環境、生活環境を整え、健やかな心身の育成を図った。

- ・三大テストを計画的に実施することや、全国学力・学習状況調査や定着度テストの分析を生かした資質・能力の育成を図ることで、子供の実態を把握した授業改善を行うことができた。

- ・自他のよさを認め合う協働的な学びを追求することを通して、温かな人間関係を築き、友達を大切にしている子が増えている。

- ・発達段階やバイオリズムに配慮し、サントイムは全校児童が外へ出て日光を浴びながら心身を調えることで、メリハリある生活を送ることができ、授業に集中して取り組む子が増えている。

- ・「家庭読書の日」や「読書週間」を設定し、読書に親しむ機会を増やしている。

3 保護者・地域との信頼を基盤とする開かれた学校づくりを推進し、外部からの支援・協力を得ながらよりよい教育活動を展開できるようにする。

- ・通級指導教室が有効的に機能し、困り感を感じている児童や保護者のサポートができ、個々の状況に合わせて学校生活を送ることができている。

- ・外部機関と連携したケースワークを開き、児童、保護者、担任へのサポート体制を考えながら支援や対応ができた。

- ・CS東小会議を核とした地域連携行事を実施することにより保護者や地域の意向を吸い上げながらよりよい教育活動を展開できている。

また、課題としては以下のことが挙げられる。

- ・学校教育目標「やり抜く子」への達成度が、学校評価の結果でも特に低く感じられるため、個々の目標に向かって努力することや努力の成果を実感できるような教育活動を工夫していく。

- ・配慮を要する子供が多く、学年、学校体制で不登校支援や学習支援が必要である。今後も外部機関と連携しながら、学校でできることと行政からのアプローチと両輪で支援体制を確立させていく。

上記のような成果や課題、子供のあらわれをもとに、令和6年度も学校教育目標を「しなやかでともに学ぶ子 やり抜く子」とし、子供達にとって楽しい学校、保護者にとって安心できる学校、教職員にとってやりがいを感じられる誰にとっても「楽しい学校」を目指して、子供たちが思いやりにあふれ、自主性・主体性を伸ばすことを重点に置いた教育活動を推進していく。そのために、一年間を通して達成すべきミッションを設定し、教職員、児童、保護者と共有しながらステージ毎にできるようになったことを確認していきたい。教科指導においても、高学年を中心とした教科担任制を推進することにより、系統的な指導や専門的な指導を通して、学ぶことへの楽しさに繋げていきたい。同時に、チーム担任制を取り入れ、学年体制で子供を支援していく体制を確立していく。令和6年度も本校ならではの教育活動を推進し、本校や地域の強みを生かした教育課程を工夫することで学校教育目標の実現を図り、函南町の方針～豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成～を目指したい。

様式第 6 号 (第12条関係)

教育課程等編成申請書

函西小第 640 号

令和 6 年 2 月 16 日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 久保田



別紙のとおり令和 6 年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第 5 条第 2 項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	105		99	204
第2学年	105		99	204
第3学年	105		99	204
第4学年	105		99	204
第5学年	105		99	204
第6学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	10月15日	4月5日	
第2学期	10月11日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月24日から	10月25日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月25日から	6月26日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主 な 行 事	運動会	5月25日	内容	学年ごと3色対抗で実施
	ひめしゃらの集い	12月6日	内容	学級単位で発表等の活動
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から 6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から 6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から 7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から 7年3月31日(月)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月27日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	324	332	251	248	176	178
	社 会			75	92	101	106
	算 数	144	184	180	182	179	178
	理 科			95	107	106	106
	生 活	115	118				
	音 楽	77	75	65	62	51	51
	図画工作	79	75	68	62	51	51
	家 庭					60	55
	体 育	112	110	108	106	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	851	894	842	859	884	885
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		920	965	1019	1036	1026	1027
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	17	17
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	18	14	16	15	37	34
	小 計 F	24	20	22	27	60	57
打 切 時 数 G		42	35	64	84	61	63
総時数 A + B + C + D + E + F + G		986	1020	1105	1147	1147	1147

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 西 小 学 校

校長名 久 保 田 正 基

令和5年度も例年同様に2学期制を実施したところ、下記の利点を確認できたので、令和6年度も2学期制により教育課程を編成した。

○1学期、2学期、それぞれを2つのステージに分け、ステージごとに取り組むべき目標を設定して、それに合う学校行事や学年行事などの教育活動を展開した。朝会等で学校全体で目標を共有し合い、取り組むことで教育的効果を上げることができた。

○学期が長いので、学期終盤には自分の成長を振り返る機会を設けることで、成長の度合いを自覚することができた。また学習の連続性が確保でき、基礎基本の確実な定着を図ることができた。

○7月、12月の時期に落ち着いて授業に取り組んだり、保護者面談を通して、直接、子供の成長を共有したりできた。

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

第 函中289 号

令和6年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長



別紙のとおり、6年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 平 野 好 一

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	72	82	50	204
第2学年	72	82	50	204
第3学年	72	82	50	204
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	7月23日	4月5日	
第2学期	8月28日	12月24日		
第3学期	1月7日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月29日から	5月31日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主 な 行 事	蒼龍祭文化の部	9月27日	内容	合唱、英語スピーチ、合奏など
	蒼龍祭体育の部	10月18日	内容	縦割りによる色別競技など
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から	6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から	6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から	7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から	7年3月31日(月)まで
その他校長が必要と 認めた休業日		

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	141	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	141	141			
	音楽	45	35	35			
	美術	45	35	35			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	外国語	141	141	141			
	教科小計 A	902	882	882			
道 徳 B		35	35	35			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		50	70	70			
特活 I	学級活動 E	49	50	49			
総授業時数 A + B + C + D + E		1036	1037	1036			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	9	9	9			
	クラブ活動						
	学校行事	27	27	27			
	小 計 F	36	36	36			
打 切 時 数 G		64	63	65			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1136	1136	1137			

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東中 第 424 号

令和6年2月20日

函南町教育委員会 様

函南町立東中学校長 樋口 正則



別紙のとおり令和~~5~~⁶年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

令和6年度教育課程編成表

学校名 函南町立東中学校

校長名 樋口 正 則

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	74	81	49	204
第2学年	74	81	49	204
第3学年	74	81	49	204
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月5日	7月23日	4月5日	
第2学期	8月28日	12月24日		
第3学期	1月7日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月9日から	5月11日まで	場所	奈良、京都
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	職場体験学習	5月 ⁹ / ₁₀ 日	内容	2年生による職場での体験学習
	柏友祭体育の部	10月18日	内容	学年種目、全級リレー、集団演技
	柏友祭文化の部	9月27日	内容	合唱コンクール
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	6年4月1日(月)から 6年4月4日(木)まで
夏季休業日	6年7月24日(水)から 6年8月27日(火)まで
冬季休業日	6年12月25日(水)から 7年1月6日(月)まで
学年末休業日	7年3月20日(木)から 7年3月31日(月)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月13日(月) 3年生修学旅行代休日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	141	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	141	141			
	音楽	46	36	36			
	美術	46	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	英語	141	141	141			
	教科小計 A	904	884	884			
道 徳 B		36	36	36			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		51	71	71			
特活 I	学級活動 E	36	36	36			
総授業時数 A + B + C + D + E		1027	1027	1027			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	10	10	10			
	クラブ活動						
	学校行事	45	45	50			
	小 計 F	55	55	60			
打 切 時 数 G		45	45	45			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1127	1127	1132			

○函南町立小・中学校管理規則（抜粋）

昭和 32 年 4 月 1 日教委規則第 2 号

函南町立小・中学校管理規則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 3 条 学年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、学期及び学期の期間を別に定めることができる。

（休業日）

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

（2）日曜日

（3）土曜日

（4）学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 8 日までの間において、校長が定める期間

（5）夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（6）冬季休業日 12 月 15 日から翌年 1 月 10 日までの間において、校長が定める期間

（7）学年末休業日 3 月 15 日から 3 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（8）前各号のほか、校長が必要と認めた休業日

2 前項第 4 号から第 8 号までの休業日を設けようとするときは、校長はその期間、事由及び実施計画書を添え、函南町教育委員会（以下「委員会」という。）へ届け出なければならない。

第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等

（教育課程及び授業日時数）

第 5 条 学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 前項の規定により、教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに委員会に届け出なければならない。届け出の後、これを変更したときも同様とする。

（授業日変更停止等）

第 6 条 校長は、学習指導要領に基づいた学校行事に伴い、授業日と休業日（ただし、国民の祝日を除く。）を相互に変更しようとする場合は、委員会に届け出て、その他の場合で授業日と休業日を相互に変更しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2 非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

（特別活動）

第 7 条 学校の行なう特別活動は、別に定める基準により計画し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとする場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

議案第13号

令和6年度 函南町教職員人事異動について

県費負担教職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項及び第2項の規定により、静岡県教育委員会へ内申するため、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年4月の県費負担教職員の人事異動にあたり、市町教育委員会の内申が必要のため、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第14号

要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について

令和5年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助辞退届が提出されたので、認定廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

報告第3号

区域外就学の承諾について

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則別表3に基づき行った区域外就学の承諾について報告する。

令和6年2月28日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年能登半島地震により被災した児童の保護者から区域外就学承諾願いが提出され、令和6年1月12日付の文部科学省事務連絡を基に事務局にて区域外就学の承諾をした件について教育委員会に事後報告をするものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年2月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第61回静岡県母親大会	第61回静岡県母親大会実行委員会 実行委員長 粕谷 たか子	全体会：令和6年5月12日(日) 浜松市福祉交流センター+オンライン 分科会：全体会終了後～7月までの間 中部・東部地域の10会場	有料	有	有
2	函南町文化協会主催 第6回「函南日舞さくらの会」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和6年5月26日(日) 函南町文化センター 大ホール	無料	有	有
3	函南町文化協会主催 第15回「函南フラフェスタ」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和6年6月16日(日) 函南町文化センター 大ホール	無料	有	有
4	キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験	キッズマネーステーション 代表者 伊藤 裕史	令和6年3月17日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無料		
5	第13回 税に関する絵はがきコンクール	一般社団法人 三島田方法人会女性部会 代表者 土屋 洋美	令和6年7月1日(月)～9月30日(月) 法人会事務局	無料	有	有
6	伊豆こどものまち 「にじの子タウン」2024	特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム 代表者 田所 雅子	令和6年3月23日(土)～3月24日(日) 伊豆の国市菰山生涯学習センター	有料	有	有
7	2024自然体験キャンプ 「アドベンチャージュニア」	NPO法人 ホールアース自然学校 代表者 山崎 宏	令和6年4月20日(土)～令和7年2月24日(土) ホールアース自然学校キャンプ場及びその周辺	有料		
8	第27回宇宙と天文の講演会 「ほうき星の謎-予測できないから面白い-」	公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台 代表理事 永石 安明	令和6年3月31日(日) 函南町文化センター 大ホール	有料	有	有
9	マンドリンコンサート	伊豆マンドリンアンサンブル 代表者 金森 康宏	令和6年9月28日(土) 菰山時代劇場 大ホール	無料		
10	以下余白					

(第1号様式)

令和 6 年 / 月 17 日

函南町教育委員会 教育長 様

住 所 静岡市葵区春日2丁目9-1

氏 名 第61回静岡県母親大会実行委員会

実行委員長 粕谷 たか子

(連絡先) 054-253-6081



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第61回静岡県母親大会		
期 日	全体会：令和6年5月12日（日）13:30～15:45 分科会：令和6年5月12日（日）10:00～12:00 ～7月までの間		
会 場	全体会：浜松市福祉交流センター＋オンライン 分科会：浜松市福祉交流センター＋中部・東部地域の10か所の会場		
主催者	団体名	第61回静岡県母親大会実行委員会	
	代表者	実行委員長 粕谷 たか子	
	所在地	静岡市葵区春日2丁目9-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	浜松市・同教育員会をはじめ県内各市町及び同教育委員会、県内マスコミ各社(申請中)



事業の対象 と 目 的	一般市民を対象とし、「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ること」をのぞみます」のスローガンのもと、子どもたちをはじめ、すべての人たちが安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年集会を開催しています。		
事業内容	5月12日の全体会は、浜松市福祉交流センターをメイン会場にオンライン併用で、記念講演「共に生きるとは何か ―難民の声 家族の歴史から考える多様性―」（講師：安田菜津紀さん・フォトジャーナリスト）と各地・各分野からの発言を行います。分科会は、子育て教育・ジェンダー平等・食と農業・障がい児者の問題・平和などのテーマで学習し交流します。		
申請理由	多くの市民の方々に内容を知らせ、参加を呼びかけたいため。営利目的ではなく、草の根の女性たちの地位向上や社会活動への参画、生涯学習に資するものと考えています。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	一般 1000 円 40 代以下 500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 61 回静岡県母親大会開催要綱

1 開催趣旨

母親大会は、1954 年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、焼津のマグロ漁船「第 5 福竜丸」など多くの漁船が核の被害を受けたことをきっかけに、「核戦争の危機から子どもの命を守ろう」との多くの母親たちの声から始まった。

以来、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、すべての人が安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年大会を積み重ねている。

2 主 催 第 61 回静岡県母親大会実行委員会

3 開催日時と会場

全体会 5 月 12 日(日)13:30～15:45 オンライン併用

浜松市中区の浜松市福祉交流センターに、西部地域の参加者 600 人が集まって集会を開催し、その内容を中部・東部地域にオンラインで配信する。

分科会 5 月 12 日(日) 10:00～12:00 浜松市福祉交流センターに西部地域の参加者 600 人が集まって、7 つの分科会を実施する。

中部・東部地域は、5 月 12 日以降概ね 7 月頃までに、独自又は合同でテーマを決めて 10 か所で分科会を実施する。

4 内 容

全体会 記念講演「共に生きるとは何か

— 難民の声 家族の歴史から考える多様性 —

講師：安田菜津紀さん(フォトジャーナリスト)

各地からの報告

分科会 県内 11 か所に分かれ、ジェンダー平等、食と農業、平和、障害児者の問題、教育、子育てなどのテーマで学習と交流を行う。

5 参加目標人数 1,400 人

6 参加券 一般 1000 円 40 代以下 500 円 大学生以下・障がい者無料

7 後 援 県内各市町・同教育委員会・県内マスコミ各社(申請中)

8 その他 広報のチラシは 3 月初旬に 1 回発行する。

第61回静岡県母親大会収支予算書
(会計期間 2023年12月9日～2024年8月31日)

1 収入 (単位円)

項 目	予算	摘 要
参加券	1,330,000	1,000×1,260人 500×140人
協力分担金	450,000	団体、個人等
広告料	910,000	しおり掲載分(個人、団体)
合計	2,690,000	

2 支出 (単位円)

項 目	予算	摘 要
企画設営費	580,000	当日資料印刷代、会場使用料、会場設営費
講師料	360,000	記念講演講師・分科会助言者謝礼、同交通費
広報費	470,000	チラシ、ポスター印刷代
通信費	140,000	電話・郵便・宅急便代
会議費	75,000	会議室利用料
交通費	645,000	実行委員等交通費
事務費	220,000	消耗品・印刷代
記録集	150,000	記録集印刷代
予備費	50,000	大会保険料他
合 計	2,690,000	

令和6年1月23日

住所 函南町上沢 888 番地の 13

函南町文化協会

氏 名 会長 佐藤 泰博

(連絡先) 055(978)9278



記

事業名	函南町文化協会主催 第6回 「函南日舞さくらの会」		
期 日	令和6年 5月26日(日) 13:00~16:00		
会 場	函南町文化センター 大ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町上沢888番地の13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞



事業の対象と目的	事業の対象 函南町民と近隣市町民 目的 (1) 日本伝統の日本舞踊の美しさと楽しさを多くの町民に披露し、函南の文化発展に努める。 (2) 日本舞踊を通して町民に「心の和み」を提供し、文化の薫り高い町づくりに貢献する。 (3) 合同交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。		
事業内容	函南町文化協会に加盟している日舞4団体が 2024年 5月26日(日)に「函南日舞さくらの会」を開催する。 日本の伝統文化である日本舞踊を、函南町民と近隣市町民に広く披露する。 参加団体名 藤龍会・藤菜緒会 八舟会・粹翔流鳳艶会		
申請理由	函南町文化協会が上記の目的を達成するため、函南町教委員会のご後援をいただき、「函南日舞さくらの会」を開催して、日本古来の伝統文化である日本舞踊の披露と、その普及に努めたい。		
入場料	有 料 ☒ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

令和5年12月3日

函南日舞『さくらの会』
実行委員長 藤間 伊世龍

1. 事業

函南町文化協会主催 第6回 函南日舞さくらの会 (令和6年度)

2. 事業概要

函南町文化協会に加盟している日舞4団体が2024年5月26日(日)に「函南日舞さくらの会」を開催し、各団体相互の交流親睦を図り、日本の伝統芸能を継承すると共に町民に「心の和み」を提供し、心豊かな町作りの為に貢献する。

3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

4. 目的

- (1) 函南町に於ける文化活動の向上を図る為に、日本の伝統芸能である舞踊を広く町民に披露する。
- (2) 舞踊を通して、町民に「心の和み」を提供し、心豊かな町づくりに貢献する。
- (3) 合同発表会をかいさいすることによって、各団体が連携を強化し日本の舞踊文化を守り育てる基盤作りに寄与する。
- (4) 合同交流会を通して、会員個々が更に芸道を追求し一層の上達を図る。

5. 開催日時

2024年5月26日(日) 13:00~16:00

6. 会場

函南町文化センター 大ホール

7. 出演団体

藤龍会・藤菜緒会・八舟会・粹翔流鳳艶会

8. 入場料

無料

9. 主催

函南町文化協会

10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

第五回

函南日舞

さくららの会

令和5年5月28日(日)

12時30分開場 13時開演

函南町文化センター 大ホール 入場無料

出演団体：藤龍会 ・ 花文美の会 ・ 八舟会 ・ 粹翔流鳳艶会 ・ 藤菜緒会

主催：函南町文化協会

後援：函南町 函南町教育委員会 静岡新聞社 ・ 静岡放送 伊豆日日新聞

(第1号様式)

令和6年1月23日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

申請者

住 所 函南町上沢 888 番地の 13

函南町文化協会

氏 名 会長 佐藤 泰博

(連絡先) 055(978)927



下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南町文化協会主催 第15回「函南フラフェスタ」		
期 日	令和6年6月16日(日) 13:00~15:30		
会 場	函南町文化センター 大ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町上沢 888 番地の 13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞

事業の対象と目的	事業の対象 函南町民と近隣市町民 目的 (1)親しみやすく明るいフラダンスを町民に披露することにより、函南町の文化活動を豊かなものにする。 (2)フラダンスを通して町民に心の安らぎを提供し、明るく健康的な町づくりに貢献する。 (3)合同の交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。		
事業内容	函南町文化協会に加盟しているフラダンス9団体が、フラダンスフェスティバルの第15回「函南フラフェスタ」を開催する。 各団体相互の交流親睦を図ると共に、“踊る楽しさ”“心の安らぎ”を町民と共有し、明るい健康的な町づくりに貢献する。		
申請理由	フラダンス9団体(予定)が連携し、質の高い「函南フラフェスタ」を開催して広く町民に披露し、明るい健康的な町づくりに貢献する。そのため、函南町教育委員会ごの後援をいただき町民に一層の情報提供を図りたい。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	円

事業計画書

令和5年11月22日

函南フラフェスタ
実行委員長 浅沼美代子

1. 事業

函南町文化協会主催 第15回「函南フラフェスタ」(令和6年度)

2. 事業概要

函南町文化協会に加盟しているフラダンス 団体(約50名)が2024年
6月16日(日)にフラダンス・フェステバル「函南フラフェスタ」を開催し、
各団体相互の交流親睦を図ると共に、**“踊る楽しさ” “心の安らぎ”**を町民と
共有し、明るい健康的な町作りに寄与する。

3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

4. 目的

- (1) 函南町文化活動の発展と町民文化の向上を図るため、親しみやすく明るいフラダンスを広く町民に披露したい。
- (2) フラダンスを通して、町民に「心の安らぎ」を提供し、明るい健康的な町づくりに貢献する。
- (3) 9団体が合同交流発表会を開催することによって、各団体が連携を強め、フラダンスを益々普及させたい。
- (4) 合同交流発表会を通して、会員個々が一層のスキル上達を図る契機としたい。
- (5) 発表会を開催することによって、フラダンスをボランティアなどの地域に貢献する活動に結びつけたい。

5. 開催日時

2024年 6月16日(日) 13:00~15:30

6. 会場

函南町文化センター 大ホール

7. 出演団体

クイーンズ フラ・ロコマイカイ・アロハ アイカーネ・ロイヤル レファ
フラ オ ナニアロハ・メ ケ アロハ プメハナ ローズ・ハーラウ フラ オ マカレア
フラハラウ オ ハレプメ・ロケラニ フラストアジオ

8. 入場料

無料

9. 主催

函南町文化協会

10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

14th KANNAMI HULA FESTA

第14回

函南 フー フェスタ

★ 出演団体

ロイヤルレフア

メケアロハ プメハナ ローヌ

ロコ マイカイ

ハーウ フラ オマカレア

クィーンズ フラ

アロハ アイカーネ

フラ ハーウ オハレプメ

フラ オナニ アロハ

2023年6月18日(日)

会場 函南町文化センター 大ホール

開演 13:00 (開場 12:30) 終演予定 15:30

🌴 入場無料

主催 函南町文化協会

後援 函南町／函南町教育委員会 12 岡新聞社・静岡放送／伊豆日日新聞

お問合せ 実行委員長(遠藤) 090-1418-9772

(第1号様式)

2024年 2月 6日

函南町教育長 様

住 所 沼津市岡宮 1092-4
ヴァンペール蘭 A302

申請者

氏 名 伊藤裕史
(連絡先) 090-9925-7551



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験		
期 日	2024年3月17日(日)		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール(中集会室)		
主催者	団体名	キッズマネーステーション	
	代表者	伊藤裕史	
	所在地	沼津市岡宮 1092-4 ヴァンペール蘭 A302	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	対象：函南町にお住まいの 6～12 歳のお子様とご家族 目的：金融教育の普及		
事業内容	小学生の親子を対象としたマネー教室 詳細は別紙（事業計画書）をご参照下さい。		
申請理由	町民の方へ広く周知し、安心してご参加いただく為。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

事業名	キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験
主催者	キッズマネーステーション
期日・期間	2024 年 3 月 17 日 (日)
場所	函南町文化センター 多目的ホール(中集会室)
参加対象者	函南町にお住まいの6～12才のお子様とそのご家族
参加者数	午前10 組(20名)・午後10 組(20名)
事業の内容	お金の歴史、海外と日本のお金の違いについての授業を行います。その後「ゾウくんとやおやさん」という劇を見ていただき、一生懸命に働く事の素晴らしさを共有します。自分になりたい職業を選び、色ぬりを行いお店やさんとして商品を陳列、販売し、親御様がお客様として買い物を行います。お店やさんごっこが終わると売上管理表を親御様と共につけていただき発表を行います。働く事の楽しさと大変さを理解し、普段働いてくれているお父さんお母さんに最後はお礼の言葉を全員で述べてプログラムは終了します。(所要時間2時間)
事業の効果	2022年の4月から高校家庭科の授業で金融教育が導入されました。先進国の中で日本は金融リテラシーが大変遅れており、海外では幼い頃からお金についての勉強に取り組んでいます。お金の歴史や海外のお金の知識を勉強する事でお金というものに興味が湧きます。そしてお店やさんごっこを行う事で働く喜びだけではなく、働く事の大変さを知る事でお金を大切にする意識が芽生えます。そして普段お仕事をしてくれているお父さんお母さんに感謝する心が育まれます。「お金はありがたいと交換するもの」「頑張った事への対価」という事を学び、高校から学ぶ金融教育の一助になると考えます。
備考	＜感染症対策・熱中症対策＞ マスクの着用は任意。当日の検温で体温が正常でない方、ご体調の優れない方のご参加はご遠慮願います。同文言を、参加申し込みフォームにて発信、ご確認、ご了承頂いてからのお申し込みとなります。 当日はソーシャルディスタンスと換気、手の消毒を徹底致します。 水分補給が行えるように10分間の休憩を間に挟みます。

参加無料

キッズマネーステーション

はじめてのおしごと体験

2022年の4月から高校授業で「金融教育」がスタート
欧米など海外では小さな頃から金融教育を受けています。
先進国の中で金融リテラシーが遅れている日本・・・
大切なお金のこと、親子で一緒に楽しく学びましょう♪



3月17日(日)

1部10:00~12:00

2部14:00~16:00

場所：函南町文化センター 多目的ホール(中集会室)

対象：函南町にお住まいの6才~12才とその保護者

人数：各回ご家族10組程度(要事前申し込み)

持ち物：色えんぴつ ハサミ

参加登録締切：開催の2日前まで

～学べる3つのこと～

お金の大切さ

親への感謝

お金はありがとうと
交換するもの



【お問い合わせ】

函南町教育委員会後援(予定)



お問い合わせはフォームに記載
16

参加登録





キッズ・マネー・ステーションについて

17



キッズ・マネー・ステーション事務局（株式会社イー・カンパニー）

ホームページ <http://www.1kinsenkyouiku.com>

メール info@1kinsenkyouiku.com

電話 03-6661-1955

キッズ・マネー・ステーションとは・・・

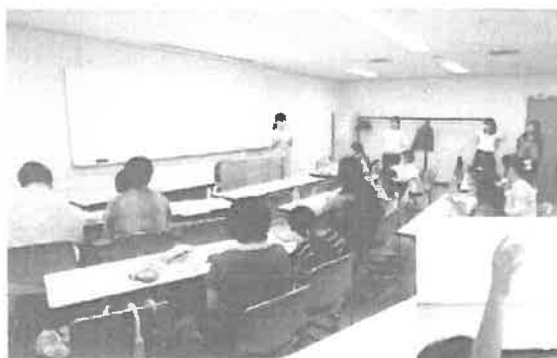
親子講座や児童向け授業を始め、様々な金融教育講座の実績がある金融教育スペシャリストの団体です。

豊かで物があふれている現代の子供たちに、物やお金の大切さを教え、「自立する力」を持った子に育てほしいという思いから「キッズ・マネー・ステーション」を立ち上げた。自治体や学校、などを中心に多数のセミナー・講演を実施するほか、「10歳から知っておきたいお金の心得」など書籍執筆や取材・出演実績多数。

【主な事業】

- (1) プロの講師による、幼児・小・中・高校生向け講座や親子イベントの実施
- (2) オリジナル講座の教材・制作・企画
- (3) 金融教育のコンテンツ執筆・監修、アプリ開発

全国に約300名在籍する認定講師は、子育て経験者、教職経験者率が約90%と高く、実体験での経験を生かした教育のスペシャリスト。



講座実施風景



金融教育の書籍執筆も多数

今までの実績

【今までの実績】

2005年～現在まで全国で約2000件の講座を小中学校や自治体、教育委員会、公共機関で行っています。また、財務省の夏休み税の自由研究教材、文部科学省のこども霞が関見学デーの出張授業、金融庁の「GLOBAL MONEY WEEK」の親子マネー講座や夏休み講座など官公省庁や企業での教材協力や講座実施も多数。

東京都の「国際金融都市・東京」実現プロジェクト 金融経済教育に関する講師派遣事業にも協力。

5月26日報道発表 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/05/26/03.html>

団体を主催する八木陽子は2017～2021年の文部科学省検定の高校教科書に、ファイナンシャルプランナーとして掲載された。

「中学生のためのライフデザインセミナー」（茨城県小美玉市内の中学2年生全クラスで実施）や「千葉県松戸市子どもの未来応援講座」（小学生～高校生まで）等、自治体委託の講座も実施。

企業における教材制作やイベントの実施協力実績も、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、楽天ペイメント、七十七銀行、三井住友カード、阪急阪神カード、マネーフォワード等多数行っている（敬称略）。



実績例

①金融庁

「GLOBAL MONEY WEEK」/ こども霞が関見学デー

令和4年度 金融庁
「こども霞が関見学デー」
～オンラインプログラム「はじめよう！金融教育」～



対象：小学生

■2021年3月 OECD諸国が参加する「GLOBAL MONEY WEEK」における金融庁主催の講座を提供。

■2021年夏・2022年夏・2023年夏 文部科学省や他の官公庁が行う「こども霞が関見学デー」の金融庁の講座を提供。

「投資の基本のき」「生活にかかるお金」「クマさんと学ぶキャッシュレス」「世界のお金」など複数のテーマで提供することができ、参加者にも大変好評でした。

②千葉県松戸市

子どもの未来応援講座



対象：小学校低学年～高校生
どの学年にも生活にどんなお金がかかっているか知るプログラムを共通で設定。

小学校高学年と中学生には世界へと視野を広げるプログラム、高校生には社会にでたら影響の大きいことを中心としたお金の知識を身につけるプログラムを提供。

高校生向けの講座ではキャリア教育の視点も重視しました。

③「ゆうちょ銀行」

金融教育に関する教材作成



中学生用教材

中学生用指導要領

対象：小学校低学年・中学年・高学年及び中学生

ゆうちょ銀行の行員が行う出前授業用の教材を作成。授業開催に不慣れな行員がスムーズに指導にあたるよう、講師用指導要領と模擬授業映像も作成しました。

弊社の教材作成以降、出前授業の回数も増え、現在も各地の小・中学校で開催されています。キャッシュレス決済等の普及による教材の改訂も行っています。

※①②どちらもコロナの影響で、オンライン開催

第 396 号

認定証



伊藤 裕史 殿

あなたは、キッズ・マネー・
ステーションの認定講師で
あることを証明する。

2023 年 10 月吉日

キッズ・マネー・ステーション事務局

(株式会社イー・カンパニー)

代 表 八 木 陽 子

キッズ・マネー・ステーション®認定講師

認定基準規定・会員規則

(目的)

第1条 この規定は、キッズ・マネー・ステーション（事務局は、株式会社イー・カンパニー内に設置するものとする）が認定する認定講師の認定基準ならびに会員について必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 認定講師は、マネー教育およびキャリア教育について必要不可欠な知識を備える必要があり当該研修終了後、課題の提出ならびに課題について一定の評価・承認を得た場合に与えられるものとする。

2 認定講師は、認定を受けると認定講師会の会員となるものとする。

(認定講師の権利)

第3条 認定講師は、以下のサービスを受けることができる。

- (1) 認定講師は、会員の期間、5つのキッズプログラム（平成28年1月末日）の教材データを無償にて利用することができる。
- (2) 認定講師は、会員の期間中、キッズ・マネー・ステーションのロゴならびにマネステ君のキャラクターを使用することができる。
ただし、「キッズ・マネー・ステーション®認定講師」を明記の上、自身がキッズ・マネー・ステーション事務局と誤認されるような表現を行うことは認めない。

（ロゴ、キャラクターの使用については別途、商標利用規定を定めるものとする）

- (3) 事務局が主宰するセミナー、講座・行事への優先的参加
- (4) その他、関連資料およびデータの配布等

(認定講師の義務)

第4条 認定講師は第5条に定める会費を納入しなければならない。

- 2 認定講師は、法令および本会員規則並びに商標利用規定を遵守し、他の会員の権利を不当に害する行為をしてはならない。
- 3 教材ならびにロゴ、キャラクターの著作権は当事務局に存在するため、認定講師はこれらが無断で転売、使用させてはならない。
- 4 認定講師は、会員資格を喪失した場合は、第3条の権利を同時に喪失するものとする。この場合、以後、キッズプログラム教材の使用およびキッズ・マネー・ステーションのロゴ、キャラクターの使用をしてはならない。
- 5 認定講師は、マネー教育およびキャリア教育ならびにキッズ・マネー・ステーションの発展を妨げる行為をしてはならない。

(会費等)

第5条 認定講師は、会費として以下の金額を納入しなければならない。

- (1) 入会金 なし
- (2) 年会費 21,000円(ただし、初年度は免除とする)
- (3) 年会費の適用期間 3月～翌年2月までの1年間
- (4) 年会費の支払い時期 年に1回2月に支払うものとする(ただし、認定月が2月以外の場合は、2年目の認定月の応答月に2月までの残月数分を支払うものとする(8月に認定された方は、翌年8月に9月から2月までの6か月分を月割りで支払う))。
- (5) 会員資格の喪失ならびに退会の場合は、残月数の会費について返金を行わない。
(会員資格(認定講師資格)の喪失および退会)

第6条 会員(認定講師資格)は、以下のいずれかに該当する事項が発生した場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第4条の義務に違反したとき
- (3) 他の規則、規定の資格喪失事由に該当したとき

(本規定・規則についての紛争について)

第7条 本規定・規則に関する紛争に付いては、キッズ・マネー・ステーション事務局の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規則の変更)

第8条 この規定・規則は事務局の判断により、変更することができる。変更があった場合は、事務局は会員に通知または告知するものとする。

附則

1. 本規定・規則は平成24年1月1日から適用する。

第2号様式（第5条、第6条関係）

伊東市教育委員会後援名義使用承認通知書

伊東市指令教生第119号

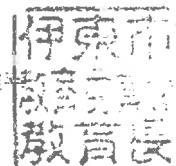
令和5年11月28日

キッズマネーステーション

代表 伊藤 裕史 様

伊東市教育委員会

教育長 高橋 雄



令和5年11月24日付で申請のあった伊東市教育委員会後援の名義使用について、下記の条件を付して承認とします

記

1 事業の名称

キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験

2 実施日又は期間

令和5年12月16日（土）

3 実施場所

伊東市観光会館 第2会議室

4 承認の条件

- (1) 事業内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。
- (2) 事業完了後1か月以内に事業実施報告書を提出してください。なお、入場料、参加料等を徴した場合は、収支決算書を添付してください。
- (3) 開催に係る準備・運営等については、全て主催者の責任において行ってください。
- (4) 事業の実施に関し、発生した事故等については、市は一切の責任を負いません。
- (5) 後援することが不適当と認められた場合には、後援の名義使用を取り消す場合があります。

清教社第103号

令和5年12月15日

キッズマネーステーション静岡

伊藤 裕史 様

清水町教育委員会

後援承認通知書

令和5年12月11日付けで申請のあった清水町教育委員会の後援申請については、その旨が適当であると認め、下記のとおり承認します。

記

事業名	キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験
期 間	令和6年1月20日(日)
会 場	清水町社会福祉センター 会議室②③
主催者	キッズマネーステーション静岡

* 承認の条件

- 1 事業等が申請の計画と相違する場合は承認を取り消す。
- 2 承認においては、事業等に対する一切の責は負わず、経費の負担もしない。
- 3 事業終了後に結果の報告をすること。
- 4 ポスター等の印刷物に「清水町教育委員会後援」等と記載し、事業の問合せ先を明記すること。

令和6年1月30日

キッズマネーステーション

代表 伊藤 裕史 様

熱海市教育委員会



熱海市教育委員会後援名義使用承認書

令和6年1月24日付けで許可申請のあった熱海市教育委員会後援名義使用については、申請のとおり承認します。

なお、実施にあたっては、下記の事項に留意願います。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 承認事業名 | キッズマネーステーション はじめてのおしごと体験 |
| 2 期間 | 承認の日から、令和6年2月25日（日）まで |
| 3 経費 | 経費は、主催者で負担すること。 |
| 4 責任条件 | 事故防止に万全を期すとともに、万一事故等が発生した場合は、すべて主催者の責任において処理し、当市には一切迷惑をかけないこと。 |
| 5 事業計画変更の届出 | 申請後、事業計画に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。 |
| 6 事業報告書の提出 | 事業終了後は、直ちに報告書を提出すること。 |

【担当】熱海市教育委員会

生涯学習課社会教育室

【電話】0557-86-6573

【FAX】0557-86-6606

(第1号様式)

令和6年2月1日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町2-29

申請者

氏 名 (一社) 三島田方法人会
会長 平井敏雄 (印)

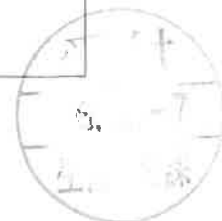
(連絡先) 055-975-4845

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第13回税に関する絵はがきコンクール		
期 日	令和6年7月1日(月)～令和6年9月30日(月)		
会 場	法人会事務局		
主催者	団体名	一般社団法人三島田方法人会女性部会	
	代表者	土屋 洋美	
	所在地	三島市一番町2-29	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	国税庁・函南町・三島市・伊豆の国市・伊豆市 三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・ 伊豆市教育委員会



裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象：小学5．6年生 目的：目的：税金は毎日の生活のなかで、どのように役立っているかを理解し、関心を深めていただく		
事業内容	税に関する絵を所定の用紙に描き、応募いただく。 応募いただいた作品の中から審査会にて入賞作品を選考し、表彰をする。 会長賞に選ばれた作品は静岡県法人会連合会へ出展し、優秀な作品は全国法人会総連合へ出展。		
申請理由	当会は税知識の普及と納税意識の高揚を指針に掲げているなか、将来の納税者となる小学生への租税教育の一環として当事業を展開してゆきたい為。		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

作品募集要項

第12回

税に関する 絵はがき コンクール

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

小学生5、6年生対象です。

3 応募点数

児童1人につき1点とします。

4 応募締切

令和5年9月30日(土)

5 応募方法および応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。(ただし、パソコンによる作成は不可とします。)

応募先・お問い合わせ先

〒411-0036 三島市一番町2-29 三島商工会議所3F
一般社団法人 三島田方法人会 TEL.055-975-4845

6 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、会長賞作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合が実施するコンクールに出展します。

※応募者全員に参加賞があります。

8 注意事項

- ①応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- ②応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- ④応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉一般社団法人 三島田方法人会 女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉国税庁／三島市／伊豆市／伊豆の国市／函南町／三島市教育委員会／伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／函南町教育委員会

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる85万社の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。



郵便はがき

料金受取人払郵便

三島郵便局
承認

1280

差出有効期限
2024年4月
30日まで

(受取人)三島市一番町2番29号
三島商工会議所会館3階

一般社団法人 三島田方法人会

「税に関する絵はがきコンクール」係



小学校名 学 年	町 立 市 小学校 年
住 所	〒 -
電話番号 (市外局番から)	-
(フリガナ) 氏 名	



県連女連協会会長賞
会賞
函南小学校 6年 北村 梨帆



女性副会長賞
函南小学校 6年 大川 裕季



三島税務署長賞
函南小学校 6年 辻野 貴大



三島税務推進協議会長賞
佐野小学校 6年 赤塚 遥光



三島市長賞
中郷小学校 5年 伊藤 颯



伊豆の国市長賞
正山小学校 6年 真野 心咲



伊豆市長賞
新井寺小学校 6年 久保田 彩代



函南市長賞
函南小学校 6年 船田 真矢

わたし ぜい ぎん つう たが ささ あ
私たちは税金を通じて、お互いに支え合っています。
じぶん みらい ぜい ぎん しら かんが
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう。

税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。

税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。

つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。

その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



税金はどんなことに使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけでなく、みなさんが安全で楽しく遊べるように公園の整備、毎日の登下校が安全にできるために道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。



第12回税に関する絵はがきコンクール

会長賞



伊豆の国市立大仁小学校6年
山田 彩七

三島税務署長賞



伊豆の国市立大仁小学校6年
増田 虹音

三島税務推進協議会長賞



三島市立北上小学校6年
遠藤 百桃

女性部会長賞



三島市立南小学校6年
杉山 恋叶

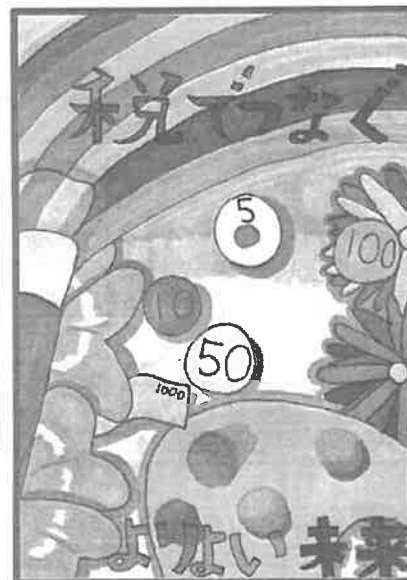
31

三島市長賞



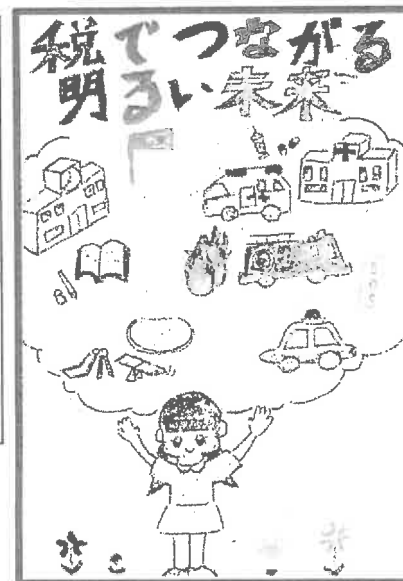
三島市立沢地小学校6年
阿部 結希

伊豆の国市長賞



伊豆の国市立麓山南小学校6年
加藤 沙理

伊豆市長賞



伊豆市立修善寺小学校6年
梅原 愛緒

函南町長賞



函南町立東小学校5年
岡本 彩那

第12回税に関する絵はがきコンクール 入賞児童・学校賞

賞	学 校 名	学 年	氏 名	賞	学 校 名	学 年	氏 名
会 長 賞	大 仁 小 学 校	6	山 田 彩 七	佳 作	三 島 東 小 学 校	6	石 原 翠
三 島 税 務 署 長 賞	大 仁 小 学 校	6	増 田 虹 音		徳 倉 小 学 校	6	大 庭 心 那
三 島 税 務 推 進 協 議 会 長 賞	北 上 小 学 校	6	遠 藤 百 桃		佐 野 小 学 校	5	田 村 若 愛
女 性 部 会 長 賞	三 島 南 小 学 校	6	杉 山 恋 叶		北 上 小 学 校	6	佐 川 遥 香
三 島 市 長 賞	沢 地 小 学 校	6	阿 部 結 希		山 田 小 学 校	6	平 島 萌 衣
伊 豆 の 国 市 長 賞	韭 山 南 小 学 校	6	加 藤 沙 理		函 南 小 学 校	6	神 門 悠 衣
伊 豆 市 長 賞	修 善 寺 小 学 校	6	梅 原 愛 緒		函 南 小 学 校	6	鈴 木 乙 寧
函 南 町 長 賞	函 南 東 小 学 校	5	岡 本 彩 那		函 南 東 小 学 校	5	加 藤 優 衣
優 秀 賞	三 島 西 小 学 校	6	高 嵩 珀 月		函 南 東 小 学 校	5	齋 藤 楓
	三 島 南 小 学 校	6	齋 藤 侑 果		函 南 東 小 学 校	5	鈴 木 朔 晴
	徳 倉 小 学 校	5	藤 巻 結 心		函 南 東 小 学 校	5	土 生 結 羽
	函 南 小 学 校	6	藤 井 澄 花		函 南 東 小 学 校	5	本 田 莉 捺
	函 南 東 小 学 校	5	杉 崎 り い な		函 南 東 小 学 校	5	山 本 美 咲
	函 南 東 小 学 校	6	村 松 優 珠		函 南 東 小 学 校	6	稲 葉 源 生
	韭 山 小 学 校	6	伊 豆 澤 咲 良		函 南 東 小 学 校	6	田 中 遼 介
	韭 山 小 学 校	6	木 内 沙 菜		函 南 東 小 学 校	6	土 屋 旺 透
	長 岡 南 小 学 校	5	鈴 木 來 心		函 南 東 小 学 校	6	成 瀬 光 桜
	長 岡 南 小 学 校	5	山 本 愛 七		函 南 西 小 学 校	6	浅 井 茉 花
	長 岡 南 小 学 校	6	大 宮 虹 心		函 南 西 小 学 校	6	小 野 心 夏
	長 岡 南 小 学 校	6	長 島 瞳 花		函 南 西 小 学 校	6	佐 伯 晃 治
	長 岡 南 小 学 校	6	中 島 和 奏		韭 山 小 学 校	6	伊 東 大 尊
	長 岡 北 小 学 校	6	野 極 瑛 那		韭 山 小 学 校	6	庄 司 璃 子
	長 岡 北 小 学 校	6	土 方 望 実		韭 山 小 学 校	6	富 樫 莉 子
	大 仁 小 学 校	5	古 屋 結 衣		韭 山 小 学 校	6	渡 邊 亘 貴
	大 仁 小 学 校	5	松 尾 彩 海		長 岡 南 小 学 校	5	平 塚 玲 菜
	大 仁 小 学 校	5	八 木 真 凜		長 岡 南 小 学 校	6	菊 池 彩 葉
	大 仁 小 学 校	6	内 田 遊		長 岡 南 小 学 校	6	鈴 木 あ か り
	大 仁 小 学 校	6	佐 藤 奏 依		大 仁 小 学 校	6	西 島 瑞 稀
					大 仁 小 学 校	6	前 田 梨 佐
					大 仁 小 学 校	6	正 木 桜 子

学 校 賞	長 岡 南 小 学 校	佐 野 小 学 校	韭 山 小 学 校	山 田 小 学 校
	函 南 東 小 学 校	三 島 西 小 学 校	函 南 小 学 校	坂 小 学 校
	大 仁 小 学 校	長 岡 北 小 学 校	函 南 西 小 学 校	

「第12回税に関する絵はがきコンクール」応募児童学校別一覧表

令和5年10月11日

地区	学校名	応募児童数			備 考
		5年	6年	合計	
三島市	東	3	3	6	佳作1
	西	19	44	63	優秀賞1 学校賞
	南	0	2	2	女性部会長賞 優秀賞1
	北	0	4	4	
	錦田	0	5	5	
	徳倉	2	6	8	優秀賞1 佳作1
	坂	11	0	11	学校賞
	佐野	5	36	41	佳作1 学校賞
	中郷	0	5	5	
	沢地	0	1	1	三島市長賞
	向山	1	2	3	
	北上	1	2	3	三島税務推進協議会長賞 佳作1
	山田	2	62	64	佳作1 学校賞
	長伏	2	2	4	
函南町	函南	5	74	79	優秀賞1 佳作2 学校賞
	丹那	1	0	1	
	桑村	0	0	0	
	東	120	109	229	函南町長賞 優秀賞2 佳作10 学校賞
	西	0	68	68	佳作3 学校賞
伊豆の国市	韭山	1	112	113	優秀賞2 佳作4 学校賞
	韭山南	0	2	2	伊豆の国市長賞
	長岡南	89	89	178	優秀賞5 佳作3 学校賞
	長岡北	0	21	21	優秀賞2 学校賞
	大仁	50	72	122	会長賞 三島税務署長賞 優秀賞5 佳作3 学校賞
	大仁北	0	5	5	
伊豆市	修善寺	2	2	4	伊豆市長賞
	修善寺東	0	0	0	
	修善寺南	1	1	2	
	熊坂	0	0	0	
	中伊豆	4	2	6	
	天城	0	0	0	
	土肥	1	0	1	
合 計		320	731	1051	

(第1号様式)

2024年 2月 5日

函南町教育長 様

住 所 伊豆市市山 33 - 11

申請者 特定非営利活動法人

伊豆こどもミュージアム

氏名 田所雅子

(連絡先) 0558 - 85 - 2165

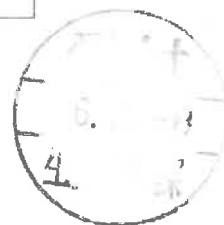
後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	伊豆こどものまち「にじの子タウン」2024		
期 日	2024年 3月 23日 ～ 2024年 3月 24日		
会 場	伊豆の国市韭山生涯学習センター		
主催者	団体名	特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム	
	代表者	田所 雅子	
	所在地	静岡県伊豆市市山 33 - 11	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	沼津市教育委員会、長泉町教育委員会 清水町教育委員会、

裏面があります。



事業の対象と目的	小学5年生～高校3年生の実行委員会で組み町づくりを行い、小学1年生～中学2年生を対象に参加者を募集します。 伊豆こどもミュージアムが毎年開催しているこどもが町をつくり、仕事（＝遊び）をしながら社会を学び、遊びや文化を豊かにしていく活動「こどもが作る町、ミニ・ミュンヘン」の伊豆版になります「にじの子タウン」。このイベントは子どもの社会性、協力する力などを育み、大変教育的効果の高い活動です。コロナ禍で3年ほど開催できませんでしたが昨年は規模を縮小し再開しています。16回目の今回は、感染に十分注意して、規模を拡大して開催いたします。		
事業内容	小学生から中学生で実行委員会を組み、こどもたちが仕事を考え、町がどのような仕組みになっているのかを学びながら理想の町（公共施設、食べ物屋さん、工場など）を考えます。 実行委員は町の中にできるお店の店長になります。当日は、参加者のこどもたちは、まず市民票をもらって市民となり、ハローワークにいて仕事をさがし、お店で働いてお金（レバ）を得ます。それから食べ物を買ったり、遊んだり、また違った仕事をしたりして町づくりに関わります。 参加は事前申し込み制、2月に開催される説明会（ズームにて）に必ず参加していただきます。		
申請理由	こどもたちの成長を促すイベントとして15年以上開催し続けてきたものです。たくさんの子どもたちに参加していただけるように学校配布をお願いしたく、後援を依頼いたします。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1人2000円（昼食代込み）

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

伊豆こどものまち「にじの子タウン」2024 予算書

■収入の部

	項 目	金額（円）	説 明
1	こどものまち事業費	45000	法人会計より
2	参加費	600,000	2000 円×150 人×2 日
	支出合計	645,000	

■支出の部

	項目	金額	説明
1	会場費	110,000	全館使用×2.5 日間 暖房費・厨房設備費
2	企画・製作費	50,000	実行委員会会場費 後援申請依頼関係 チラシ配布代 資料印刷代 等
3	運営費	135,000	サポーター交通費 トランシーバー代 レンタルトラック代 等
4	備品・消耗品費	200,000	食品関係 店舗消耗品 等
5	広報費	100,000	チラシ作成費・印刷費 等
6	予備費	50,000	
	支出合計	645,000	

令和 6 年 2 月 1 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

所在地 伊豆市市山 33-11
 団体名 特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム
 代表者名 理事長 田所雅子

第14回 伊豆こどものまち

事前参加申込み制 12/23(月)～1/26(日)
お申込み期間
1日の参加者は300名まで!! 300名になり次第締め切ります。

一年に一度だけみんなの前にあらわれる こどもの町。
そんな夢のような町・・・ そう、そこは にじの子タウン!!
主役は子ども! ここはこどものあそびのまち!

2020年
3月28日(土)・29日(日)
10:00～17:00
(最終日は16:00まで)

伊豆の国市
野外活動センター

市民税
1,500円
(1日)

参加 小学1年生～小学2年生

■ にじの子タウンって? ■

この町では、こどもが好きなように仕事をしてかせいだお金で自由に食べたり飲んだり遊んだりします。
多くの人と触れ合うことで今までになかった出会いがあり友だちも増えるでしょう。
あなたはこの町でどんなふうに過ごしますか?

■ にじの子タウンにあるものは? ■

(写真は、昨年の取り組みです)

公共施設

ハローワーク・町役場
銀行・FMにじの子
警察・衛生センター
病院・博物館

お店

お花屋、バッグ屋
折り紙屋
おもちゃ屋

その他

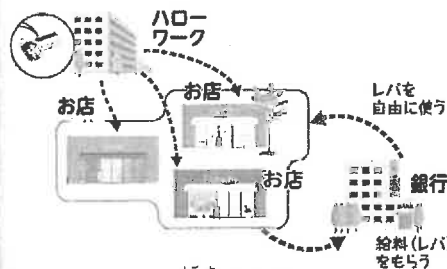
新聞社
ファッションショー
実験研究所
にじの子建設
電車

食べ物

おにぎり・とん汁
焼きそば屋・寿司屋
クッキー屋・クレープ屋
ラーメン屋
自動(手動)販売機

こどもの
まち

まちのしくみ



- 1 ハローワークで仕事をさがし、職業カードをもらいます。
- 2 職業カードを持ってまちで仕事をします。仕事が終わったら市民カードにサインをもらい、職業カードをハローワークに戻します。
- 3 銀行に行き、市民カードのサインを確認してもらい、給料を受け取ります。
- 4 その、かせいだお金を自由に使います。何かを買ったり、あそんだり、貯金をして、また他の仕事をしてもかまいません。



←QRコードも
ご活用下さい

■ お申込み・お問合せ ■

<http://bit.ly/2qrciJe>

上記URLのフォームからお申し込みください。

※電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

主催 NPO法人 伊豆こどもミュージアム(ホームページ <http://izukodomomuseum.com/>)

後援 静岡県教育委員会・伊豆の国市・伊豆の国市教育委員会・伊豆市教育委員会
沼津市教育委員会・三島市教育委員会・熱海市教育委員会・下田市教育委員会
伊東市教育委員会・東伊豆町教育委員会・西伊豆町教育委員会・長泉町教育委員会
函南町教育委員会・清水町教育委員会・松崎町教育委員会・河津町教育委員会

協賛 生活クラブ生活協同組合静岡
生活クラブ 静岡



伊豆こどもミュージアムHP

ドキドキ、ワクワク、イキイキ 遊び、学び、社会の一員として 活動する場を!

■ 事前説明会について ■■■

参加者が毎年増えてきており、お子様を丸一日お預かりすることになりますので万が一の時にスムーズに対応できるように公募の形をとっております。そのため事前説明会を行います。親御さんとの連携をとることで安全で楽しいイベントの一日にしたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

開催日：2月2日(日)、9日(日)、23日(日) 時 間：午前10:45～12:00
場 所：伊豆の国市 野外活動センターにて。 (受付は10:00から)

- 事前説明会へは必ず親子でご参加ください。
参加費のお支払いをしていただき、市民カードをお渡しいたします。

■ 大人サポーター募集 ■■■

- 今年もこども実行委員会でまちづくりを進めています。できるだけ、こどもだけの力で町を運営したいと希望していますが、どうしても大人の力が必要なときもあります。原則として大人は入ることができませんが、前日準備や当日、大人スタッフとして参加してくださる方を募集しています。詳しくは説明会でお知らせいたします。

こどもが作る町の発祥地

こどもが作るまちの発祥地はドイツのミュンヘンです。こどものまち「ミニ・ミュンヘン」は、1979年にNPOの提案で始まり40年以上の歴史があります。日本では2001年千葉県佐倉市の「ミニさくら」を筆頭に、全国各地で開催されるようになりました。伊豆こどもミュージアムでは、2006年にドイツからの発案者の来日に伴い、フォーラムを開催し、交流を深め、翌年「にじの子タウン」の開催に至りました。今年で14回目の開催となります。



お申込み・お問合せ〈開始12月23日(月)、締切1月26日(日)〉

QRコード、もしくはにじの子タウンお申し込みフォームよりお申し込みください。



にじの子タウン
お申し込みフォームURL
<http://bit.ly/2qrciJe>

※お申し込みフォーム以外からのお申込みは受付いたしません。返信はメールのみの対応になります。
nijinokotown@gmail.comからのメールが届くようにしておいてください。

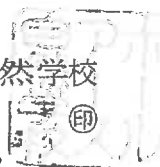
主催：NPO法人伊豆こどもミュージアム

(第1号様式)

令和6年 2月 8日

函南町教育長 様

申請者 住 所 富士宮市下柚野165
氏 名 NPO 法人ホールアース自然学校
目杉 大樹
(連絡先) 0544-66-0152



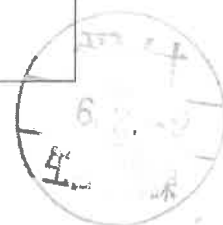
後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2024自然体験キャンプ「アドベンチャージュニア」		
期 日	令和6年4月20日 ~令和7年2月24日		
会 場	ホールアース自然学校キャンプ場及びその周辺		
主催者	団体名	NPO法人ホールアース自然学校	
	代表者	代表理事 山崎 宏	
	所在地	富士宮市下柚野165番地	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、 富士市教育委員会、沼津市教育委員会、 富士宮市教育委員会、裾野市教育委員会、 長泉町教育委員会、清水町教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	【対象】 小学 1 年生～小学 6 年生 (一部活動回は小学 3 年生～小学 6 年生) 【目的】 野外活動（キャンプ）を通して、 子どもの生きる力を伸ばし青少年の健全育成を図る。					
事業内容	その季節に合わせた自然体験 (山菜採り、川遊び、登山、飯盒炊爨) など					
申請理由	函南町立小学校等にて公募（チラシ配布）を依頼する為。					
入場料	<table border="1"> <tr> <td>有 料</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>無 料</td> </tr> </table>	有 料	・	無 料	有料の場合の金額	2 6 , 0 0 0 ～ 3 9 , 5 0 0 円
有 料						
・						
無 料						

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

2024 自然体験キャンプ「アドベンチャージュニア」

事業計画書

①

- ・タイトル：第1回アドベンチャージュニア「春を味わう」
- ・内容：たけのこ掘り、山菜採り、うどん作り
- ・日程：2024年4月20日(土)～4月21日(日)
- ・料金：26,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：15名

②

- ・タイトル：第2回アドベンチャージュニア「木こりになる」
- ・内容：伐木、アロマ水づくり、クラフト
- ・日程：2024年5月18日(金)～5月19日(日)
- ・料金：26,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：15名

③

- ・タイトル：第3回アドベンチャージュニア「水と親しむ」
- ・内容：シャワークライミング、川の始まりを見に行こう、魚のつかみ取り
- ・日程：2024年6月22日(土)～6月23日(日)
- ・料金：27,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：15名

④

- ・タイトル：第4回アドベンチャージュニア「緑豊かな高原」
- ・内容：遠征キャンプ、MTB、酪農家の手伝い、チーズ作り
- ・日程：2024年9月14日(土)～9月16日(月)
- ・料金：39,000円
- ・対象：小学3年生～小学6年生
- ・定員：15名

⑤

- ・タイトル：第5回アドベンチャージュニア「瑠璃色の湖」
- ・内容：遠征湖畔キャンプ、アウトドアクッキング、竜ヶ岳トレッキング
- ・日程：2024年10月12日(土)～10月14日(月)
- ・料金：39,500円
- ・対象：小学3年生～小学6年生
- ・定員：15名

⑥

- ・タイトル：第6回アドベンチャージュニア「余すところなく頂く」
- ・内容：猟師に聞く、鹿の解体、鹿革クラフト
- ・日程：2024年11月16日(土)～11月17日(日)
- ・料金：28,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：15名

⑦

- ・タイトル：第7回アドベンチャージュニア「凜とした空気」
- ・内容：雪遊び、スノートレッキング
- ・日程：2025年2月22日(土)～2月24日(月・祝)
- ・料金：39,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：15名

収支予算書

2024年 2月 8日

事業名:2024自然体験キャンプ「アドベンチャージュニア」

申請団体名:NPO法人ホールアース自然学校

本事業の収支予算については次のとおり計上しております。

※金額表示単位:円

収入の部

項目	予算額	積算内訳
参加費収入(第1・2回)	780,000	@26,000円×15名×2回
参加費収入(第3回)	405,000	@27,000円×15名×1回
参加費収入(第4回)	585,000	@39,000円×15名×1回
参加費収入(第5・7回)	1,185,000	@39,500円×15名×2回
参加費収入(第6回)	420,000	@28,000円×15名×1回
合計	3,375,000	

支出の部

項目	予算額	積算内訳
事前準備 人件費(キャンプサイト準備)	350,000	@25,000円×7日×2人
事前準備 人件費(企画広報)	100,000	@25,000円×2日×2人
チラシ印刷代	120,000	一式
チラシ送付資材・運賃	100,000	一式
事前準備 人件費(事務局)	350,000	@25,000円×14日×1人
事業当日 人件費(職員)	1,275,000	@25,000円×17日×3人
事業当日 人件費(サポートスタッフ)	136,000	@4,000円×17日×2人
プログラム資材費	769,000	一式
事後処理 人件費(キャンプサイト整備・事務)	175,000	@25,000円×7日×1人
合計	3,375,000	

収支差額:

0

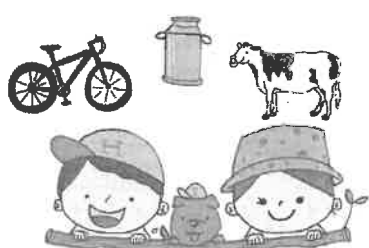
ホールアース自然学校の子どもキャンプ

アドベンチャー ジュニア

アドベンチャージュニアは、富士山麓の四季折々のアクティビティを体験する子どもキャンプです。
自然の変化を、様々な感性で感じとり、いとおしむ。
旬のものを食べ、その背景を知り、自分たちの命がたくさんの“いのち”で支えられていることを感じる。
一年を通した活動で自然を好きになったり、命の循環を感じてもらったりしたいと考えています。

9月

「緑豊かな高原」
～サイクリングと酪農～



富士山を見ながら、広い高原を思いっきりサイクリング！風になったつもりで駆けぬけよう！酪農で有名な朝霧高原で、牛のお世話のお手伝いもします。

日程 2023年9月16日(土)12:00
～9月18日(月・祝)14:00

対象 小学3年生～小学6年生
※一人で自転車に乗れる方

料金 39,000円(税込)

場所 ホールアース自然学校

10月

「森を守る」
～余すところなく頂く～



森を守ってどうしよう？ジビエを食べたり、鹿草の小物を作ったりしながら、野生動物と森、そして人間とのつながりを知ろう！

日程 2023年10月21日(土)12:00
～10月22日(日)14:00

対象 小学1年生～小学6年生

料金 26,000円(税込)

場所 ホールアース自然学校

11月

「食をつくる」
～欠かせない味噌～



日本人の生活にとって、欠かせない調味料、味噌。買うのは簡単だけど、自分で作ると味わいもきつと違うでしょう。手作りピザ作りもしますよ！

日程 2023年11月18日(土)12:00
～11月19日(日)14:00

対象 小学1年生～小学6年生

料金 26,000円(税込)

場所 ホールアース自然学校

2月

「凍とした空気」
～寒さを楽しむ～



富士山に積もった雪の上をザクザク歩いてみよう！周りは一面の銀世界。夏の風景と全く違います。雪遊びしていれば、寒いのも忘れてしまう！

日程 2024年2月23日(金・祝)
12:00～2月25日(日)14:00

対象 小学1年生～小学6年生

料金 39,000円(税込)

場所 ホールアース自然学校

参加者の声



親と離れて過ごす経験や、他の同年代のお友だちと過ごし、他者を思いやる気持ちを育てられたと思う。あと、学校とは別のコミュニティでの居場所を作れたと思います。



日常では経験できないことだらけで、楽しくてしょうがないようです。普段の失敗は落ち込んだりしますが、キャンプの失敗が次に活かせると思うと楽しいようです。

詳細・お申込み

公式HP



最新情報

Twitter



お問合せ

主催 NPO 法人ホールアース自然学校

☎ 0544-66-0152

📍 静岡県富士宮市下柚野165

✉ info@wens.gr.jp

🌐 https://wens.gr.jp/



GENERAL INFORMATION

総合案内

ホールアース自然学校の活動は、時代の流れと共に、これからも変化し続けていきます。



「動物農場」としてスタート

家畜動物の魅力に触れて自然界への理解を深めてもらおうと、家畜動物と共に暮らすをおくりながら、動物体験・自然体験のプログラムを始めました。これがホールアース自然学校の原点です。



阪神・淡路大震災が教えてくれた新たな役割

震災発生4日後の1月21日から、最も被害が大きかったエリアのひとつ「東灘小学校」に入り、応援活動を展開しました。自然学校の持つ様々なノウハウが、ボランティアセンターの運営や避難所での生活支援などに役立つことを、身を持って知りました。



初の分校を沖縄に開設

沖縄での教育旅行に自然体験を取り入れたいという
旅行会社や地元の皆さまの熱い想いにお応えする
べく、多様な自然が色濃く残るやんばるの地、沖縄県
名護市に初の分校を開設しました。

自然学校という社会運動

わたしたちは「環境教育」というカタチで
次世代の社会につながる
生き方・暮らし方の提案をしています

ホールアース自然学校は、「家畜動物とのかかわり」と「自然体験」の場・機会を提供する動物農場として、古い民家を根城に歩み始めました。

昔、里の農家の庭先には、山羊や鶏がいて野菜くずを食べ、出たフンで田畑の肥やしをつくり、食べ物を作っていました。小さいけれど、完璧な循環があり、太陽や雨の恵みに感謝しながら、大きな自然のひとつの歯車として生きていました。それが、私たちが求める豊かな日本型の自然観です。

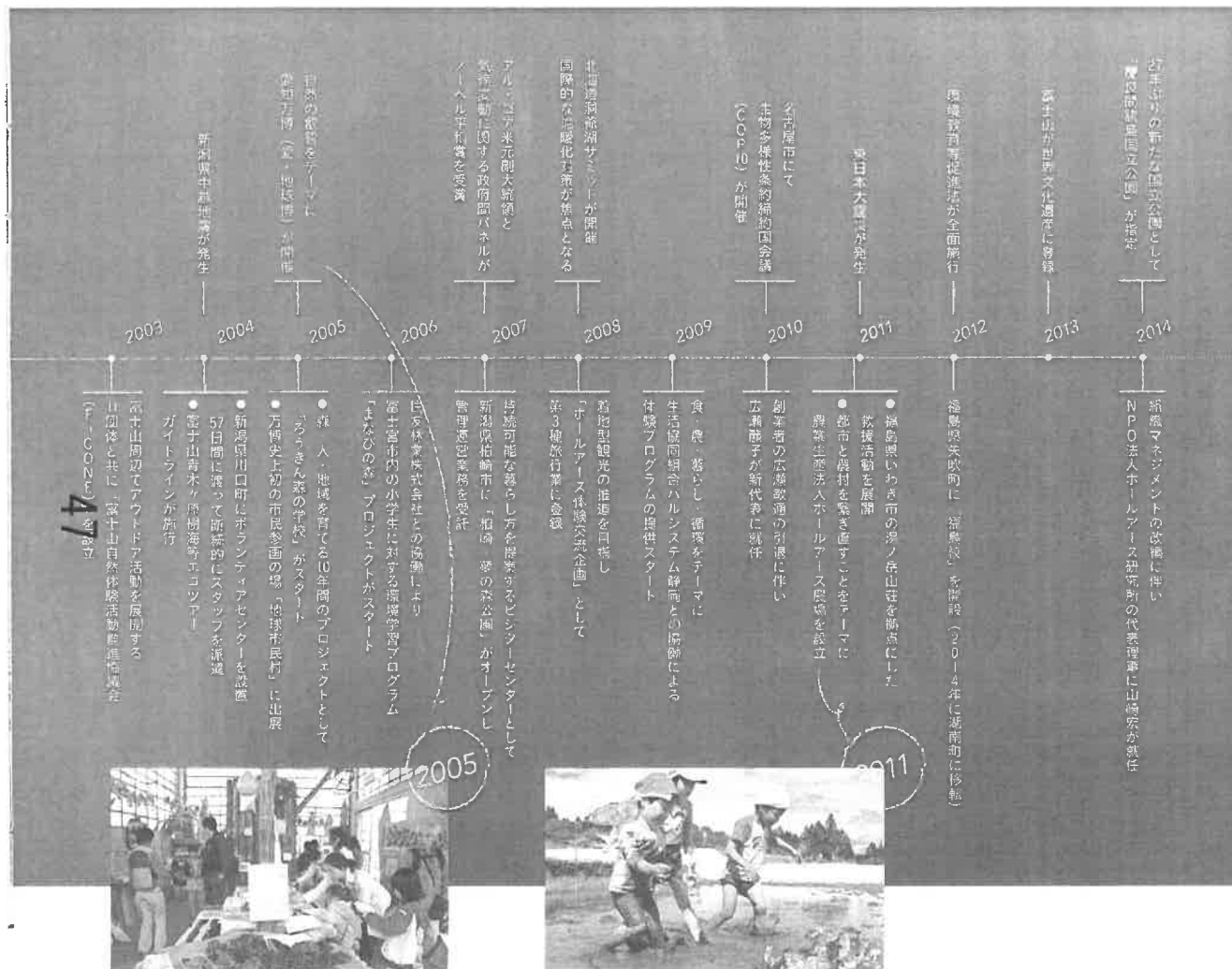
自然は、目の前だけでなく、その先の広く大きな自然へ拡がり、私たちの心に深い畏敬の念を与え、生命体としての地球への関心につながりました。生かされ活かしていくことの豊かさを伝え、互いの恵みに感謝する心を伝えること。それが自然学校に与えられた課題なのだと考えています。

ホールアース自然学校は、大切な基本を守りながら、社会が必要としている事業を自然学校の立場で取り組んでいく、社会運動体です。

多種多様な技能と関心を有する仲間が、自然学校という舞台で自分を活かし、他者を生かす夢を育んでいます。

私たちの財産である職員と共に、様々な課題に取り組む「人と人」「人と自然」を紡いでいきたいと思います。

ホールアース自然学校 代表・
広瀬麗子（あんまー）



愛・地球博のパビリオンに出展

万博史上初めてNPO・NGOが参画した愛・地球博「地球市民村」。ホールアース自然学校も開幕直後の1ヶ月間、「自然語で遊ぼう!」をテーマに、人間が昆虫サイズに小さくなった目線の参加型ブースを出展しました。



食育・木育の活動拠点に

耕作放棄地。放置された竹林。日の入らないスギ林。日本の里山文化を支えてきた田んぼや森の荒廃が進んでいます。里に拠点を置く自然学校として、有機・無農薬栽培の農業や竹林整備・人工林間伐など、農林業を真摯に取り組み始めています。

つくりものではない
ホンモノの自然とのふれあいが、
生きるチカラや心を育む。

自然体験が乏しいあらゆる世代へ

ホールアース自然学校が活動をスタートしたのは1982年。家庭用ゲーム機が普及し始め、子どもたちの遊びのスタイルが屋外から屋内へと大きく変化し始めた時代でした。それから30年以上が経ち、子どもだけでなく親の世代にも、自然体験が乏しい人が増えていきます。

子どもにも大人にも、大自然の中で思いっきり遊ぶ機会を提供したい。自然と共に生きる日本ならではの知恵を見直したい。そんな想いを胸に、子どもや親子を対象とした「遊牧民キャンプ」や、週末の「アウトドア体験」、地域を巡る「エコツアー」を、富士山麓や沖縄・福島などで実施しています。

「楽しかった！」で
終わらない体験を

私たちの自然体験は、トレーニングを重ねたプロのインストラクター（自然案内人）が、目には見えない自然の魅力や物語をわかりやすく楽しく紹介し、「人間も自然の一部なんだ」という感覚、自然への畏敬の念を育むことを大切にしています。

そして、その学びや気づきを日常生活に持ち帰り、新しい一歩を踏み出すことを応援しています。

行政・企業そして 市民の皆さまと共に

自然体験は、環境行政や教育行政に留まる話ではありません。子育て支援や高齢者福祉、農林漁業の6次産業化や地域活性化といった、日本社会が抱える課題に対する解答のひとつと私たちは考えています。

また、多くの企業が、CSR・CSV活動の一環として、環境教育をさらに進めていくようにする私たちの取り組みを応援してくださっています。

これからも、行政・企業、そして市民の皆さまと共に、ほんものの自然体験をより多くの人に提供していきます。



家畜と共に暮らす「遊牧民キャンプ」。数あるラインナップの中で最も長いのが、13泊14日に及ぶ「富士山冒険学校」です。

富士山の大自然をフィールドに、カヌー・川遊び・洞窟探検・徹夜ハイク・登山と、内容は超盛りだくさん。

何をするかは子どもたちと一緒に決めるという、自主性・主体性を大切にしたプログラムです。

2週間で、ひとまわりもふたまわりも大きくたくましく成長する姿に、スタッフも親もびっくり！

実施プログラム例

- 遊牧民親子キャンプ
- 富士登山
- やんばる清流リパトレッキング
- リゾートホテルでの夏季限定営業
- 自然学校講座四季コース

実績

子どもキャンプ・親子キャンプ/年間実施数 35回
年間参加者数 600名
アウトドア体験・エコツアー/年間実施数 60回
年間参加者数 700名

自然が育てる。

02

プロのインタープリターによる、
学習効果の高い教育旅行を。

教育旅行プログラムによる体験学習の推進

自然を学ぶ。

富士山麓よりはじまった 教育旅行向けの自然体験

1983年、富士山麓に広がる青木ヶ原樹海を舞台に、教育旅行向けの自然体験プログラムがスタートしました。樹海の原生林を歩き、自然のままの溶岩洞窟を探索するというダイナミックな内容で多くの児童・生徒、そして教員の方々に満足いただき、今では年間の参加者が3万人を超えました。現在、富士山麓や箱根・沖縄などで、延べ200種類の体験プログラムを実施しています。

プロによる学習効果の高い プログラムを

私たちの教育旅行プログラムは、プロのインタープリター（自然案内人）が案内する「ことを最大の特徴としています。それは「教育旅行」である以上、そこにはしっかりとした学習効果が必要であり、ガイドの質が学習効果の質を左右させると確信しているからです。

このため、インタープリターは最大で年間500時間を超えるトレーニングを積み、フィールドの把握や伝える技術だけでなく、安全管理やファシリテーションスキルなどについても研鑽を重ねています。

体験活動で高まる 自己肯定感

国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」（平成24年度調査）では、「体験活動の経験が多い青少年ほど、今の自分や自分らしさを認めるという自己肯定感が高まっている」ことが指摘されています。

また欧米では、注意欠陥や多動性障害の原因のひとつとして「自然欠乏症候群」が指摘されるようになりました。

私たちは、自然体験が情操教育にもたらす大きな効果を日々実感しながら、一度にたくさんの方々にメッセージを伝えることができる教育旅行という分野で、挑戦を続けていきます。

平安時代に起きた富士山の大噴火。大量の溶岩が流れ出し、すべてが飲み込まれました。それから1150年。

今では、動植物の生命あふれる森へと驚異的なスピードで復活しつつある、それが青木ヶ原樹海です。

そこには、自然のままの状態が残る溶岩洞窟があちこちに点在。子どもたちは、探検家気分でヘルメットをかぶり、懐中電灯の灯りだけを頼りに奥へ奥へと進んでいきます。そう、これがほんものの暗闇だ！



洞窟探検の面白さは、暗闇の中をヘルメットと懐中電灯で探検すること。自然のままの状態が残る溶岩洞窟があちこちに点在。子どもたちは、探検家気分でヘルメットをかぶり、懐中電灯の灯りだけを頼りに奥へ奥へと進んでいきます。そう、これがほんものの暗闇だ！

実施プログラム例

- 洞窟樹海探検
- 宝永火口トレッキング
- スポーツチームビルディング
- 羽地内海シーカヤック体験
- バードコール教室
- ロープワーク教室

実績

年間教育旅行プログラム 参加者数 30,000 名
年間教育旅行プログラム 参加団体数 250 校

03

プロフェッショナルな、 自然案内人を育む。

インタープリターのノウハウによる 学びの場づくり

インタープリターとしてのノウハウを30年以上に渡って蓄積してきたホールアース自然学校では、多くの企業や行政の皆さまから、研修のご依頼を頂戴しています。

事例1 企業研修

本格的な自然体験とふりかえりのワークショップを組み合わせた「体験型研修」は、社内ではなかなか気づかない「その人本来のチカラ」を発見する機会として、新入社員チームビルディングやコミュニケーション、中堅社員のマネジメントスキルの向上等に活用されています。

事例2 ガイド養成

座学だけでなく実体験を通じた総合的なカリキュラムによって、エコツアーガイドや環境学習の指導員を全国で養成しています。

近年では、環境教育やエコツーリズムを推進したいという海外からの研修員も受け入れ、日本の自然学校の学びを世界に発信しています。

事例3 教員研修

環境教育の日常化を目指す私たちに

とって、児童・生徒とじっくり向き合う学校教育は最高の現場だと感じています。教育現場に今以上に体験学習の手法が普及し、環境教育が当たり前の社会となるよう、教職員の初任者研修や、教員免許更新講習のお手伝いを続けています。

仲間を育て続けることが 私たちの使命

日本の自然学校は、それぞれの団体がまだ黎明期だった1980年代から、「隔っている場合じゃない」を合言葉に、自分たちのノウハウを積極的に公開し、普及し、仲間を育て続けています。

このプロセスこそ、自然学校業界が「日本のソーシャルビジネスの先駆け」と言われる由縁です。

全国の自然学校を代表する立場として、私たちはこれからも、持続可能な社会を一緒に目指す仲間づくりを続けていきます。



3～4人のチームに分かれて実施する制限時間6～9時間での対抗戦レース。

およそ50～60kmのエリア内に散らばっているポイントを探し出し、それぞれの指令等に従いながら、得点を獲得します。体力はもちろん、チーム内での戦略やコミュニケーションが勝敗を左右するため、自分や仲間の新たな可能性に気づく絶好の機会となります。

身体ともに追い込まれる中で、同期の絆が強まる一方、自分自身を見つめ直すとても有意義な時間になりました。これまでの研修では見られなかった一面にたくさん出会えました！
(30代男性・人事部)

実施プログラム例

- 新入社員研修（チームビルディング）
- エコツーリズム研修
- 環境学習指導員養成講座
- ジオパークガイド講座
- 環境学校講座

実績

年間研修参加者数 250名
年間研修実施数 20事業



自然が先生。

50

04

いのちを食べるということを、
もっと考える。

食農プログラムによる食育の推進

農村が抱える課題に
当事者として取り組む

ホールアース自然学校は、2011年11月に農業生産法人「ホールアース農場」を設立しました。増え続ける耕作放棄地の有効活用や就農人口の減少といった、日本の農村が直面している問題に対して「当事者」として具体的な行動を起こすことを目指しています。水稲・露地野菜を中心として、無農薬・無化学肥料により栽培しています。

自然学校型の農業

単なる農業生産者ではなく「自然学校型」農業であることにこだわっています。環境教育分野における長年の活動実績を活かした食農体験活動プログラムの企画・実施を通じて、子どもから大人まで、楽しく「食農」に触れる機会を提供しています。

また、里山に息づく伝統的な暮らしや

日本型自然観に触れる体験を通じて、都市と農村を繋ぎ直す活動を展開しています。

田植えや稲刈り、アイガモとの触れ合いといった「農業プログラム」、味噌作りや天然酵母のパンづくりなどの「食プログラム」を定期的に実施。

キャンプ等の食事には、ホールアース農場が生産する新鮮な米や野菜をふんだんに使用しています。

近年では、産直活動にこだわる企業と協働で、一般・組合員向けの企画づくりにも取り組んでいます。

日本型自然観の原点へ

地震や台風といった自然災害が多い日本において、私たちの祖先は農耕民族として自然と折り合いをつけながら暮らしてきました。農がもたらす食べ物や農を取り巻く環境に真剣に向き合うことが、日本型自然観の源に近づくものと信じています。



自然をいただく。

春には田んぼでどろんこになり、食べられる山野草をさがし、カエルやおたまじゃくしを見つけます。夏には川遊びや流しそうめん、セミの羽化を観察したり、ホタルに出会えることもあります。秋には稲刈りをして、鳴く虫を探し、夜にはお月見。冬にはほっぺたを真っ赤にしながら真っ白な富士山をながめ、餅つきや味噌づくりを楽しみます。
毎年くりかえす中で、「四季」という日本人の自然感や暮らしの知恵が自然と子どもたちの身体に浸透していきます。



実施プログラム例

- 里山のようちえん
- 田植え体験
- おいしい里山物語
- いのちを食べる
- エコライフセミナー
- 自然学校講座生き方暮らし方コース

実績

年間プログラム参加者数 700 名
年間実施プログラム数 25 プログラム

05

竹・木・ケモノ

自然を活かして、里山を守る。

富士の麓で里山を思う

ホールアース自然学校は、富士山を仰ぎ見る里山に本拠地を構えています。石積みで作られた棚田が広がる美しい田園地帯ですが、ふと振り返ると、かつて広葉樹に覆われていた山は竹林に侵食され、放置された人工林がうす暗い空間をつくり出し、鹿や猪による獣害が深刻問題となっています。人と自然の関係が変化したことによって引き起こされるこうした社会課題は、日本各地に広がっています。

これらの課題に共通しているのは、いかに里地里山の利用を促進できるかという点。ホールアース自然学校は、里山に活動の基盤を置くものとして、課題の解決に全力で取り組んでいます。

自然に触れて 自然を活かす

竹の分野では、ボランティアの参加者と共に定期的に伐採を行い、竹藪や竹行灯など竹を使った日用品をつくり、竹の味覚を堪能。木の分野では、自分たちでも人工林の伐採を行いながら、

木こり＆ものづくり工房との協働による新しいワークショップを展開したり、間伐材の集積基地を設置。獣の分野では、自ら鹿や猪を捕獲し、ジビエ料理や鹿革クラフトを実践したり、担い手を育てる講習会を行っています。

最近では、企業研修のプログラムに竹・木・獣の活動を盛り込むことも増えてきました。森林の有効活用と運動を組み合わせた新しい健康増進プログラムも広がっています。

さらに柏崎・夢の森公園では、市民ボランティアと一緒の間伐材をベレットや薪として販売するなど、人・モノ・エネルギーが循環する新たな仕組みの提案を続けています。

私たちは多様なセクターとの化学反応を生み出しながら、持続可能な里地里山を次世代につなげていきたいと考えています。



富士山麓（FUJI）の間伐材で、アイデアをかたちにする（MOCK-UP）フェスティバル（FES）。生活と

森の新しい関係の構築を目指しています。森に入り、素材の循環を考え、木こり体験、フィールドワーク、加工スキル向上などを通じ、約半年かけてアイデアをカタチにしています。都会で暮らす人、木こり、エンジニア、プログラマー、デザイナーなどジャンルを横断し世代を超えて様々な人が集います。

木こり、自然体験、アイデアをカタチにするワークショップ、木こり体験、フィールドワーク、加工スキル向上などを通じ、約半年かけてアイデアをカタチにしています。都会で暮らす人、木こり、エンジニア、プログラマー、デザイナーなどジャンルを横断し世代を超えて様々な人が集います。

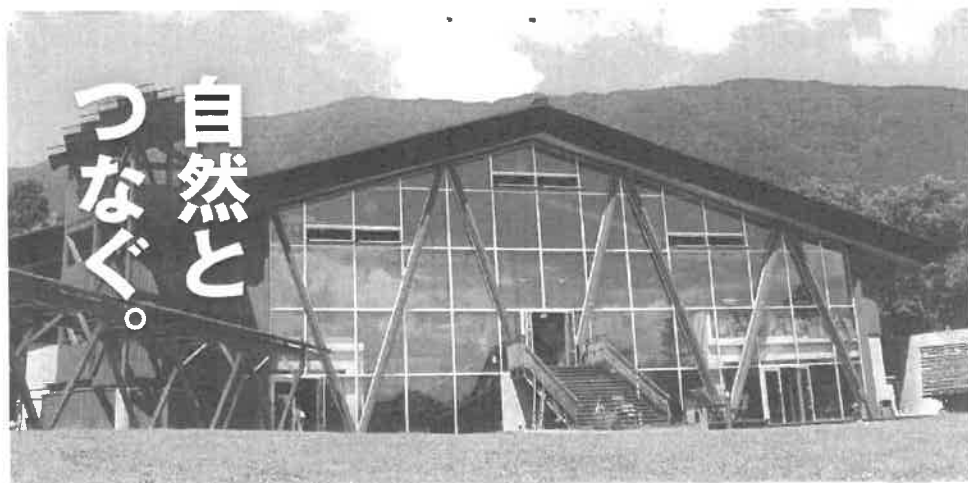
自然を守る。

実施プログラム例

- 里山つなぎ隊
- 狩猟サミット
- 富士山1カラダの学校
- FUJIMOCK FES
- 鹿革クラフトとジビエ料理

実績

年間プログラム参加者数 600名
年間実施プログラム数 30プログラム



06 人が集う「場」をつくり、
自然と人をつなぐ。

環境教育の裾野をさらに広げるため、ホールアース自然学校では2000年より施設運営のお手伝いを続けています。ひとつ目は、富士箱根伊豆国立公園の中にある田貫湖ふれあい自然塾（静岡県富士宮市）。環境省が設立した、公設民営型の自然学校第1号です。身近な自然に目を向けるきっかけづくりから、自然と暮らしのつながりを知って行動していくまでの体験を、様々な自然体験プログラムや実際に触わり動かしながら学べる展示解説を通して、専門のスタッフが来館者に提供しています。

ふたつ目は、新潟県柏崎市の里山公園、柏崎・夢の森公園。2015年度より、指定管理者として管理運営を行っています。自然との共生を考える場を提供していくことを基本コンセプトに、市民協働による里山の復元や環境学校の展開、持続可能な暮らしに向けた新たな循環の仕組みの提案を行っています。

【田貫湖ふれあい自然塾】実施プログラム例

- 富士山洞窟探険
- 富士山湧水沢遊び
- たぬきこ森のようちえん
- ムササビ&ホタルウォッチング
- 子ども&親子キャンプ

実績

- 主催プログラム約 7,700 名
(無料 5,200 名、有料 2,500 名)
- 団体プログラム参加者およそ 2,700 名
- 年間来館者数およそ 10 万名

【柏崎・夢の森公園】実施プログラム例

- 自然農と暮らしの講座
- ゆめの森のようちえん
- 人間関係トレーニング
- 薪ボイラーの手作り足湯
- 里山自然紀行

実績

- 主催プログラム約 5,000 名
(無料 3,000 名、有料 2,000 名)
- 団体プログラム約 7,000 名
- 年間来館者数およそ 8 万名

07

アウトドア技術や
臨機応変な現場力で、非常時に役立つ存在に。

自然学校のノウハウによる被災地支援

被災地支援に活きる
自然体験で培ったさまざまな力

私たちが被災地支援・復興支援に取り組み契機となったのは、1995年の阪神淡路大震災でした。自然体験プログラムで培ったアウトドア技術や臨機応変な現場力、コミュニケーション力などが、非常時の時こそ役に立つことを実感し、以来、災害支援を組織のミッションのひとつに掲げています。

被災地支援の現場は、時期によってニーズが異なるため、多様な支援のあり方を実践して参りました。

災害発生から3日間程度の初期期には、緊急救援物資の手配や現地ボランティアセンターの立ち上げ支援、続く対応期には、炊き出しや子どもの遊び場づくり・ヒアリング調査などのボランティアセンター運営支援、さらに継続期には、地場産業の支援や防災教育などの復興支援を行っています。

実績

● 阪神淡路大震災

【期間】 1995年1月18日～3月31日 (72日間)
延べ 300 人日

● スマトラ沖地震

【期間】 2005年3月～2006年4月 (5回の渡航・79日間)
延べ 60 人日

● 新潟県中越地震

【期間】 2004年10月29日～12月24日 (57日間)
延べ 200 人日

● 東日本大震災

【期間】 活動期間 2011年3月12日～継続中 (福島校の設立へ)



環境

イオン
石垣市商工会
石垣市商工会
うるま市地域雇用創出推進協議会
沖縄県
沖縄県
環境省
環境省
環境省
環境省
環境省
静岡県
静岡県
静岡県
JICA
JICA
住友林業
セブン銀行
那覇市
新潟県
日本生命
轄多広域観光協議会
パルシステム静岡
三井物産
労働金庫連合会

イオンチアーズクラブ全国大会
石垣版カーボンオフセットツアー調査業務
環境負荷低減国民運動支援ビジネス事業専門家派遣
うるま市元気シゴトプロジェクト自然体験活動リーダー養成事業
おきなわ環境交流集会企画運営業務
ヤンバルの森の歴史と物語調査事業
田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営等業務
環境教育リーダー研修基礎講座企画・調整等業務
エコインストラクター人材育成研修事業
モニタリングサイト1000 里地調査
地域ぐるみの推進推進モデル事業
環境学習指導員総合学習講座
伊豆・富士地域森林鑑定団運営業務委託
樺田・里地保全活動支援業務
中南米地域持続的開発のための環境教育トレーニング
自然体験を通じた環境教育コース
富士山まなびの森
ボノロンの森環境活動
那覇市ゼロエミッションモデル事業
新潟エコスタイルワークショップ企画運営
ニッセイ森の探検隊
麓地型観光モニターツアーアドバイザー
おいしい里山物語／里山のようちえん／里山いきもの倶楽部
社有林の森林環境教育プログラム
ろうきん森の学校

観光

粟国村
粟国村
うるま市地域雇用創出推進協議会
沖縄県
沖縄県
川根本町
川根本町
川根本町
環境省
神戸市
佐世保市
座間味村
JTB GMT
静岡県
JICA
長崎県
名護市
兵庫県

島あしび体験プログラム研修
自然体験ガイド術講座
うるま市元気シゴトプロジェクト観光体験分野人材育成コーディネート業務
スポーツ・ツーリズム推進事業（地域素材を生かしたスポーツイベント「ロゲイニング」）
沖縄離島体験交流促進事業
奥大井・南アルプスエコツーリズムプログラム企画モデル作成業務
奥大井・南アルプス地域エコツアーガイド担い手養成講座業務
エコツーリズム推進事業業務委託
エコツーリズムガイド養成研修事業
六甲摩耶エコツアープログラム開発及びエコツアーガイド育成業務
佐世保エコツーリズム研修会
美ら島づくり事業
通訳案内士専門性研修
ニューツーリズム創出・流通促進事業実証事業
集団／地域別エコツーリズム研修
農林業を核とした地域活性化サポート事業に係る専門家による「体験プログラム」アドバイス業務
名護をまるごと体験プログラム創出事業
六甲摩耶際客促進事業

農林業

経済産業省
佐賀県
静岡県
静岡県
静岡県
長崎県
農林水産省
富士宮市
林野庁

農工商連携等促進人材創出事業
ふるさと水と土指導員研修業務
森づくりグループ活動支援推進事業
企業の森づくり活動参加促進カーボンオフセット活用調査業務
森の力再生事業県民ワークショップ開催業務
農林業を核とした地域活性化サポート事業に係る専門家による「体験プログラム」アドバイス業務
農村活性化人材育成派遣支援モデル事業
重点雇用創出事業森林有効活用推進業務
効果的な森林体験活動の企画に向けた調査事業業務

教育

岡山県
沖縄県
環境省
環境省
静岡県
静岡県総合教育センター
福島大学
文部科学省

青少年教育センター岡谷学校事業運営業務
おきなわ環境交流集会企画運営業務
田貫湖ふれあい自然塾自然体験ハウス運営等業務
環境教育リーダー研修基礎講座企画・調整等業務
緑の少年団交流集会開催事業
公立小中学校／高等学校初任者研修における環境教育研修
福島県教員免許更新講習
青少年体験活動総合プラン事業

国際

沖縄県
沖縄県
環境省
JICA
JICA
JICA
日中市民社会ネットワーク

アジア青年の家 コーディネート業務
沖縄県海外技術研修員受入事業
太平洋島こども環境サミット
中南米地域持続的開発のための環境教育トレーニング
自然体験を通じた環境教育コース
地域における中小企業振興コース
北京富平学校 LEAD 来日研修プログラム

福祉・健康

奄美市
うるま市地域雇用創出推進協議会
静岡県
静岡県
静岡県
富士宮市

奄美「ふるさと雇用再生特別基金事業」アドバイス・コーディネート業務
うるま市元気シゴトプロジェクト観光体験分野人材育成コーディネート業務
環境学習指導員総合学習講座
森づくりグループ活動支援推進事業
地方の元気再生推進調査委託事業
重点雇用創出事業森林有効活用推進業務（富士山！カラダの学校）

助成金

トヨタ環境活動助成プログラム
日本財団
PanasonicNPO サポートファンド
三井物産環境基金

富士山西麓の在来作物を調査し、農家・市民の手により継承するプロジェクト
帆かけサバニを地域資源として活用した名護湾地域活性化プロジェクト
自然学校を「非日常」で終わらせないコミュニケーション深化事業
科学と環境教育連携プロジェクト



地域に根ざした「自然体験」を提供

ホールアース自然学校は、株式会社・NPO 法人・農業生産法人の3つの法人格を有する、ハイブリッド型の自然学校です。これは、活動領域の拡大に伴い、クライアントや事業パートナーが多様になる中、自らの可能性を最適化させようと挑戦を続けた結果です。2018年現在、静岡・沖縄・福島・新潟の4県に6つの拠点を有し、それぞれの地域の皆さまと共に、歩みを進めています。

株式会社 ホールアース

設立 1987年1月(1982年動物農場として創設)
代表 広瀬 麗子
連絡先 tel. 0544-66-0152 fax. 0544-67-0567 mail info@wens.gr.jp

特定非営利活動法人(NPO 法人) ホールアース研究所

設立 2002年3月
代表 山崎 宏
連絡先 tel. 0544-66-0790 fax. 0544-67-0567 mail npo@wens.gr.jp

農業生産法人 株式会社ホールアース農場

設立 2011年11月
代表 平野 達也
連絡先 tel. 0544-66-0152 fax. 0544-67-0567 mail farm@wens.gr.jp

アクセス(ホールアース自然学校 富士山本校)

- 東海道新幹線「新富士駅」より車で40分
- JR.身延線・富士急高速バス「富士宮駅」より車で15分
- 新東名高速「新富士IC」より車で30分

保有資格

株式会社ホールアースは、賛地型観光を進めていくため、旅行業に登録しています。

NPO 法人ホールアース研究所は、各省庁における一般競争(指名競争)の入札参加資格を保有しています。

業務範囲 国内旅行
登録番号 静岡県知事登録旅行業第3-559号
名称 株式会社ホールアース(ホールアース体験交流企画)

資格の種類 役務の提供等
等級 D
営業品目 調査・研究、その他



ホールアース自然学校 富士山本校

こどもキャンプや教育旅行向け自然体験などの環境教育プログラム、エコツアーリズムや環境活動の人材育成、勇気農業や里山保全活動などを実践している。

〒419-0305 静岡県富士宮市下柚野165
[株式会社 ホールアース]
tel./fax. 0544-66-0152 / 0544-67-0567
[NPO 法人 ホールアース研究所]
tel./fax. 0544-66-0790 / 0544-67-0567
http://wens.gr.jp



沖縄校(がじゅまる自然学校)

体験型観光・環境教育プログラムの実施や開発、社会人の育成、地域の観光推進のための連携・コンサルティング業務を中心に活動している。

〒905-1143 沖縄県名護市真喜郷845
tel./fax. 0980-58-1852 / 0980-58-1852
http://www.wens.gr.jp/gajumaru



福島校

復興の動きを見つめ、次世代のこどもたちの教育・育成と、多様な主体を巻き込む新たな事業の創出を目的として活動している。

〒983-1633 福島県郡山市湖南町福良字中町127
[福島校・NPO 法人ホールアース研究所 福島事務所]
tel./fax. 024-983-6411 / 024-983-6722
http://www.wens.gr.jp/fukushima



柏崎・夢の森公園

市民との協働による「里山の復元と創造」をテーマにした柏崎・夢の森公園の指定管理者として、持続可能な暮らしの実現につながる各種体験プログラムの運営や調査・展示業務、市民ボランティアのコーディネート業務まで、多様な活動を行っている。

〒945-1355 新潟県柏崎市経井川4544-1
tel./fax. 0257-23-5214 / 0257-23-5113
http://www.yumenomori-park.jp



田貫湖ふれあい自然塾

田貫湖のほとりにある国設(環境省)第1号の自然学校の管理運営業務。来館者との密なコミュニケーションや体験プログラム、ハンズオン展示などの独自のノウハウにより、年間10万人を超える方々にサービスを提供することで、自然とのつながりを感じる社会を目指す。

〒418-0107 静岡県富士宮市佐折633-14
tel./fax. 0544-54-5410 / 0544-54-6400
http://www.tanuki-ko.gr.jp



富士市立少年自然の家 丸火自然公園

45年以上の歴史を持つ富士市立少年自然の家の指定管理者として、富士山南麓の溶岩台地に広がる丸火自然公園をメインフィールドとし、新たな喜びを創造する「共育」施設を目指して活動している。

〒417-0801 静岡県富士市大瀬10847-1
tel./fax. 0545-36-1697 / 0545-36-2799
https://www.fuji-marubi.jp

(第1号様式)

2024年2月12日

函南町教育長 様

住 所 静岡県田方郡函南町桑原 1308 - 222
申請者 公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台
氏 名 代表理事 永 石 安 明
(連絡先) 055-979-1428



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第27回宇宙と天文の講演会 「ほうき星の謎 ―予測できないから面白い―」		
期 日	2024年3月31日(日) 午後2時～4時		
会 場	函南町文化センター		
主催者	団体名	公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台	
	代表者	代表理事 永 石 安 明	
	所在地	〒419-0101 静岡県田方郡函南町桑原 1308 - 222	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	三島市教育委員会、伊豆の国市教育委員会 静岡新聞社 静岡放送 (SBS)

裏面があります。

事業の対象と目的	対象：小学生～一般 目的：2024 年は彗星の出現が複数予想される。注目される天文現象への理解を深め、青少年の宇宙への夢を育むとともに、講師の研究テーマである彗星についての講演をお聴きすることで、天文教教育普及の一助としたい。		
事業内容	第 27 回宇宙と天文の講演会 「ほうき星の謎 一予測できないから面白い」		
申請理由	講演会を実施することで、青少年の宇宙への夢を育み天文教育を普及させる。より多くの方に、宇宙科学の最新情報を知ってもらうため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	大人 1,000 円 高校生以下 無料

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収支予算書

事業名： 第27回宇宙と天文の講演会

申請団体名： 公益財団法人 国際文化交友会 月光天文台

本事業の収支予算については次のとおりです。

収入の部

項目	予算額	積算内訳	内訳金額
入場料	250,000	大人@1,000円×250人=250,000円	
		高校生以下@0円×50人=0円	
合計	250,000		

支出の部

項目	予算額	積算内訳	内訳金額
会場使用料	45,000	3,000円×5時間×(100分の300)	45,000
	7,500	暖房使用料7,500円	7,500
講師謝礼	100,000		100,000
交通費	10,000		10,000
手土産代ほか	10,000		10,000
人件費	50,000	1,250円×5時間×8人	50,000
告知用チラシ印刷代	10,000		10,000
その他事務諸経費	17,500		17,500
合計	250,000		

収支差額:

0

第27回 宇宙と天文の講演会

公益財団法人国際文化交友会 月光天文台 主催

ほうき星の謎

- 予測できないから面白い -

太陽系天体のひとつ「彗星」について天文学者がわかりやすく語る天文講座です



ハール・ボップ彗星(1997年)

講師 国立天文台天文情報センター 渡部 潤一 上席教授

2024. 3/ 31 日

開場 13:30
講演 14:00-15:30
質疑応答 15:30-16:00

定員 300 名

参加費

大人 1,000 円
高校生以下 無料

講師プロフィール

1960年、福島県会津若松市生まれ。1987年、東京大学大学院、東京大学東京天文台を経て、現在、自然科学研究機構国立天文台上席教授、総合研究大学院大学教授。理学博士。国際天文学連合副会長。流星、彗星など太陽系天体の研究の傍ら、最新の天文学の成果を講演、執筆などを通して易しく伝えるなど、幅広く活躍している。1991年にはハワイ大学客員研究員として滞在、すばる望遠鏡建設推進の一翼を担い、国際天文学連合では、惑星定義委員として準惑星という新しいカテゴリーを誕生させ、冥王星をその座に据えた。主な著書に「古代文明と星空の謎」(筑摩書房)、「第二の地球が見つかる日」(朝日新聞出版)、「ガリレオがひらいた宇宙のとびら」(旬報社)など。2021年版より当天文台発行「太陽・月・星のこよみ」の監修に携わる。2023年、当法人顧問に就任。

●会場 函南町文化センター (〒419-0122 静岡県田方郡函南町上沢81)

※会場は月光天文台ではありませんのでお間違いのないようにご来場ください

●お申し込み TEL 055-979-1428 (要予約)

公益財団法人国際文化交友会 月光天文台



(第1号様式)

6年2月14日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

申請者

住所 沼津市東権路222-4

氏名 金森 康宏 (印)

(連絡先) 090 1288 7438

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	マンダリンコンサート		
期 日	6年9月28日		
会 場	葦山時代劇場 大ホール		
主催者	団体名	伊豆マンドリンアンサンブル	
	代表者	金森 康宏	
	所在地	沼津市東権路222-4	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	伊豆の国市教育委員会 伊豆日日新聞

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	演奏監賞を通じてマホリンの魅力を伝える。		
事業内容	主に伊豆の国と周辺にて練習、月1 福祉施設への慰問演奏他		
申請理由	学生等若い方へマホリン楽器の認知を 広げたい。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

演奏会のお知らせ

部員募集

写真集

リンク集

部員専用連絡掲示板

練習日

お問合せ



携帯用QRコード

36247

73620



2020年9月8日

Facebook®

Facebook 公

Facebook - 世界最
コミュニティ

★ごあいさつ★

私たちは2000年9月に日大三島グリーンカマンドリーノのOB、OGを中心に結成した社会人のアマチュアマンドリンクラブです。2010年9月に三島田方マンドリンクラブから伊豆マンドリンアンサンブルに改名いたしました。

練習は伊豆の国市韭山時代劇場を中心に毎月行っています。

メンバーは、初心者から経験者まで、老い(笑)も若き(?)も総勢10名ほどです。

楽しいマンドリンをモットーに、少しでもマンドリンの良さが皆さんに伝わればと思い日々活動しています。

活動の様子は写真集に掲載していますので、ぜひご覧下さい。

どうぞよろしくお願いいたします。

伊豆マンドリンアンサンブル

マンドリンコンサート 2024

9/28(土) 13:00 開場
13:30 開演

葦山時代劇場 大ホール

伊豆の国市四日町772
伊豆箱根鉄道葦山駅下車徒歩5分

入場
無料

演奏曲

- ・ 銀河鉄道999
(The Galaxy Express 999)
- ・ オペラ座の怪人
- ・ マンドリンオーケストラの為の4章
- ・ 昂ーすばるー
- ・ 天城越え … ほか

お問い合わせ

<https://www2.hp-ez.com/hp/izumandolinensemble/page12>

伊豆マンドリンアンサンブル

検索



主催 | 伊豆マンドリンアンサンブル

後援 6B

ぶなの森 マンドリンコンサート 2019

2019年9月16日(日) 14:00~14:30

会場 ぶなの森特養ホーム

プログラム

オープニング

- ♪ コーヒールンバ ♪ いい日旅立ち

お馴染み昭和歌謡を唄いましょう

- ♪ 憧れのハワイ航路
♪ 明日があるさ
♪ 高校三年生
♪ 瀬戸の花嫁
♪ みかんの花咲く丘



マンドリンの似合う名曲

- ♪ また君に恋してる
♪ 横かしの大船撮影所

(下町の太陽~喜びも恋しみも幾年月

~男はつらいよ~ 藤田行道曲)

アンコール

- ♪ チキチキバンバン

「特別養護老人ホームぶなの森」
函南町仁田 284-5 (伊豆仁田駅より南へ徒歩6分)
TEL 055-970-1127

伊豆マンドリンアンサンブル

南箱根ダイヤモンド
「杜の音楽会」
2019
マンドリンコンサート

2019年10月27日(日)
午後2時～2時20分

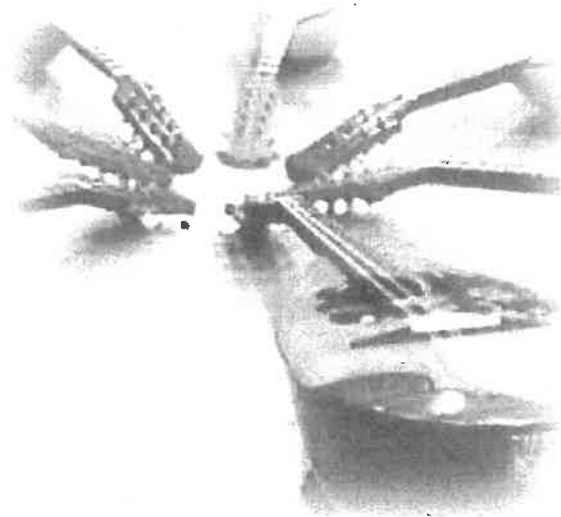
会場
ダイヤモンドホール

出演

さつきマンドリンアンサンブルと
その仲間たち

演奏曲目

「函南讃歌」
「エデンの東」
「追憶」
「踊りあかそう」
「南箱根ダイヤモンド音頭」



函南町文化センターで生まれたマンドリンアンサンブルです。
秋の午後のひとときをトレモロの響きでお楽しみください。

お問い合わせは
TEL090-4547-7544 下浦(Lot.23-583)まで

出 演

(パート別・50音順)

指揮	下浦 靖	
コンサートミストレス	三枝 貴子	
1stマンドリン	三枝 貴子	羽賀 忍
	長谷川 心春	横山 みゆき
2ndマンドリン	岩崎 かおり	落合 桂子
	長谷川 久美子	
マンドラ	下浦 節子	田中 玲子
マンドセロ	金森 康宏	問谷 英子
ギター	菊池 恭吾	
コントラバス	栗原 一郎 (※友情出演)	

伊豆マンドリンアンサンブル

私たちは2000年9月に日大三島グリーンカマンドリーノのOB、OGを中心に結成した社会人中心のアマチュアマンドリンアンサンブルです。

メンバーは初心者から経験者まで老い(笑)も若きも現在総勢13名、楽しいマンドリンをモットーに、少しでもマンドリンの良さが皆さんに伝わればと思い日々活動しています。

最近の演奏活動の歩み

2021年 5月29日	ロビー コンサート	熱海シーサイドス パ&リゾート
2022年 3月5日	コンサート 2022	三島市市民生涯学 習センター
2022年 7月23日	大河ドラマ館 コンサート	莚山時代劇場・大 河ドラマ館広場

伊豆マンドリンアンサンブル エバーグリーン コンサート

2023年3月12日(日)

開演 13:30 ~

立花台公民館・ホール

主催 エバーグリーン

伊豆マンドリンアンサンブル
演奏曲の軌跡(2013年以降把握分)

2022.03.12作成

曲名	ジャンル	国	演奏履歴													
			演奏会	リゾート スパ熱海	ぶなの森	キネマ座	夢無限 にらやま	夢無限 ながおか	長泉山荘	ホテル 長泉	はばたき	バサディ ナ	あしたか	朝顔塚	かんぼ の宿	あおい
あ	ああ上野駅	歌謡曲	日本		2017.04			2016.12								
	あゝ人生に涙あり	TV音楽	日本				2016	2016.07								
	愛燦燦	歌謡曲	日本													
	愛の賛歌	シャンソン・タン	フランス													
	青い山脈	映画音楽	日本													
	碧空	シャンソン・タン	ドイツ													
	赤いスイートピー	ポピュラー(日本)	日本													
	秋の並木道	カンツォーネ	イタリア													
	憧れのハワイ航路	歌謡曲	日本		2019		2015						2019			
	明日があるさ	ポピュラー(日本)	日本	2019.12	2019		2015						2019			
	あずさ2号	歌謡曲	日本				2015									
	アナと雪の女王	アニメ	アメリカ	2019.04 2019.12		2019										
	アホールニューワールドアラジン	アニメ	あ													
	熱海の夜	歌謡曲	日本	2016.06												
	アドリア海の青い空	アニメ	日本													
	あの鐘を鳴らすのはあなた	歌謡曲	日本													
	亜麻色の髪の乙女	ポピュラー(日本)	日本	2018.06												
	天城越え	歌謡曲	日本	2016.11 2016.04	2017.04	2014	2016	2016.07			2018				2015	2013
	あまちゃん	TV音楽	日本	2022												
	雨	カンツォーネ	イタリア	2022	2020.10											
	アメーzingグレイス	ポピュラー(海外)	イギリス													2013
	雨に唄えば	ミュージカル	アメリカ													
	雨の修善寺	歌謡曲	日本													
	アメリカ	ミュージカル	アメリカ	2019.12		2019										
	アラジン	アニメ	アメリカ	2018.11					2018							
	アルビノーニのアダージョ	クラシック	イタリア													
	いい日旅立ち	ポピュラー(日本)	日本	2018	2016.11	2018					2018	2019	2019			
	イエスタデイ	ポピュラー(海外)	イギリス													
	イエスタデイワンスモア	ポピュラー(海外)	アメリカ													
	異国の丘	歌謡曲	日本					2016.12								2013
	伊豆の踊子	映画音楽	日本													
	イタリア旅情	民謡(海外)	イタリア	2018	2018.06					2018						
	いつでも夢を	歌謡曲	日本	2018	2018.06	2017 2018		2017.12	2017							
	いつでも何度でも	アニメ	日本													
	糸	ポピュラー(日本)	日本		2017.03		2015		2018							
	いとしのエリー	ポピュラー(日本)	日本					2017.12	2017 2018							
	千と千尋より「いのちの名前」	アニメ	日本													
	美しく響きドナウ	クラシック	オース トリア	2018	2018.11											
	宇宙戦艦ヤマト	アニメ	日本													
	海二題	童謡・唱歌	日本													
	栄冠は君に輝く	ポピュラー(日本)	日本													
	エーゲ海の真珠	ポピュラー(海外)	スペイン													
	栄光の架橋	ポピュラー(日本)	日本													
	エーデルワイス	ミュージカル	アメリカ			2014										2013

か

駅馬車の旅	映画音楽	アメリカ	2016	2016.06		2014	2016	2016.07								
エスパニアカーニ	ラテン	スペイン	2016	2016.11				2016.12								
エデンの東	映画音楽	アメリカ		2019.04		2019										
エトピリカ	TV音楽	日本	2018	2018.06	2018			2017.12	2017	2018						
エレクトリカルバラード	ポピュラー(海外)	アメリカ		2018.11					2018							
エルチョクロ	ラテン	アルゼンチン		2017.03												
大阪ラプソディ	歌謡曲	日本														
オーソレミオ	民謡(海外)	イタリア		2016.04	2017.04	2014									2015	
丘を越えて	歌謡曲	日本	2018.11	2016.04	2017.04		2015	2016	2016.07						2015	
踊りあかそう	民謡(海外)	アメリカ				2014									2015	
踊るポンポコリン	アニメ	日本														
オペラ座の怪人	ミュージカル	フランス														
おやげいやきくん	アニメ	日本		2020.10												
帰れソレントへ	民謡(海外)	イタリア				2014									2015	
風の通り道	アニメ	日本	2016													
カタリカタリ	ポピュラー(海外)	イタリア	2016	2022	2021.05											
哀しみのソレアード	カンツォーネ	イタリア	2022	2020.10												
カノン	クラシック	ドイツ														
彼こそが海賊	映画音楽	アメリカ														
川の流れるように	歌謡曲	日本		2018.11					2018	2018						
カリンカ	民謡(海外)	ロシア													2015	
北上夜曲	歌謡曲	日本	2018	2018.06	2018											
君が代	日本古謡	日本														
君をのせて	アニメ	日本														
きよしこの夜	クリスマスソング	オーストリア						2016.12								2013
きよしのズンドコ節	歌謡曲	日本														
グッドバイ大船撮影所	映画音楽	日本			2019	2019				2019	2019					
グラナダ	ラテン	スペイン														
紅蓮華	アニメ	日本		2021.05												
ケセラセラ	映画音楽	アメリカ	2016	2016.06		2016	2016.07									
コーヒールンバ	ラテン	ベネズエラ		2016.11	2017		2016.12	2017.12	2017	2018	2019	2019	2018			
恋	TV音楽	日本		2021.05												
恋するフォーチュンクッキー	ポピュラー(日本)	日本	2016	2016.11												
恋は水色	ポピュラー(海外)	フランス	2016	2016.06		2016										
高原列車は行く	歌謡曲	日本	2022	2020.10												
高校三年生	歌謡曲	日本	2018	2018.06	2018	2019					2019	2019				
「荒城の月」を主題とする二つのマンドリンのための変奏曲	オリジナル	日本	2022													
古賀政男メドレー	歌謡曲	日本														
古城	歌謡曲	日本					2016.12									
秋桜<コスモス>	ポピュラー(日本)	日本		2016.11												
ゴッドファーザー愛のテーマ	映画音楽	アメリカ				2014									2015	
小鳥の戯れ	オリジナル	オーストリア														
コンドルは飛んでいく	ラテン	ペルー		2017.07				2016.08								
さざえさん	アニメ	日本														
里の秋	童謡・唱歌	日本				2014										
サマータイムインベニス	ポピュラー(海外)	イタリア				2014										
さよならの夏〜コクリコ坂から〜	アニメ	日本														
残酷な天使のテーゼ	アニメ	日本														

さ

た

な

サンタルチア	民謡(海外)	イタリア			2017.04				2016.12										
365日の紙飛行機	TV音楽	日本																	
さんぽ	アニメ	日本	2016																
幸せなら手をたたこう	童謡・唱歌	日本																	
シェルブールの雨傘	映画音楽	日本				2014													
四季の歌	童謡・唱歌	日本																	
思秋期	歌謡曲	日本																	
ジュビター	ポピュラー(海外)	日本						2015											
序曲「ニ長調」	オリジナル	ドイツ																	
シンコペテッドクロック	クラシック	アメリカ																	
人生いろいろ	歌謡曲	日本	2022																
真珠とりのうた	ポピュラー(海外)	フランス	2016	2016.06 2016.11					2016.12										
スタンドバイミー	映画音楽	アメリカ		2019.04		2019													
青春の輝き	ポピュラー(海外)	アメリカ		2016.04															
青春の光と影	ポピュラー(日本)	カナダ	2022	2021.05															
世界に一つだけの花	ポピュラー(日本)	日本		2017.03															
世界の約束	アニメ	日本																	
瀬戸の花嫁	歌謡曲	日本		2016.06	2019	2014	2016	2016.07					2019	2019					
セレナーデ	クラシック	ドイツ																	
草原	民謡(海外)	ハンガリー																	
そりすべり	クラシック	アメリカ																2013	
第三の男	映画音楽	オーストリア		2017.03															
大脱走のマーチ	映画音楽	アメリカ		2019.12		2019													
タイムトゥセイグッバイ	ポピュラー(海外)	イタリア															2015	2013	
太陽がいっぱい	映画音楽	フランス				2014													
旅路(夢中飛行)	アニメ	日本	2022	2021.05															
Tango en Skai(ギター演奏)	シャンソン・タンゴ	フランス							2018										
Danza Espanola No.5(ギター演奏)	ラテン	スペイン							2018										
小さな木の実	クラシック	フランス																	
チキチキバンバン	アニメ	アメリカ		2019.04	2019	2014 2019							2019	2019					
千曲川	歌謡曲	日本			2017				2017.12	2017			2019						
地上の星	ポピュラー(日本)	日本																	
チムチムチェリー	ミュージカル	アメリカ																	
津軽海峡冬景色	歌謡曲	日本				2015	2016.12 2017.12	2017							2018				
津軽組曲<秋>	民謡(日本)	に																	
手のひらに太陽を	童謡・唱歌	日本	2016	2016.06		2016	2016.07												
出船	童謡・唱歌	日本																	
トゥナイト	ミュージカル	アメリカ		2019.12		2019													
時の流れに身をまかせ	歌謡曲	日本		2020.10															
トップザワールド	ポピュラー(海外)	アメリカ																	
トトロ	アニメ	日本				2015													
トランペット吹きの休日	クラシック	アメリカ																	
ドレミの歌	ミュージカル	アメリカ					2016.08												
トロイカ	民謡(海外)	ロシア															2015		
夏の思い出	童謡・唱歌	日本																	
夏の日の恋	ポピュラー(海外)	アメリカ																	
夏は来ぬ	童謡・唱歌	日本																	
ニューシネマパラダイス	映画音楽	イタリア	2016	2017.07					2016.08										

は

ま

ネバーオンサンデー	映画音楽	ギリシャ				2014											
函館の女	歌謡曲	日本		2019.12													
初恋	童謡・唱歌	日本															
初恋	ポピュラー(日本)	日本	2022	2021.05													
花	童謡・唱歌	日本			2017.04		2016										
花は咲く	童謡・唱歌	日本															
花祭り	民謡(海外)	アルゼンチン	2018	2017.07					2018						2018		
ハナミズキ	ポピュラー(日本)	日本	2016														
パブリカ	TV音楽	日本		2020.10													
浜辺の歌による変奏曲	童謡・唱歌	日本															
春が来た	童謡・唱歌	日本					2016										
ひこうき雲	ポピュラー(日本)	日本	2022														
美女と野獣	ミュージカル	アメリカ		2019.04		2019											
ビバ!マンダリン	オリジナル	日本	2016														
ひまわり	映画音楽	イタリア		2019.04		2019											
ひょっこりひょうたん島	アニメ	日本															2013
ファンタジア九州(抄)	オリジナル	日本	2022														
富士山	童謡・唱歌	日本			2018												
フニクリフニクラ	ポピュラー(海外)	イタリア		2018.04		2014											
プライド	ポピュラー(日本)	日本															
ブルーシャッター	ポピュラー(日本)	日本															
舞龍風組曲第2番	オリジナル	日本	2018														
ブラジル	ラテン	ブラジル	2018	2017.07				2016.03							2018		
ブリンクブランクブルンク	クラシック	アメリカ															
ふるさと	童謡・唱歌	日本	2018		2017.04 2018					2018							2013
ブルータンゴ	シャンソン・タンゴ	アメリカ															
ヘイジュード	ポピュラー(海外)	アメリカ															
ポールモーリア特集	ポピュラー(海外)	フランス															
星影のエル	TV音楽	日本		2020.10													
星影のワルツ	歌謡曲	日本															
星に願いを	ミュージカル	アメリカ					2015										
暮情	映画音楽	香港		2019.12		2019											
ホテルカルフォルニア(ギター)	ポピュラー(海外)	アメリカ		2017.07													
マイアミビーチルンバ	ラテン	アメリカ	2018	2018.06				2017.12	2017	2018					2018		
マイウエイ	ポピュラー(海外)	アメリカ		2016.04													
マイハートウィルゴーオン	映画音楽	アメリカ		2019.04 2020.10		2019											
負けないで	ポピュラー(日本)	日本	2022														
また君に恋してる	歌謡曲	日本		2016.04	2019					2018	2019	2019			2015	2013	
真っ赤な太陽	歌謡曲	日本		2016.11	2017.04		2016.12										
マンダリンリストの行進曲	オリジナル	イタリア	2018	2018.06 2017.03	2018				2018	2018				2018			
マンダリン協奏曲ハ長調第一楽章	クラシック	イタリア	2016														
マンマ	カンツォーネ	イタリア	2022	2021.05													
見上げてごらん夜の星を	ポピュラー(日本)	日本		2018.11				2018									
みかんの花咲く丘	童謡・唱歌	日本		2016.04	2017.04 2019		2015	2016.07		2018	2019	2019					2013
美空ひばりメドレー	歌謡曲	日本					2015										
ミッキーマウスマーチ	アニメ	アメリカ															
見よ、勇者は帰る	クラシック	イギリス															
魅惑のワルツ	映画音楽	イタリア															